特別
へ12
1077
1

早稲田大學圖書

利
1,077
1

抑光源氏物語は古今めつらしく人のもてあそ
ひ物として世に伝へて行る事まことに百と
語をと云か色つまなれ小も知ぬ志ゝ道とる
のゝこゝろ人はなしさくにまかせまほし
稀なるよりて志卅く注釈をくはへまくは
後俗行ゝ一部の所ゝを釈しゝると京極黄
門奏ゝしに難義を勘かへ後ゝ奥入と名つ
きしよりこのかた監鶴とも色々有ゝれとも又は
紫明水原を始として抄出る物数あり

へ12
1077
1

せいへともあるらしき詩を取用ゐるすなる
くられつまさく清閑寺の艸との河海抄桃
華坊乃禅閤の花鳥餘情をとりてたまへる給
語の要樞とかれる類ならしかき肖柏老人
乃聞書を弄花とかはまくすれるなれしな細
けぬこころもし紙葉をはいや事柄を
てかなふつらそといへともちかくハ逍遥禅
府奥旨をはつさて務しより稱名三光
せんゐ二院より御ましくみなその流をくむて

といふものなし抑兵部侍郎源義孝ハ
壮年より文をたうとし武を右にしる志を
専らして津井に丹陽府君ある一命を
うけつきしく烹鮮の職にたてりといへ
ともこの功成名遂て身退くことわりをとこしを
俗塵をいとひ幽斎に屏居せられしと其
忠義をたふとさるゆへに故大閤桐雲乃幕
下をはなれすとゆるされしにはなにち錦
城の秋吹海に伸しなかりし枕をとまらく

雲雨乃奇なる事をといまうこえて後よりて
ならひぬれはさしもとゝけさはかくてりは老人
敷嶋の道とはいひて源氏の跡をとはぬ
おりひとつ我か心へに此物語をとりてあそふ、
人もみなこゝろえぬなりしかはあまりぬ抄出
をもけさふかなるにまつひかまて古来
乃注釈をと一読んのためにふえあしあけむへきく
えゐて此アといひてもしかのまさいとはとう
はまるしまていさき乃海ぬかま乃志ま

北さつとゐるに事なくていゑはくに月日を送る
容おもはんさしの雜とえもしとくへ我は
志さりよ中はても命をかはるまてとをへ
ちはん中とし歳をて君しうきこ難にあはに
かくらん事をかゐりみゐといへとも三光流
門府講讀乃かたくむしろぬ末に待かなり
て耳小なり進そはなるかしを書付ぬりとく
まゐるとゑにくてらしえてんを念ゐきさんちし
はゝ餘習ふひつ進てかはしけるにかなくこれ

を経て閑なる窓にむかひても机几のうへ
もぬかう来膽にさへゆくけるを捨て十年あまり
つまる旅ね河辺とくらしける川のくつ花仏に天
橋立の松の落葉をひろひあつめてさしかなき
るすともをともくに書何何あつまるふみん浦
鳴の子の箱の底に納めかくおといふともその
はかりおきりて見ん人のあやまりは何事も悔
しからん事を恥思ひはするもの捨てもあるまじと
えりして五十九帖りなしぬ　山谷先

生の詩にいへらく岷江初濫觴入楚乃無底と
は奥入をゆるしに岷江の初といふによりやいゆ
此抄出乃標ともにまた入て底をあらはしとくれるる世
くらる人の心をうかゝしてわけるきみしま
言葉をとりわたされ註釈ならんとせんかゆへなり
まる上にはいそらの聞をもせうとうまさくしるみね
うたはうして剰へ今案乃膽説をさへ志るし
はらぬ事ゆへとしにそれかけられはりといへどもい
ろく世にはなてはいまもぬくは人をそさとら

志ゆんとみ本えまゐらされしか今りて人のお
さきりをとゝらへうさ給ぬるし　時ニ慶長
三乃年ころ月の中ゐ九日世足の奉斬かし
てまつしをとりはゝ紙に入禁とるいきる
当事まつる

光源氏物語事

弄 一全篇光源氏君乃事を詮用とし仍名之
河正 一或説云此物語とは必光源氏物語号とも
いうし一つ源氏といふ物語侍りしある中より
光源氏物語とは紫式部か作りし是今案
乃義也紫式部か（一条院）寛弘六年の日記に源氏
物語せんしの御前にゐ侍るとよみ侍しゆるも
又水鏡にも紫式部か源氏物語とつけき
代々集乃詞書にも見えたし　奥入りにも

あ猶よりさは源氏物語といふもののあるを
志ゝうは光といふ字を可加さりまうくる此
影るけ逢て源氏とかりいたんにな衣
く部しうる次なし

紫式部 作者事 父越前守為時 母右馬頭為信
女 系圖右ニアリ

良門 勧修寺家祖 冬嗣公六男 内舎人正六上
　利基 従四上右中将
　　兼輔 号堤中納言 権中従三 河海 非蔵五蔵 歌人 承平薨五十五
　　　雅正 ニサタヽ 刑部少武従五上 日向守従五上
　　　　清正 キヨタヽ 蔵紀伊守 歌人 従五上
　　　　為頼 歌人
　　　　為時 越前守正五下 蔵弁 歌人
　　　　　惟規 ノフノリ
　　　　　紫式部 竹苑式ア 歌人 母右馬頭為信女 一説為時雅正女云々不用之 御堂関白女 上東門院女房 右衛門佐宣孝室
　高藤 勧修寺家祖 延喜外祖 寛平贈正一位 内大臣

長良卿六男
三木
清經

三木
紫式部母系圖
元名

權中從三
文範

河海常陸介
或本攝津守
為雅 — 中清 — 範永

又右馬介
為信 — 理明

女
右少弁
為時妻
紫式部母

紫式部女
大貳三位系圖

權中納言為輔子云々
藤原
宣孝
右衛門權佐
長保三年

右京大夫
隆光

但馬守
隆方
歌人
承暦二年

從三 後一条院御乳母
賢子
太宰大貳成章卿妻
仍号大貳三位
母紫式部
挟衣作者
歌人
号大貳三位

為後一条院御乳父事

栄花物語廿六云大宮の御方の紫式部かむすめを
めの越後弁左衛門督兼信乃子うみたれし
うまいまゐりて生三山城權佐宣孝之女子是則

大貳三位　賢子也

河
一紫式部事

紫式部ハ鷹司殿 御堂関白北方一条院左大臣雅信公女従一位倫子の官女也あいゆみて 上東門院陪侍也 先祖右ニ詳也

私
後ニ右衛門権佐宣孝ニ嫁して大貳三位
弁局 狭衣作者 を生む

河
一部の内ニ紫上の事をすくれて書出し
たる故ニ藤式部の名をあらためて紫式部
と号せらる一説云藤式部の名遠云
る故とて藤の色のゆかりニ紫の字ニ改ら
ためらると云々

河
或説 清輔朝臣云 一条院の御めのとこの子也
上東門院へ参らせてわかゆかりの者なれハ
もゆかりなれハあはれと思しめせと申させ給ひしを
によりて紫の名あり武蔵野の義なるへしと
いへり 或又作者ハ観音の化身と云々

箋
此物語を越前守為時かくといふハ非也

河
紫式部か旧跡ハ清和院正親町以南京極

乃西頬今の東小院の向也此院ハ上東門院
の御所跡也
〔河〕墓前ニ雲林院　白毫院乃南ニあり小野
篁ヵ墓の西也宇治大納言宝蔵大納言日記ニも
紫野ニ雲林院ニあるよしみへたり雲林
院ハ淳和院天皇乃離宮也賢木巻ニ
光源氏も林院ニこもりて六十巻といふ文とも
よませて給ひし所也式部ハ檀那院僧
正乃許可〔可〕下をかうむりて天台一心三観の血脈
をいまうしが故ニて雲林院乃遺跡となりしい
し給けるとそ申伝へありや
紫式部ヵ日記ニゟあるさしたゝあらく史記と
いふ文をよむところきゝ史書ニ通し
たまへりけるなり

上東門院　彰子御事

御堂関白道長公一女母従一位倫子左大臣一条
雅信公女長保元年十二月朔日入内年
十二去年十一月十一日従三位十二月七日女御
同二三廿五立后年十三寛弘九二廿四皇太
后寛仁二正太皇太后宮万寿三正十九落
飾為尼年卅九号上東門院法名清浄覚
年官年爵如元永保元十月三崩八十七長暦
三五七於東北院御剃除就之案之万寿三

年御出家垂尼欲此時如法為尼也可尋之
一條院后後一条院後朱雀二代國母也以テ大鏡
裏書ノ私續世継ノ一二の並餘胖云寛弘九年
二月に皇太后宮にゐさせ給ふ御とし廿五と
申しさせ給ひき後一条の御とき位につかせ給て寛
仁三年正月に太皇太后にあがらせ給ひき万寿三
年正月十九日に御さまかへさせ給ふ御とし卅九也
御名は清浄覚と申き后の御名とどめさせ給
て女院と申しさせ給ふ年ごろ御ゆづり位給は
らせ給ひけるをおろし奉りよかたる作らせさうしを
事長暦三年五月七日御くしおろさせ給ひ顕基
の入道中納言
世をすてゝ宿を出にし身なれとも
猶恋しきはむかしなりけりとよみて此女院へ
奉てまつり給へる御返事に
住の乃ままも忘しまつと給ふらくさ御は二さとし
世をはそむかさりし御ゆしとよ御を給へつるとしめ
御くしろの世給てぬら三れしかへさせ給ふ

こゝろなるへし

時代

箋

寛弘ノ初造之康和ノ末ニ流ス 自寛弘元年甲辰至永禄十三戊午五百五十五年又至慶長三丁酉五百八十三年也 寛弘より康和乃ころ百余年なり狭之し何達とも撰りせしにさかりふとて何ゝいふ事ゟ五条三位 俊成卿 京極黄門 定家卿 乃比よりとこそ

物語之起

箋

大斎院選子内親王 村上女一宮御母安子中宮 所ニ望

上東門院 一条院后 御堂関白女 仍作ニ官女紫式部ニ作

進之

私
選子を大斎院と申事ハ円融院ゟ後
一条院まて五代乃斎院を勤させ給ひし
也天延二年六月廿六日卜定長元四年
九月廿二日退同八年六月廿二日薨斎
院にゐまし間五十七年也

河
此物語乃おこりにて説〃あれとも西宮左大
臣安和二年太宰権帥に左遷せられしかハ
藤式部おさなくよりなれ奉りて
思ひなけきけるころ大斎院より上東門院へめつら
かなる物語や侍るとさふらひ尋申させ給ひけるに
うつほ竹取の物語ハ見なれたれハあたらしく
作り出して奉るへきよし式部に仰られけれ
ハ石山寺に通夜して此事を祈申すに折
しも八月十五夜の月湖水にうつりて心もすみ渡る

ま〻に物語乃風情そらにうかひけるをわすれぬ
さきにとて佛前にありける大般若の料紙を
本尊に申うけて先須磨明石乃両巻をかきはし
めけりこれによりて須磨の巻にこよひは
十五夜なりけりとおほし出てとは侍るとかや後
に罪障懺悔乃ために般若一部六百巻をみつから
かきて奉納しける今にかの寺にありとそ
此事も実なるへしとそ
行
又大斎院より上東門院へ春乃日めつらかなる
なくさみぬへき草子や侍ると申させ給ける小
女院は紫式部をめして何をか参らすへきと
仰せられけれは式部申けるはめつらし
き物は何乃作へきにかは新作取出られ侍れや任
せよとは仰られけるに作出して
まいらせたりしと申されけれは何く思ひよりてさ
もかくれなくと仰られけるとて源氏を作てまいる
そていらしくめてたく作遣と云人あり又いはゆるみ
やよひへ宮を置て里に仰を承り物語作らい

きし侍るにまかりて思しいでられけれバ此源氏ハ紫
式部と名ハ清藤式部と申又第三乃若紫巻を
とおもしろく作りたりとて紫式部とあ
いはれけるとぞいにしへよりいふ侍るとあれ
宇治大納言乃物語にいふハ昔越前守為時ゞ
てさう者あり世に出てよく名さしたりける人の女
紫式部か親也此為時源氏ハはかりたりける
ほ侍るなるをともとむるにあふらぬハけり
常とかきさいの宮此事をきこし思し
きむまれんとおほし出し多くしを作此源氏は
くつまいらすさ侍くふ申は人書りさしい
つよく作り給ひたりとも申いはまいらせま
おとおりん

大意

箋 君臣父子夫婦朋友乃道をたて人倫をし
ぬとらし　弄

汀 誠ニ君臣乃交(まじはり)仁義ノ道好色の媒菩提乃

縁に玉の御まく是をのせ給といふ事なし
父子有親君臣有義夫婦有別長幼有
序朋友有信
或説一部乃作意天台四教乃法門に比せらると云々
又此物語何としるされたる男女の道をあらはすといへり
世是毛詩関雎乃徳を可見云々関雎ハ后妃ノ
徳也云々 こゝに后妃ハ文王乃后太姒をいふなり賢
女を得て文王乃后にして天下乃政を安
文王のおもひかけられたる太姒をもとめえてまつりける太姒詩人のかんめて作る詩なり
まことにしと太姒の思ハれけるをもとゝかもや

女ハ嫉妬乃心なくかりなき物なれば此太姒の心
奇特なれはとりわけ出しけるとそ
易ノ家人ノ卦ニ家人ハ利ニ女貞ニ彖曰家人女ハ正シ
位ヲ乎内ニ男ハ正ス位ヲ乎外ニ注家人之義以内為本者
故先説女也男女正位天地之大義也家人有厳
君焉父母之謂也父々子々兄々弟々夫々婦々而
家道正シ正ノ家ヲ而天下定ル易乃家人の卦ハ心を
女ハ内に位を正し男ハ外に位を正しうるハ家
乃正しき事なれバ家正しかれバ天下も定まる

といふて淫乃心家人の義ハ内をもてむねとし
ゆへに先女をこくといふて女の内に位を正しく
きはめておこなはむとや此物語に男女乃道をいはひ
為すをも此理なるへし凡風流好色乃事とてかり
見れはとても悪きとなり

蒙 大学云古之欲明明徳於天下者先治其国欲治
其国者先斉其家欲斉其家者先脩其
身欲脩其身者先正其心欲正其心者先誠
其意欲誠其意者先致其知致知在格物

註 心者身之所主也意者心之所発也実其心之
所発欲其一於善而無自欺也致推極也知猶識
欲其所知無不尽也格至也物猶事也窮至
事物之理欲其極処無不到也此八者大学之條目
也物格而后知至知至而后意誠意誠而后心
正心正而后身脩身脩而后家斉家斉而后国
治国治而后天下平 注 物格者物理之極処無不到
也知至者吾心之所知無不尽也知既尽則
意可得而実矣意既実則心可得而正矣

自天子至於庶人壹是皆以脩身為本其本乱而末治者否矣　意を誠にし心を正し身を脩め家を斉へ国を治め天下を平にする道なりすなはち此物語一部の大意もこれを本とせりよく此物語に心をつけて其の正しき所をとるへしとそ学者これを思へとや

箋

此物語の根本荘子の寓言によりて寓言者以己か言を借他人之名謂之注又根なし草と訓とありて又内篇七外篇十一雑篇十五已上廿三篇ありて内篇ハ理の根本とあらすそ桐壷より白宮までの廿七帖によそへ外篇にて物の本迹をあらそ宇治十帖によそへたり雑篇ハ理本ましへあらすれ是を並ひ十七帖によそへたり

論語大全
聖人判定云好底ノ詩便要人吟味興発其ノ善心不好底詩ハ便要人起羞悪之心皆要人思無邪也

毛詩三百篇の中以関雎婦人之徳為始以思無邪為一部之大意（此物語亦如此）

尚書　一部の意在謹之一字（此物語もかくのことし）

左傳　一部の意在勧善懲悪

礼記　一部在毋不敬之三字同

周易　一部乃意在リ潔清精微ニ
大全ヲ引ク心ハ毛詩一部ヲ二ツニ分テ好キ詩ヲハ吟味シテ人ノ
手本ニシ悪キ作法ヲ作リタル詩ヲノセタル心ハ如此悪キ作
法ハハツカシキ事ナリト後世ニ知ラシメン為ナリ　此條答ヨ
キ事ヲシカキタルハ手本ニシ悪キ作法ヲシカキタルハ如此事
ハハツカシキト知テ戒ヨト云心ニツナル故ニ引玉ヘル也

文躰ホ之事
巻之序并文体文法依ニ司馬遷史記本紀
十二巻　自桐垂至白宮
列傳七十巻　以並擬之世家卅巻　以字治十帖ニ比之
此外拾ニ巻〻文ヲ句ヲ有ニ司馬遷文法ニ
一字褒貶ハ左傳之法也是筆誅ト同物〻〻
其より一字なるは人乃もり状をは幼そしるを
くおるかや也せ物語ものてふことの一字もて
め此乃類あまたあり

円
陸氏の襄賤ハ資治通鑑の文勢司馬光
の詞を因みしところ　是ハ草子也
地にて何事をも批判しかきけりのあるを
ごしや

箋
於内典者而依天台法門之故立巻及六十巻
内證有密法　又専示因果必然之道理
凡内典外典千万軸よりして雖解難入也仍權
化の方便をもちて一代權實内外の書のそ
の意旨をひろひてせ一部にひとつも餘さ
四十七字を出として世間出世の万法のせ
てゆかたる事明鏡よりもすゝしといふへし
まことに則天地も始終あり況人間においてをや
これによりて盛者必衰會者

定離生老病死有為轉変乃理をしらしめ次に好色にまよいて世間相常住乃法門をさとく煩悩即菩提生死即涅槃乃旨をあらハし次に煩悩即菩提乃文此物語の大意也

或抄云おほむねハ荘子の寓言を模して作る物語なりといへとも一事として先蹤本説なき事をのせす一字の褒貶ハ春秋におなし但荘子の寓言乃ミ左氏ハ事実を書して文詞も又其体のあやとす今此物語ハ假名のさうしのたくひなれとも集大成といへとも左氏荘子の体をかねたりとしるへしかしこす抑男女の道をあらハせるハ関雎螽斯乃徳王道治世の始なるにもとつきその中に好色婬風乃ましはれるをあらはせるも隠なるもありてなさけふかし君子乃ほしむ所を小あつむ後人をしていましめんとなりまつ仁義礼智の大綱

まて佛果菩提乃本源といふへからく　此物語
をよみれハ何の指南なることもあらん学者深
切に眼をつくへし
或いハ思ふ事なくていふにたらぬ身
ふかくありしを又さりけるて大やけ私にた
まよく人乃心におけるやまとをわこしを日本
て物乃情をあらはしむ五十四帖乃内に男
女乃よきあしき死物まいをあらはし
三四代の間君も臣も身ほあくせめよすをせ

ありたはまり管絃乃道詩哥の趣時に
つけてあらはしける物よりせくまらしへきといふ物
事なし作意紫日記云左衛門督云仕あるなし
この世まりなり紫やにとくかくしいぬ源氏
の物かたりへさ人をみくしぬたぬまかの人もい
かく物しぬるんとすかゝり左衛門内侍といふ
人あやしくとろよすゆ源せすいしこちら
見るうすは心うさしらまことのあはり
きこえ御しけ内乃人の源氏乃物語なりかせ

きこしめしけるに此人ハ日本紀をこそ
よみたるへけれまことにさえ有へしとのたまはせける
をふとをしはかりにいみしくなんさえかるさし
けれと殿上人なとにいひちらして日本
紀乃御局とそつけたりけるいとお
かしくそ侍るなめり

物語時代之准拠

桐壺乃帝を延喜ニ比し師説日本の国史
三代實録の貞観年中ニ出てとゞる今此物
語宇多ヒ来よりこれを記とこれ則国史とつ
く乃謂也又通鑑ハ周威烈王よりこれとする
むか左傳よつくの義也此文法をとてうみとさる
義
赤染右衛門の榮花物語ハ宇多の来よりこれを
つゝく是国史乃闕をうけて補ふの理なるし案之班固う
前漢書と史記ハ時代一同也然と司馬遷部

立といふ名あらはして作り名別乃事なかりしかと
今此物語も世継と同時なりとみえし史記の紀
立なるてこれをといひつらね此深意をハ味ふるなれ
桐壺乃みかとを延喜に准する事醍醐ハ聖主
まて申しませハ其も聖代明時と換するの義也
物語の時代ハ醍醐朱雀村上三代に准するに

天慶ハ朱雀
天暦ハ村上

桐壺御門ハ延喜朱雀ハ天慶冷泉ハ天暦先
源氏ハ西宮左大臣如此お当すへし又桐壺巻に
家勅に多前まてとりあさて亭子院の作ると

乃指ゆへなり
此比明らかならんするも根元の此絵亭子院のうち世給とを
由ありてこそはいせさせ給へとゝみこ南しときこえのうらに
わさん事ハ宇多上皇のれいにまかしわ
あれなとゝく是此遁滅し
又絵合巻に朱雀院乃御
事と延喜の御手つからとの左りて世給へるに
又わか御代の事ともうつせ給へるてんりて又昭
宣公の母ハ寛平法皇の皇女延喜帝の御妹なり
敦忠大臣以中将乃母も桐壺のみかとのひとつ御腹
とあり此外も甚絵おりし就若云以前の准
拠識に甚よせありといふとも此物語ハ光源氏を
むねとせられてく西宮左大臣に准するより一

世の源氏物語の作は紫式部なれとも汝云好色の
先達とはさしてきこえさるにや今の物語は
此道をなそらへしるなり　蓋古物語のなす大
綱は其人の面影あらはし行迹によそへてはある子
らぬ事をしるさすと擬するなるへし漢朝の
書籍春秋史記なとにも実録といふ乃是
同はある也の桐壺帝冷泉院を延喜天暦に
なすらへ於てりうりり或は唐玄宗になすらへあ
しとひき或は秦始皇のかくれなき例とう

せり又天慶乃ことは桐壺の皇胤なりし源
さねとも此物語には朱雀院の御子今上冷泉
院の流浪なし（或説云此条在作昔意観也）光源氏を安和の
左相に比すといへる好色乃方は道の先達
するなよ在く中将の風を慕ひて五条二条の后
を薄雲女院朧月夜尚侍によそへ或はこき姫
乃おねのかしらと云ふ又太上天皇の尊号
も漢家よは太公乃用端本朝には草壁皇子
古の先蹤を摸するなし此作物語の習なり

おしめにいつきの御時にもとゝさせて分明り
かきつくりいはさまでも此哥とさりまうて下りに延
喜の此時とりてふたとしめり此外或は桓武
又一条院を村上の兄ゝに准して光大臣
伊周公を光源氏にも擬するといふも一義なれど
皆以て謬説也若桓武といふ其以後嵯峨帝王
陽成宇多延喜乃比の物語にあり一条院の
し延喜より後五代の事なれども是此上に
の書に此比上にもすかる千枚つゝのりとあり

画人朱雀村上の御代の畫工也既に此比也
いつり一条院也まて存生せし又絵合巻より
朱雀院を当代のよしに哉も是兵編の
熱して此物語作りけるには葉草中将は阿保
親王の子伊登内親王の[illegible]子に生れて在五
あらひらすくかなりさきよやまとゝ[illegible]みる
ゐすりしを似すひて光源氏君とみすけりても
甚みつきひ後二条以来の后に愛りしにても
て藤壺女院二条の后と勝月夜の人尚侍にかりより世[illegible]数文の

多かしふよせて六条院息所乃女新宮ふて
ありし別をおもしむこまのところを情とうけ給ひ
とむらふ事なきみよせわる事し
或説ふハ光源氏ハ西宮左大臣高明公醍醐の
みかとの皇子一世の源氏ふて天下かたちも世ふ
くれのなきを光源氏よ多とく我心ふしめすな
ふふまりて紫式部の名よよせて紫の上と
あらつし大宰帥よ遷されしを須磨の浦よ
しつく給ふれよよくと
紫式部ハ高明公の妻なる事
年紀相違不可用也

さうかハ又異朝よとりてハ周公旦東征せし
事なれバ其上ハ菅家の左遷の事在中将流謫
の事なとをひとつに一様を摸せし用捨て
まうしきよ語につゝきぬ

光源氏准拠并摸行迹事　私勘

凡作物語乃ならひ其行迹を摸するの一概ある也
一光といふ名ハ仁明天皇の御子西三条左大臣源
光といふ人を摸するなれ

一　美男に比して光と称するは廣幡右大臣
顕光公の子息重光のかねを天下第一の美
男につきて光かね（ミカネ）とよりて光と称するなり

一　世の源氏君の事は延喜第一の皇子西宮
左大臣高明公の例にて此公流浪ありてさすらひ
さ久給ひしなり

一　須磨浦に謫居（タクキヨ）の事は行平中納言に古へ流され
一　謫居の時風雨の変ありて召返さるゝ事は
周公旦東征の事に比するし又雷鳴の落

菅相公の雷神となり給ひし後延長八年霹靂
にて清涼殿にて人々あまた死しける事と也といへり
一　源氏君の夢の浦にて住吉神又海龍王などの
立願給ひし事は菅丞相の宰府にて祭文を
よみて告天に給ひし事なるべし
一　好色の事は在中将の風をまなべり則業平二条
の后に准して藤壺女院二条の内侍なと［朧月夜］
に密通の事とみえたり
一　秦始皇のかくれたる例とは日本の皇統なとさ

て源平乃流ろ冷泉流のこく即位乃御ふし
とし之れたりとこしくふれハ昔秦始皇ハ荘襄(サウジヤウ)王
乃子ふあらすとて呂不韋か子なりと云説あり是と
冷泉流の事ふ可ゝ比ゝへてや有

一帝位ふのりたまはぬ人太上天皇乃尊号をかう
ふらす漢高祖の父太公ハ和漢乃初例
也甚後日本ふハ草壁皇子尊也

一諸藝諸道ふ通達あるハ北邊(キタノヘ)大臣信公の
西氣と換と

一高藤乃相人ふあへる事延喜皇子文彦太
子と相しらる事あり文彦と諡
号御いみ名を保明(マスアキラ)と申すふつく早
世延長の御世乃前坊(サキノバウ)也

一高明公元服以前ふ対と祈源氏をふく
乃ちし又高明公の母を更衣源周子
右大臣
源唱女更衣腹なれ御なり

故人此物語稱美事

一順徳院御記 兼久二年 一切ノ物語おかしといへとも或ハ有ル事或ハ無キ事也伊勢物語ハ何さしゆるふしみえけれとも尤上手めきたる詞勝し大和ハ无下にとゝまり甚みたりしかれとも此物語と見しても見んと甚詮なきなし源氏物語不可説の物文に俗人の不為に何しと紫式部書始一条院ハ御覧して式部ハ日本紀をこそよくよみたれとほまれ給ひける時に左衛門内侍此論云と始て日本紀の御局とつけゝるとそ 織錦道錦藝皆此一篇につゝめる事不有て說未曽有也下の說は源氏の哥ハ左し狹衣の哥こそよまれたるふ人有りとゝゝ此集の心得ぬいさましき事也文に同日の論にあらすと繊に狹衣の哥もかとくあるらさるハ有るとも源氏乃哥にハ及へからす其泥や九哥道ハきゝえたりてゐる大のこくうるおん源氏ハ第一の詞のつき人の不為に有るとも不可說の事也第二は哥の秀

逸見又竹人かこれよ及りん歌之趣ニ随し虚言
とりて供養つくしけれハ見ゆる事もなし
ねへし但いまさみもなも又不可説也但見ハ
我朝乃家として何れさしに人の所為よ行さる
ありしいまた子細を知らさる事ハ見出しとなき
まふつらさるありし古今後撰を大意とする
時ハ則一条院の比と云ヘリ猶ゝ善道のあよ
行りをと云ゝ

一 水鏡云 中山内府忠親公作 業或ハ源氏此物語作出

云て侍るハ何ゝ世尺の所行とハ云て侍らむ
日本紀を始として綺語此日記よりつるまてあ
らゆる何とりわちて時の人日本紀の局と
号し侍りまりと何り凡此物語の中にも人の心
まひとうるにまさ賤きにいたるまて男女によ
まても人の心をさとしめいてその趣をしつくとと
いふ事なし

一 俊成ハ六百番歌合判詞よあまて源氏物語
と見さらん歌よみハ無下乃事也とゝ

一定家ハ云源氏物語ハ紫式部か手にても此程より
ハおふく筆を上られし此物語をこそれたるを
かりしうるもよく候へしとそ
一俊成ハ云源氏乃奏閲抄も数長も清輔も源
氏をよまんハすこしおよそてき事におもしと
のせられけり是和語の奥遺する物也
一鴨長明云源氏物語をよまても此源氏にくらへ
多る事なくとく此世ひとつけすてすあ
つくりにおもひかれ紙を御部へとひとへするよし

まやとしてそおもかれてまゝより後の物語ハなくハ
いとやそうりねつきおもし尤とも覚えそ候な
源氏を後さりしる人事とすりはるあれ
やすからにうつり行比後なすとも物語とて見
きん心ちよさりけり指出しそんれ世にも書きと
いおもしろき事しとそ

諸本不同

草（箋）書中書清書あり仍各有差異
石山にて須磨明石乃巻より書つけ始めて
かきくはへて五十四帖になりしと権大納
言行成に清書させられて大斎院へまゐらせら
れけるに法成寺入道関白（御草本也）奥書を加へられて
云此物語世にもれ式部か作とのみ云へり老比丘
筆をくはへてありし云々
（行）抑物語乃證本一様ならさるは行成の自筆本
なれも悪本の世に侍りしを大監物源光行は
八本をもって校合取捨して家本とせりいふ也
又二条師伊房本冷泉中納言朝隆本堀
川左大臣俊房本（号黄表紙 左峯本）従一位麗子本（土御門右大臣女号）
（京極小政所）法性寺関白本（号唐紙小草紙）（尚侍家本）五条三位俊成
本京極中納言定家本（号青表紙）名号なり
とくにも見る月あり桃花本よかれいへるに
く川乃見とくかく庵しるのよろしきといひて
それよりこのかたこの人の義言すなり

私

河内本は河内守源親行がなしたれば心得べく
さる所は詞をくはへ或は詞をもけづりて義理をそへ
ましつるほどに其家々の或説が出きて作者の本意
とはちがひて当流は定家卿の青表紙を用来
りて紫明　水原より河海までも皆河
内本に依てしるしたれば花鳥にもさる所あれ
当流にも用ひらるゝ定家卿は此物語に系図をし
そして紫上はよろづ子雲井鴈はそれとしもと
まじらひて別蔵をとるとてさへさるゝの紫

なるを其心は只詞の書様の妙処に心をつくさ
せられんとして当流は只万事物語の
それをくりしめなる所をなをさし師説が
あるる奥入をとりしと書くはへて青表紙に奥入
書へてまてるを奥入と名つけたるは青表紙
定家にまいり為氏まで伝りたるを為氏
見てさらにまで此本を抛みして花鳥余情を
とも為氏の継母阿仏尼につけて家本を輸奈よ
まかと為家卿へ奉りてとりかへされたるとし其後

又為家に及し道をも河卿の和證として奥入
とこそありけるして物語の本ありし為家へもさ
ずけるかとかつくる家也之光院内府相続せられ
青表紙河内本の両流よわかれて決意お道の
事はありけるし後成にて定家は父子の本秘奥同
ありとぞく

諸抄　順徳院　善成（左大臣 ヨシナリ）　善統（无品）親王　尊雅王

賜源性号四辻又号清閑寺
河海抄作者
物語傳士惟良作也　惟光良清ヲ思

一水原抄　大監物光行作
一紫明抄　素寂作
一源中最秘抄
一弘安源氏論議　左右方八人出ス問題二十ケ条ヲ決勝負ヲ
一河海抄　四辻左大臣 善成公作廿巻　於南朝昇進大納言右大将 藤原長親 花山院庶流也
一仙源抄　畊雲作　イロハニ分之詞分注之
一和漢字源通釋抄　同作巻ヲ伺サヽ注之
一奥入　伊行作　定家卿　追加物語巻々奥ニ仍号之

一花鳥餘情　後成恩寺禅閤作

一弄花　肖柏老人聞書　逍遥院色乙
七冊号 牡丹花十輪院入道前内府舎弟

一雨夜談抄　宗祇作　帚木巻品定所計注之

大内ノ左京大夫政弘并美濃国土岐人
持是院ニモ有本サヽ異アリ

一河　河海抄也

此抄ニ引処(トコロ)肩付(カタツケ)

一花　花鳥餘情也

一弄　弄花也

一秘　三西家抄
称名院ノ義也

一箋　三光院ノ義此内或ハ彼抄出処或ハ予聞書処有(アリ)若菜下ヨリ宇治十帖ハ予聞書ヲ箋ト称シ桐壺ヨリ明石巻マテハ彼抄ノ分ヲ箋ト書予少書ヲ箋聞ト書之此内私ト書之者予今案之義也又諸抄ニ不注之処也肩付之分ハ予カ注加也諸抄ニ相違有テ其外今案ヲ注付ル分ヲ私ト注之

一或抄
此抄一本アリ此内御説トアルハ称名院ノ義也

光源氏物語題号

光少将 重光 本朝第一乃美男也

師輔 九条右丞相　兼通 忠義公　顕光 廣幡右大臣　重光 ひかりかゞやくと云ぞ

源光 仁明天皇御子右大臣 左大将 正二位 ― 号恵美大臣 本朝第一美男

これハみな光とひかるといへるそ西三条の

右大臣と号するそ

光字　韻會ニ　明意也ト注シタリ

又諡法ニ能紹前業曰光トアルリ

易坤卦ニ地道光也　象曰光大也

諡法とは人の死て名をつくる法也其人の

徳を表して付くる也されハ其法に

光と云字ハ徳ある人の志をほめたる事とそ

深くしらへてる横なる徳ある人にかく

つけ名に付る字をいふて事と人もこ

のみちをさしなるとまた給ひて見さへて

まことにうちとせるやうの心え大しおもひて
うといふ心又ハ明らかなる心といふそ

故頌曰
宗万法帰一
源諸縁開
基吾国開
闢以来唯一
神道是也

源字　荀子宗源應変 注 宗原ハ根本也
宗源　宗者明一氣未分之元神故帰万法純
一之元初是云宗源者明和光同塵之神化故
開一切利物之本基是云源故頌曰一源ノ字ハ
濫觴小水為九河之源義祝用也此物語も如此ト
私 山谷帝四次韻答刑敦夫岷江初濫觴入楚乃
無底 注 書禹書曰岷山導江濫觴 見上注 同巻端ニ

濫觴雖有衆末泝沵九縣 注 按家語曰夫江始
出於岷山其源可以濫觴及其至江津不
舫舟不避風不可以渉焉惟下流多故耶
濫觴ハさかつきをうかむるよしとて岷江そのはしめ
盃一つうかふ程の水の流れのまゝにて楚国そ
そ底もなき程深きといふ儀にて此物語もある
よ假名の本七字を出して事ありつゝよむ
そ是ハ岷江より濫觴といふかうのそれあふされとも
漢家の史書本朝の傳記諸書皆經乃道

の職乃事まても残さすかきのせられけれ
を学する家々の注釈これを守りて此学
職に紙筆を費せし事そのかはりもまさしこれ
制禁にて今は庶事なしといふへきを用し事そ
又古今の序にも山した水のたえすとゝ
（私）源氏姓事是は嵯峨天皇弘仁五年に男女の
皇子卅余人に始て源姓を下されてよりは
しまるそ其前は源氏の姓をたまはる其さき
皇子たち人々にあたへてはゝゝの姓を行はるさ

そ源姓を初めてうけし皇子の別の姓になるか
事は又多くいそ是れによりて帝王御子乃
臣下に下りなるをそ一世の源氏とゝ親王宣下
あるをも親王とし臣下になる時の事も又親王の
子の臣下になるを一世の源氏とて天子の御孫也
嵯峨天皇より後は別の姓に然給はぬ故に
天子乃御子又孫をいは皆源氏とのふそ但近代は
天子の孫なれも御猶子にて親王に然給はす
何りとまても天子の孫其子まてもニ世の源氏

四世乃源氏ともいふそ
嵯峨御時ハ先小邑左大臣信公以下賜源姓
其外東三条左大臣常河原左大臣融なと同
時ニ源姓をたまふ
氏字　正義曰氏猶家也　釈例云別而稱之曰
一合而言之曰族
或抄云此物語光源氏の事をかけるによりて
源氏物語といふされとも内証をいはゝ水の
源といふなるへし　其乃序に山下水の
あしもとふかく〱此物語にいへる作者の
狂言綺語なりといへとも世間出世の本懐と
何ゝいふ世俗ハ海とし源ハ鱗とふかくふかう
乃小なるも九河巨海のふかきといふ世の俗性
凡そる世俗前帝皇四代年紀七十余回その
間の盛(シヤウ)衰(スイ)興(コウ)廃　史記　通鑑ゆしむるかた
ことなりかし

物語之作詞用和哥作例

中古乃先達の中にハ此物語の作者ハ哥よみ
縁ニへりし詞をとらるゝ所しりたる一義
わきまへも心をとりける哥撰集にはいるさる也

續拾遺集　権中納言俊忠

みなかやか心の色をもそめかへりかへつゝの墨に
すみける月もけしきまさるハかの松風まてり
ちひむせひつる心の中をもあらはし
といへるなんとききこしめすり

同集　典侍親子朝臣

わかきなし袖を色の梅かゝにありし
今むくさむかひくさ元淳母君とを花
よりもそれ作にせのおもはゆうきし
白ひのちをみけるやとといふなんし

新古今集　前太政大臣

ちつ侍れみさけをさけなるせ乃ちらや
なのかへしゆかりのされ

續古今集　太上天皇　後嵯峨院

梅乃香や松のこゑもみたれの
うし波よせしよるのうき舟
小侍従
うつろふを見る人もなくてひとり
名とそつもあしのみえのこれ
光俊朝臣
この法を扌く橋乃ありとせきられて
木陰すゝしき中川乃宿
鷹司院帥

なしかさなきのとかりやかすみの
浦よりちる花をのまかせ
新拾遺集
山の端のよそめにみしをもて
もみち葉にくしまさてすゝしき
これはみる心をとはれ知らるゝ
新古今
むしの音もなかさよなくね揚るさに
みとおりひとつに松のせを揚く

見し桂の月夜かくて過されぬ我身こそなりて

慈寛

石山の月の中に源氏をかきてそ此寺の
名をも世に色ありける紫式部か續古今よ
それより物として新乃まくらしつる數々
ましてかくも色ありけり太かさ狭衣源氏物語
つきさの原の家とも見えかなる事多
近代集よおもきさへてるまやひとくよ后と
とうへとうすとも定家卿かくし　其後俊成て六百

番哥合の判詞にも源氏みさる哥よ
みハ遺恨の事也云々
私云　近代源氏物語乃心詞連綿和哥
よとり用之間彼以此事と
取物語之詞詠和哥例

續古
基をかすむらむかうの山乃端に晴まて
月いつくろ定家覧ハすめのまてに晴
まて月いつる法かれをとしみとそれて
物以勤かなし

此物語の哥に付て作者ヲ入ル集ノ事
異乃名ハこゝろ有としるせとも源しるの
宇治のもとりそいへとすゝさ
此哥新拾遺 雑下 紫式部か哥とて有
書の一也云々
右源氏哥也　秘 橋姫巻注此義有

巻々之名事
凡五十四帖乃巻の名に四の意あり一ハ也
詞をとり二にハ哥をとる三にハ詞と哥
との二ツをとる四にハ歌にも詞にもなき
事を名とせり　天台乃教に四諦の法門
あり一ハ有門二ハ空門三ハ亦有亦空門
四ハ非有非空門也一切の言教ハ此四諦に
出たる也よりて故四諦外別立法性も
釈せり真実の道理ハ言教の外にある事

多き者也

右至近年此義を用ゆる毛詩ノ名

篇例あり此義よし[illegible]南せらりや是

師説也

毛詩正義云名篇之例不過五ニ

名篇之例義無定準多不過五少纔取一或

偏挙両字或全取一句偏挙則或上或下全

取則或盡或餘亦有捨其篇首撮章中

之一言或復都遺見文假外理以定稱黄

鳥顯緜蠻之貌草蟲棄喓喓之聲瓜

瓞取緜緜之形瓠葉捨番番之狀夭夭与桃

名而俱挙蚩蚩從氓狀而見遺召旻韓

奕則采合上下騶虞權輿則并挙篇末

其中蹊駮不可勝論豈古人之無常何立名之

異与以作非一人故名無定目　名篇之例詩

三百篇ヲ名クル心ノ例タアケテ其義ヲ明ス也

義無定準ニ名篇定文法ハナイソサレトモ

五ツ例カアルソ三百餘篇ヲナツクルモ此五ノ義

例ニハ過サル也皆詩一篇ノ中ノ字ヲ取テ名クル也或ハ
一字ヲトリ或ハ二字ヲアケ或ハ一句ヲ取テ名トスル
也或ハ詩中ノ最初ノ字ヲトリ或ハ最末ノ字ヲトル
又字ヲトルニ其一句コトゴトクトルアリ或ハ一句ノ一
両字ヲ合セ挙テ悉ニハ取サルアリ又篇月ノ字ヲ
トラスメ詩章ノ中ノ要言ヲ兼取テ名アリ或ハ
又一篇ノ理ヲスヘテアラハシタル処ノ文字ヲ見遺他ノ
理ニカリテ名クルアリ此五ノ例ヲ以テ名ヲ定ムル也
黄鳥顕ー此ヨリ下ハ上ニイフ処ノ五ノ例ヲアラハセリ

詩曰緜蛮黄鳥止丘隅云々　緜蛮ハ小ナル貌也
此詩ハ大臣カ小臣ヲ忘レタルコトヲ云詩ナリ故小ナ
ル貌ヲ取テ名トス草虫ー詩曰喓々草虫ハ
云々　喓々ハ虫ノ鳴テ相呼也ト云リ草虫ハ夫ニ
タトフル也女子ハ丈夫ノヨフヲ待テ婿スル也大夫タ
ル者婚姻カ礼ノヨクナリシコトヲツクル詩也故草
虫ヲ取テ名トス瓜瓞ー詩曰緜々瓜瓞云々緜
々ハ瓜ノ大小アヒツゲル貌也此詩ハ周ノ世ノ大小ト
ナクノアヒツケルコト瓜瓞ニテサレリト作ル詩也故

アヒツヽキタル心ヲ取テ緜ト名クル也　瓠葉ー
詩曰幡々瓠葉云々幡々ハ葉ノ皃ナリ上古ハ
大牢ノ滋味ヲ以テ賓客ヲ會ス或ハ瓠葉ノイ
ヤシキ物ヲ以テモ賓客ヲ會ス今世乱テ賢人
ヲ會スルコト瓠葉ヲ以テサヘセザルコトヲ刺詩也
故ニ瓠葉ヲ取テ名トスル也　夭々ー詩曰桃之
夭々云々夭々ハ少壮(ワカクサカンナル)皃也昏姻ノ道時ヲ過(ナス)道
ヲ得ル事ヲ云詩也桃ノ夭々タルヲ女子ノ壮年ナ
ルニ比ス故ニ桃ト夭ト合セ挙テ名トス　蚩々ー

詩曰氓之蚩々云々蚩々ハ敦厚ノ皃也此詩ハ懲
国ノ民淫乱ナルコトヲソシル詩也故ニ蚩々タル民体
ヲハ見ノコメ氓ヲ取テ名ル也　召旻ー　詩曰
旻天疾威又(ス)卒(ヲハリ)ノ章ニ有如召公日辟(ヒラクノコトシ)国ヲ有
里此詩ハ召公ノ如ナル臣ナキコトヲカナシミテ作ル
故ニ上下トリ合テ召旻ト名ル也旻ハ閔(カナシム)也
韓奕ー　詩曰奕々梁山云々　韓侯受命云々
奕ハ大也此詩ハ韓侯ノ大ニ命ヲ受ラルヽコトヲ云詩也
字ノ取ヤウ召旻ト同シ　騶虞　詩ニ云テ

嗟乎騶虞〻〻騶虞ハ仁獣也王化ノ万物ヲ
育スルコト騶虞ノ生草ヲ食セサル如也ト義テ作
ル詩也篇末ノ騶虞ノ両字ヲ名トス権輿ハ一
詩曰于嗟乎不承権輿ミ〻始ハ賢人ヲ貴テ後
ニハ不然ト云コトヲ作ル詩也権輿ハ始也字ヲ取ヤ
ウ騶虞ト同シ其中ー騶駮トハ交ハリタル貞
也三百篇ノ中ニ名篇ヲ例参差タルコト不可勝
論ト也豈古人ー古人ノ常任不変ナルモ其名
ヲ立ル処ニ至テハ差異名ヲナカラニヤト也又詩ノ

作者一人ニアラス各ノ文勢ヲ以テ作ルホトニ篇ヲ
名定ル名ハナミト也
　私云此物語の巻〻乃名皆もて准する者也
一 毛詩正義云名篇之例不過五
一 縄取一此物語乃巻の名ニ只ハ一字とらひ出て
　字とくりて名とせる准く
蓬生　寄みも詞みも蓬とかりみえ生の
　字なし
夢浮橋　夢の字もうりあり浮橋の字と

くらへて名とすへし

一或偏挙　両字偏挙則或上或下

哥をとりて名とするは准とも又哥と
これらは詞のつらねなり

帚木　空蝉　葵　花散里　澪標
玉鬘　御法　幻　橋姫　椎本
東屋　浮舟　已上哥をとる
若紫　哥の中に二字をはなれてとる
若紫とは作らる

一或全取一句　全取則或尽或餘

哥と詞とをとるは哥と詞とにかゝると
もろともにとる所なるへし

夕顔　末摘花　賢木　須磨　明石
松風　槿　乙女　初子　蛍
篝火　若菜上　柏木　鈴虫　総角
蜻蛉　以上哥と詞とをとる也
閑屋　詞にあり哥には関とつゞけあり
薄雲　哥にあり詞にはをかすくとあり

常夏　哥にあり詞にもなてしこと有之

胡蝶　哥にあり詞にハ蝶とあり

行幸　哥にあり詞にハ行幸とあり

藤袴　哥にあり詞にハ蘭と有之

真木柱　哥にハまきの柱とあり詞にハまきの槙柱あり

横笛　哥にあり詞にハ笛とばかりあり

夕霧　哥に夕霧とあり詞にハ霧とばかりあり

紅梅　哥にハ梅とばかりあり詞に紅梅とあり

早蕨　哥にあり也詞にハ初わらひとあり詞にハ蕨とばかりあり

寄生　哥にあり詞にハ常磐木に這ひかゝる蔦とあり

一亦有捨其篇目撮章中之一言
詞をうちとりてとゝのふるを准とて

桐壺　野分　梅枝　藤裏葉　若菜下

匂兵部卿　竹河　手習

一或後遺見文假外理以定稱
詞のほかになきことをもとめてとなし

紅葉賀　賀の字此巻ての句はなし此巻にみゆ
紅葉賀と云詞あり

花宴　此巻には桜乃宴とあり

繪合　此巻に繪の字合の字詞まさるをもて
なす

又毛詩に其篇の名ありて言なき逸篇
則此物語乃雲隠巻を比之擬せよといへり

河海抄序

光源氏物語は寛弘のはしめにいてきて康和の末にひろまりにけり作者のほとそて河そもそも物として承しの抄とゝもあまたありその中に中納言定家の巻々に難義をえらひて奥入と号し大監物光行は家々の口傳をあつめて水原となつけたり其ほかあまたのこゝにありす伏見仙院御時におほしめしゝ時問説を左右にわかちさせて編次の勝まけをわかちそれせしまた後醍

朋院御位のりしめ被梨壷の哥仙り作て
万葉集をよミとかしめし訓をつされ侍るとや
黒戸の人数をさためて平口帳を備へせう
第も義ありしに先師忠守卿は七のまつれのそ
このゐとさためて九ヶ条の中乃撰に意せしられ
去まりに顧問にあつかりて去かしく秘說を義
しきこしにまましねるふんとそり此来をとう
きてゐるうに惟光良清か風をまつふい中しさ
前おり柱をあるたとをすひし昔より推さりその

風をりをまつわる今にいたるまてみとりの絶
のゐれうゝねうけさをまされて其乃葉の於
まそむるみさしとおりいさんとす此ゆへり
中葉の林にけそてなとくゆるめるとよしち
前流の海をとくそてふらき濤をさまむとるつ
うし岩祢の松乃もとのもととまちひてよろうに新
たの葉のかすにいまくさうちくせりけり於て
二十巻とれるつけて河海抄といふあとより
忘乃芸をもつひも枝の雪をうちしきられそ

けさく見寡(スクナリ)されはけさまりをえつといふ人ゟ
たと温新(タヅネアタラシキ)とし留まうらとせんかゝあまいさ
かられをとらまをといふふと云り

花鳥餘情序

けりまとまろくのうけをおもくなときさ紫と
まけ乃家の中ふ多きいろとみえるとふ
き水いくあともけつよ流るゝ分かすまくく
みきさむみうきをいよく光をますわか朝至
宝ハ源氏の物語よ過たるハなかるへし是によりて

よのまてけさひあとまりて花鳥れなさけとあ
らうし象くの注釈ありくかして言葉乃
面をつむとふそをるまかりしの河海抄
そいひし入れとかんくへて梅うきけささをもちて
りとも折中のむねよそいて指南の道とえん
多りしうれあまたと筆の海よすなりて網と
りまてる魚をとふり詞乃林よ回りつゝ言
林(タクセ)をちる兎よけてりのこま跡をとふらいなすり
つまとあつくしむるいさ先達のうきさ答むるまれを

後世のともからこれをとらさらんや於ゐに
具眼乃ともから爾を擧云ふに及ひて花鳥餘情
となつく爾云ふなり

秘抄序

むかしより事あり杜征南顔秘書ハ丘明
孟堅か忠臣なるよしいへり此二子なかりせは春
秋漢書乃旨さし世に行はれ遠からまし
乃か宝紫式部か源氏物語ハ心詞高妙にして
義理甚ふかしその上家々の注釈ハ並に
乃あやまりといへともいまた窓にいつきさるに似さ
中ころに河海抄乃世にとゝまれり花鳥餘情乃
行はるに出てよりこのかた百年の闇室一炬
の光明に行へり後細流抄ハ則光源氏の忠臣
なるへし非の人の行ひさておそれつらん
やとそれよりしてみるつゝてに是ハ師説に向
かせて書蔵のとしこれをも挙すけ又いか見と
くらへて老懶の不書をとかさんとも識に大そ
らの光をとるかひのあなよりうかゝふにおなしとも

もしくは源を僻て源をよそより賢とみえてかゝしかりん
事とするのみ

年立序（トシタテジヨ）　後成恩寺　禅閤御作

漢家乃持文にハ年譜目録といふものありて
前代の前後昇進の年月をかんかへ見るまて
乃便とえたり　さるを源氏物語年譜なとい
て強家に侍るこれなかりしといへるいまさら一説
の年をたちとりよこれなりて冷泉院の御誕生
つ孫の人にかえ御事なりしといへるも四統に三年胎（タイ）内
に御しまするといつりかるは大将の昇進を竹河
紅梅より後宇治まての間にも遠のもこれ
なかりし氷原河海諸抄にも筆をさしおきてと
思ふのとよふ所いさゝか詩文の例にならへて
五十四帖のとし月ちとみるも悲しきもの相違あり
初乃巻まてハ光君の年齢をとりて巻とさため
匂宮巻よりす宇治十帖よりつりてハ薫大将の昇
進をとりて強くとみえてりあらくハ見つるとあまて
川元をとうくひを御くりとそてみえつとそえう

こしかすしも博覧の人にゆひてそのわかちまち〳〵と
多くまん事わりのそむ所しといへり童蒙に此の
そのよりの心さし六月よりこれをとゝむれ
私今此一冊をとゝのへて巻々の端にしるし
て目録となしこれ愚案みに見えり

源氏物語諸巻年立

六條院誕生歳

桐壺巻

六條院ハ桐壺御門の御子母ハ更衣大納言此

むかし更衣御門乃御おほえしるしはなく
はかなきの人まて楊貴妃のためしもひき
いてつへきになりゆくにさきの世にも
御契やふかゝりけん世になくきよらなる
玉のをのこ御子さへうまれ給へり則六條院の
御事といへり

二歳

三歳

若宮御着袴事　源氏花見し

夏母御息所病悩事 桐壺更衣是也

同人聴輦車宣旨退出内裏則卒去

若宮依母服退出内裏給事

御息所葬送愛宕同贈三位事

秋遣靭負命婦訪更衣母事

故更衣遺物以装束一領御髪上調度等

奉御門事

御門御覧長恨歌繪事

同恋慕故御息所給事

月數以後若宮參内事

四歳

春一ノ宮立坊事 朱雀院是也 母弘徽殿女御二条右大臣女

五歳

六歳

若宮喪外祖母北方事

七歳

若宮御書始事

八歳

九歳

十歳

十一歳

若宮於鴻臚館謁高麗人事

若宮賜源氏姓事

先帝女四宮入内事　藤壺女御是也後号藤壺女院

源氏君常祗候藤壺御方事

以上乃事此巻にあらはれといへとも年の事とあらはしては定かならし　但四ヶ年の間

十二歳

と出さるへし

源氏君御元服事　於御殿東廂有此事加冠左大臣理髪大蔵卿引入大臣

禄賜馬鷹事

其夜左大臣女為源氏君副臥事　葵上是也

女君はすこしすくし給へるにいとわかうおはすれは時葵

上十六になり給へは源氏にはとしまさりて紅葉賀巻

に四とせはかりかこのかみにおはすれはとあり

蔵人少将嫁右大臣四君事　蔵人少将後号按察使大臣是也左大臣之子

子也
造作二条院事　内裏曹司ハ子と淑景舎也
十三歳
十四歳
十五歳　以上三ヶ年事物語中無所見

桐壺　以詞為巻名
奥入
此巻乃一名壺前栽　或本分奥端有此
名謬説也一巻ニ二名也云々桐壺ハ大内
五舎の内淑景舎也源氏の母更衣此所ニ
住と桐壺の更衣の事とあてする所ニ此
名あり此巻源氏誕生より十二歳までの
事見えたり但末の詞におもはるゝことを
此間に年を送る心あり十五六歳までの
心えらるへし　四第本まてハ十六才より

乃事となせり
いにしへの御時より
（弄）此叢語の詞甚深にしてあまねき理を含
めり先作者とわかつゝみすして出てくる
事とあさゝるあまよみせり其始末相まて
の巻よりえしより作者わかてそれは信
人の説ともおほすれは其法世前も業
武綿よ阿りてふ称のさる人あしとそ
いふ地は罪なくして物はゆりていはまいる

丹多れつらとそと
伊勢集叢語云いつれの御時にかありけん
大とやをて西とまそしけるはつるに雪と
よあやわるへきからむまりとそと
（義）伊勢集は是の事此かし三すところ世
或子は時代とうくもてかはかりそて其云分別
是作者の骨し多と人は風の流は漢皇
（汀）乃事とうまて唐とそしおるとし
延喜の御時といゝんとてあかあさくると

河原院とうたはしの院とも云鞍馬と小山
のなからし寺ともかす月しとそ
又著述乃道とらつきの物とさしつかさるゝ
優游するかたきしいつれ此時分とかきおき
しるし処一部とみえしてまて日餘抄かきり
きさ事とかくハせるにわたすや又荘子逍
遥の篇逍遥ハ発端に北冥有魚其名為鯤
とし小冥とにへかもうしろに其所とかさ
ふ所以筆法の妙処し今の物語の旨まて

かし為所にんとつけて見る物へき者也
棒柏臺のみうさと延喜に准しおるに
よりて今案凡日本の国史ハ三代實録
光孝天皇仁和三年八月迄にして
其後国史見えさるを今時物語ハ延喜より
云をすゝ心は国史にたゝへとの心にや彼孔子
乃春秋も哀公まて云せり書哀公ハ
周敬王の時代にあたりさて孝王更
烈王以下の事しとするさ此司馬温公通鑑

に更烈王女三年よりあるせり是もた
傍につくへきとの名あるし此物語は寺多
の御代とあるさへ事よくあてつかうや
御の字おかれんとよむへし前にありて
たゝみとよむへし

河海にはおかれんとあり日本紀以下のよみ様と云々
弄
此詞一の深意ある秘説と云々
うつるも義とも見えてそるるそてはいつれ
の時ともいつまとらせん　花山院

女御更衣あまたさふらひ給ける中に

河海一説藤子亭女御是也云々

女御

周礼云三夫人九嬪廿七世婦八十一女御比
三公九卿廿七大夫八十一元士又女御叙於
王燕寝以歳時献功又云　王者妃百廿人
后一人夫人三人嬪九人世婦廿七人女御八十一
人三夫人坐論婦礼　鄭玄注曰夫人如三台
従容論礼九嬪掌教四徳九嬪比九卿

韻會曰嬪ハ有婦之法度也四徳謂婦徳婦
容婦言婦功也
丈七世婦　主和ス喪祭賓客ノ婦服ヲ也明其
能服事於人也九嬪韻會昭容昭儀昭媛
充容充儀充媛云々
漢書注御謂進御於王也尚書第三 五子之歌
御其母以從 注云 御ハ侍也 後漢書曰
以備内職焉后正位宮闈同體天皇八十一
女御序于王之燕寢云々 女御ハ八十一元士

私
大唐乃女御といふハ元士の位でことにひきさ
かりける事也 日本の女御ハ又事かはり貴賤
ぞ后乃位にすゝみいるゝ親王摂家大臣
の女も直に后になすふハなし先女御
入内として参りてまたさて後へハ中宮
后になりける也 是を中宮といふ又其外女
御にて后へ立さる人も皇子をうまれ給
ふ事まてあるにも女ちの人いはゞ此人の女
も后になりし厳重といふ心かあるべきぞ

弁
女御ハ三位以上二位三位よりなりまてあるし

竹
日本紀ニハ雄略天皇七年求稚媛(ワカヒメ)ヲ一女 吉備(キビノ)上道
為ス女御ト是始也 日本紀 女御入内有勅別當知當
代ノ親王上卿奉ジ勅ヲ給フ弁ニ令ム作ラ史ニ令ム書
宣旨ヲ天慶九年以テ左少弁在躬ヲ為ス女御
夜子ノ別當ト

私
日本紀ニハかくのごとく別當すとみえたれて
そのかみの賞翫し又女御の数おほかりける

事ハ文徳天皇よりとぞ 称名説

更衣

弁
更衣ハ女官の名也 一禅御説
是も漢朝よりあり漢武帝始てこれを
置也 漢書列傳六五 又史記本紀にのせあり
漢武帝獨獵(ヒラウ)すとてふしけりきすよ
とて休息所をまうけてそ更衣
ともいふ也 後上(リヤウヒヤウ)を寝ところとて休息所
をそへられ又甚さるゝ別當とさて

一匡女官ノ名也
御息所ハ女房
の名也同事と
ひろくいふべし
但是ハ更衣依
より御息所ト
云ベシトアリ

衣と云は御中にあり是則更衣也此外史記
漢書に儀くはしく河海に見えたり
日本には仁明天皇承和三年正五位上紀
朝臣[illegible]授従四位下為更衣是
始也
清涼殿記曰更衣其員十二人以下也不
満其数尚侍宣下詞司聴着禁色
私
此なは其数十二人と定まりし也其の数少
となりけれとも尚くかしうるねとし女官も其役と

乃定りけるは数かしくては不叶更衣はさ
ぞ此官そはのまことし内侍かとの従司
に宣下して更衣に禁色をゆるされ
し是を内侍宣といふしまて更衣は恩
不同事之名別ことに之に分ての義也
されとも同事とみえたり
氷原にはそうしかれは更衣とわかまて後に恩
可とあり抑昇進の儀之と不用之文
皇誕生の後は恩可とも 補統河 共行も同

事しいつまての此時分の女御々々をも申とか
けるなるへしとそ 又弘安源氏論議にも
見え侍り 御せうと侍し更衣とても天子の家
とおもひたまへて侍りしを 御妹
后宮も同事を二よりひとつよしと 被侍は
見えやなん申となまりもむかしもやすまさ
申といふ心なるへし 絵上 私注云
栄花物語 此女御ともを更衣の子中
将のむすめ更衣のいとこなりけれは
さ代にはおほくの人にはまゐりつかねなる
かくいひけるにやとおもひ侍りしとそ

延喜御代后宮

義
女御五人更衣十九人中宮以下都合廿
七人也 河に委し

私云
此内為子内親王は光孝の皇女也 薨云
女院に似たり

桐壺帝后妃 実は右に記之分
女御三人 弘徽殿 四宮母 麗景殿 花散里姉

一人ハ宮母

更衣二人　桐壺ー後涼殿

太后　弘徽殿　女院　薄雲

此物語に書のする所七人はせかくのとく后
以下やもしこれ宮女とし其よりふかくとく后は
天子と位を同うし三夫人以下三公九卿以下
に比してそくは天地乃気の事は陰陽相對
て和合せられはあらねしこれか女は位を同
ふうし男は位をおよふくするしそれを嫁

乱のもとに用ゐられて天下国家も治りぬし
それとく用ゐる時は天下を治る名数と
良すくは媒とするし
いかて后にとられきさきにはあらねは

(汀) 無止事し
位さらしすくまてる人の事はさらしかまね
あるそれとやむことなしといわれる詞
后んともいへし

(私) 此詞は桐壺の更衣をさしていふし侍す

みさしきにハむかしハ家上乃位よりむか
ねといふし
もしまて時めきを絶わりきわ
絶妙 日本紀 時目めくハよきつくるをし
日本紀にも生の字をときめくとよむと云
又時めくハ時よあひたるさかへんか
くすといふ義し
さしめよりこれをときいふなり
此一段ハ女御更衣の中よ三条の待姓とわ

うちよりこれをときいふなりハ大臣のむすめ乃女
御なるへし 桐壺とハ桐壺更衣ハ按
察大納言のむすめの待姓し下臈の更衣と
いふハ此春秋之冒頭をするなるへし先儒歎
道の三教いつれも中庸をまもるへし故
第一よ中庸を守るへし 此桐壺更衣ハ中程
又上中下の性をと褒貶をてらすへし上臈も
あえんなるも人をしるへし桂瞻の細ましまし
てもそうしすとらいふすそて下臈の性ならハ

めさましきぬとい侍よ冷服すとまり月
もすさまじくいふべし 世俗に月に
わするゝ事をいへど
おとしめたる 精 芳満乃名なと
おとしめより見あきらめんとする心
うち見るより花かりけるや
枕ノ云
行しかれどさかりの見ねすてなる
ふるきを人の名けさいふを思ふなる心や
ありしくは病からに成ぬるなるべし

わびしく つ文字清し
伊弉諾尊神功既畢 霊運當遷 日本紀
廿一 又霊運當遷先代旧事本紀ノ点
又苅武尫或四文離弱 說曰尫 順和名
定家卿說ゆかしきなりしと 日本紀にも心は
病の事とし大數同事也 又遠背わびしきと
後漢書 列傳七十四 曹世叔妻傳 生男如狼猶恐其尫
生女如鼠猶恐其武 又令軍防令師雖
未滿六十若有尫弱長病不堪宿衛放

出 私 いつまでも庭からよわき事と見えし
さも後漢書にハ男子と生てハ狼の
ことくすくやかなれとも猶よわくやとおそれ
女と生てハ鼠のことくするとも猶
くせと親のおそれと
物ぐるひそばに置かるると
花 桐壺更衣いつも違例がちなれハ御い
とま申て母君の里亭へ出すべし
いよいよかれかれする物によわれして

私 おもりしとよもやしんの心ねにハ
つきて物よわき人の心ハ違例がちなる
ゆへ里へ細々出すそのいよいよかれ
よわりなすさ母とはさまへさするぞ
人の扱しまじとも
如此いよいよあやふきよ思ひしかれハ世の
政も乱れてかれかれへし人の心ねも
うくすとおるゝう御寵愛是非なれも行来
とゝし立のはかれのさうへきし

かんたちめといへるハ

上達部ハ公卿也　殿上人ハ四位五位六位

なるへし

あはれかなとうちなかめて

無愛　弄　うちまかせたる心ハ通するや

京師長吏為是側目　長恨歌伝　桀紂

何得守斯位而放其毒使天下側目

哉　荘子注　未容君王得見面已被楊妃

遥側目妬令潜配上陽宮一生遂向空房

亦府上陽人

いは海をゆき人の

弄　正邪をむかへられぬ也　善悪ニ通するを

義　御寵愛のうすくなりてしきとそいふへき

まへのうらみをもさえはいひもむら

そうまねともいへなれ

まふし世をかくる事のあはてりまてそ

起　用之イ　驕　不用之

義　殷ノ紂愛妲己周幽王ハ寵褒姒夏ノ

桀溺末喜呉ハ王夫差酔西施之類也
史記姐已言従是とありて殷紂か
姐已乃云まゝに事をとりおこなひしと見え
史記のことくさ筆誅の類し書載する辞
法して紂か事をあしく悪名と筆誅よ
いふて筆して甚人を罪するも此相盤
史家ハあしき事をよきことはかゝて
事いかけよろしく此寵愛の甚しきさう
万様の政も多ゆゑ自然と悪事もおほく
まつりごともおもあしかれいさかひ
もやあらんと天下のあやまちをむすへし
天下アメガシタ宇内をもおさまり兆何とアリ
無為史記高記 又古語拾遺 是はせんかさるさ
なし 王道アマテラスを日本記 此外兆何とアリ 此後王
道のなし
私此巻の末の詞よ此人のゆへにあはれと
まさしき人の根とおもひしもそしりとあり
もひはりまへし 但これハ女御更衣まで

一切の事は世間の政事と見るもよろしかるへし
まつりやさしくさ
世の人みなことにふれてあはれをしりて
物事の様とさへしとくさ〳〵の類
楊貴妃のことなとも
先よりいふ楊貴妃の事をいはむとていふも
此巻長恨歌の心をとりてかきたりと数説
也桐壺帝の御のりうしなはむほと
これは別段と見るへし 花鳥なとにいはく
の心をなせりといへは唐玄宗もこしかは
明皇も後に貴妃ゆへ政乱れし此帝
もかくのことし但延喜のことにあらす
なし三年行りおなし
いはそしなかりし事のを
此天衣の方よりて人の名をかへて穏便
なるやうの書ひとつに心し甚志まゐらせ
そうしとうきとはよそきぬなとにしわらる
とろくしむなはるあわ

かうしけるときの御名なりけり
盃カタムケナミ　辱　瓮ナミダクミ　交マシフ
桐壺御門の御時切なりし父をもなさき
人なれと見えさりけりと書のせし
ちゝの大納言ハなくなりて
更衣の父按察大納言と見より更衣の
伝姓といへし
河 天武天皇元年改御史大夫始為大納
言　花河と委し

はゝ北のかた
河 羽々トアリ　更衣の母也
河 後漢書曰陽ハ以テ伝旋ヲ為ス徳陰ハ以テ不専ヲ
為ス徳
私 男ハ南女ハ北に住へき謂也陰陽に随ふさ
とかれしの貴賤ともに妻室を北方と
号するし后妃をも北房と号するかも
北むきさまにすみかをなすのよし
いにしへの人のよしあるにて

或はいやしの人となりはうしなひて
と身とまりておやらくしけれはさ
つまてと世の人乃事とりてふそ中まらる
よきことゆるしや

おやらくし

二親(花)ある女哀女御なちし
けしけりて世のおほえとまやかする
聲華(ハナヤカ) 白氏文集
花ハ親あるうちのいまをおもひわかぬとさしはけ

多りハ雨時の事しうらの風氣をれ
きよはけつさうへし

おくう涙

相盃父哀を孤獨のみなれとも母君の
ゆへあるへそおそろねし
ことよ多てらくしきゆしこと
は絹あそれし織よ世のたきを雨けつうす
ちうへしそうくしまいあの宮しまちと
ことに丹几路つきれくろみきとハ宮しう

らぬやうの事によりてこれを聞て心うくは
あとある時は我より所あり
三年をとふる時も時アリ事ある節へしと
こゝ或説にいふ不慮なる時ハし平
生ハ身よりおもふ人ハいまとも事あ
る時ハうしろにたつるおもひしこゝ但
西山といふ事なるの時女をうしろと
すとハ月よりぬ事のおもし父母ハ後
してくのをおもひそれハより所なる人

よる事なり
據ヨリトコロ　又無ナミ頼ヨリトコロ　依ヨリトコロ所トモ
いきの世おもいちぎりや
前世よりの機キ縁エン絶ゼツ執ジフしけるとし
はかなきよりは　情キヤウし
俤絲　いとをしまうろうきのこゝろへのおもねとし
あのとれとみこゝろ
そへの字物し　源氏物語ニあへさし
あれハ彦義ノ何し

河 君とはいへはいとゝらうたきもん
むかしの世にてもさらにしられ
河 毛詩生芻一束其人如玉又曰有女如玉
作如玉 箋曰如玉者取其堅而潔白
又金子玉源なといへる玉のたくひと宗
のたまへるなりと云 是源氏君也綻
生といへる後に光源氏と云人の給ひけ
なりけるをは玉の世ありし如此事也
河日本紀 豊玉姫 わたつ海の日かりかりと人のいふと君かまた

ひとつなるかりけり海の玉はなりしと
玉よりくしなし 日本紀云豊玉姫は竜
ふかき海のせかいの竜宮なとしと申ては
かれとそ又海て尋ぬ人と思へりよら
しと常にて御妹玉依姫と申て尋る
也所謂に豊玉姫の玉依姫はなとしまさ
のかたら
いさしうと尋ねかりける世にて
いさうくしい世本有し 同云源氏の生

迷ひて日数いふ程を経て禁中に参し
まゐりや　答云日数は定まれる事なし
皇子をさと給りてその中に乳母
の有けるにおもしろき事のさまの深き
を別殿の御し
めづらしうめちこまれ給ふらし
珍愛(メヅラシ)　奇物(メヅラシキモノ)　日本紀
珍奇(メヅラカニアヤシ)　遊仙窟　非常(メヅラシ)　日
ちとせおもうる孔子をとふに小児し

河
老子経曰法物滋彰(メヅラシキモノイヨイヨアラハル)　注曰法は好(よし)也
驚新(イヤメヅラナリ)　漢語抄　梅逗邏(メヅラ)　日本紀
神功皇后三韓（新羅 百済 高麗）をうちたまひしも
給はんとせし時みそろに御裳をとらり
て鉤をつくりて飯をつりいとにつけ給ひ
鮎釣におはしましけるを御覧じてあやし
給ひけるよりぞ海を釣し松浦といふ
梅豆邏とあて字なるを封するし[illegible]ま
佐の川その年し

古
めづらしき人を見んとやしかもせぬわが下
ひものとけわたるらん 伊勢物みかどに
かはらよくおはし御して 貞(まかたち)像 真名本
世よ御まゐりするをうときといふ也

一乃みこは 後に朱雀院ト申せしとや

右大臣(うだいじん)の女御

後には二条相国と云弘徽殿の后の父也
父の名をつぎて事法中(ほうぢう)なとをうも
内大臣の法事殿の法事 関白の子也

左大臣乃俗教なとし

(竹)
懿徳天皇二年二月申食国政大夫出
雲色ノ命為大臣 旧事本紀 是大臣之始也

縁 日本紀

よ擁とりく

外戚らきのもしくしき人あるし
寄(ヨセ)皇(ツモリ)

御けの君 儲(チヨ)君(クン) 儲(チヨクワウ)皇ナト からも春宮
あらすふとりの世ゝにいまさ其子なの上
継ぐ日ともこれよりさりひかるさ其ゑなと

世の人のいふて

これ御事をいふなれハ　源氏君をさして云

楊梅をみりひわかる旅よ人ゝまてそのきよく

せさる程に黄鶯せし事をいふと申ひとは

いふて

黍稷非香　明徳惟馨ト　いへるかことく

威徳なとと申ひとはなし

太る也匂人とおもさ

一家いありてもきこゆる艶せし也

この君をは

源氏をさしけるきこゆる也親愛をとゝし

そしめまりてしるへきるへきや此人

相交家の事しそしまてのきへきやうく

とれ典侍掌侍をして云物ハ部かれ其も

これて家院の御かし交家ハ殿殿よ

程損して此ものねまとかりよ知りすふ

つきまうとし

おもしいを匂人とをくよしを光らしまれと

おもえハ御門の御寵愛しよとめてきさい
上﨟しきし給まとも わまり眉あさく
色さり ひめかへかくへ宮つかへをする
人の中に見ゆる也

えりうしまつハさせ給ハぬまりよ
無別 日本紀　無破 纒てトフ 文選

御いの可りせ給まりよ
嬖進 日本紀　參昇
受寵侍宴　無閑暇 長恨歌傳

おもれこまやきして
晝同輦　夜專夜 長恨歌傳
春宵苦短日高起 長恨歌

えりうしなつハさせまりも立なとくいひ
迷ふし楊妃に換してうきわ
えのつゝうさかうまりきんしと
おま人ゟて給まり眉あさくもさり
ひねゆへは更衣乃怨よりもいろしきや
くるそまし　桐壺更衣のなれしや

乃事なれハ天性うつくしき御かたちにおはしますを
猶らうたくし給ふ[illegible]
心ことにおもほしかしつき給ひて
源平君生れ給ひてのちハさまての御ことも
別して心をつけられまいらせし
ことさらによろつせられハ[illegible]し
源平君と御兄弟なれとも一宮の
御ためにはあしくおほしけれハ不勇不節
猶みきたり給ふへくもなき一念より

源平と弘徽殿のなかあしかりし
ハよりさきにはしまり給ひて
弘徽殿の事ハ呂后にたくらへて
いひしとそ　史記第九呂后本紀云
呂太后者高祖微時妃也生孝恵帝女
魯元公主呂后父臨泗候呂公宣
王呂后ハ高祖いやしき時よりの妃也弘徽
殿も人よりさきにまいり給ひし　高祖戚夫
人を寵して其腹の趙王如意を位よ

深くこく思ひ給ひしと呂后の張良によ
くいひ合て四皓をまねき出してつゐに恵帝
を位につけまゐらせし事も思ひ合さる
弘徽殿大后腹 朱雀院 女一宮 一本ニハなし
女三宮 葵巻ノ前斎院
義 弘徽殿ハ女宮二所也 呂后ハ魯元公主一人
此物語のすへてひそめの両義ありても其実なら
しねこれよりすへし
このれうを取はいさめとのことそ

こゝに取給はいさ
め見ハ弘徽殿の
事と云一宮の
御母なるかに
悪止らるゝれ
もト此つの心ハこそ

義 呂后為人剛毅佐高祖定天下所誅大臣
多呂后ノ兄二人皆為将
秘云呂后乃性ハ陰にして女の心なれハ悪く
毒々しき人として無ならさりとてハこゝる祖
乃わしつもし時より深き思ひありてはなり
もとるれぬ人にて所謂韓信ともなる祖
の功ある人にも斬て彭越とも罰するなさ
るて彼も其つまに迫てよく謀反し
らとしかて殺されたり

或説此御かたハ文表の事と云々是ハ弘
徽殿のおもんしと桐門も九ろしく思し
めすとし いさゝハ前の高祖の戚夫人の
いさめしうらし給ふとゆふ事も前するなし給
写りそも給へしうらへとしる也

抄云(釈義) 高祖より八人の子あり 一長男(チヤウナン)齊(サイ)王肥(ヒ)
母曹(サウ)姫 一恵(ケイ)帝 母呂后 一趙王如意 母戚姫
一代(タイ)王恒(コウ) 母薄夫人 一梁(リヤウ)王恢(クワイ) 一淮陽(ワイヤウ)王友
一淮南(ワイナン)王長 一燕王建 此内四人其母を

のせ尺是母准して御給よそへしる桐壺
此門の御子八人うち 朱雀院 母弘徽殿
六條院 母桐壺更衣 四宮 母麗景殿女御
冷泉院 母藤壺女院 螢兵部卿宮 帥宮
八宮 式部卿宮 是も四人は母とさるさ
もと是史記の西郊し桐壺乃ことをとる
祖母准し弘徽殿太后と呂后此母けるよ
此するなるなり

かしこさ流かけをたのむのききこえさする 恐(カシコ)

うしこゝれ字河海に行きゝ水を恐乃字の
心也 但河海をわたるへし是より文字の心なし
叡慮のうかゝひけるをとりふせかくしめハ
見ねとさんとする義也
こまかとりとかすかの人ハおほく
大行路 吹毛求疵 漢書 好生毛羽悪生瘡疵 平府
けとふきて木の中まても枝もわかるやと
毛とふきてきすとるといふたとへなり
よろつ身ハよろしく物ハそしるまし

柏臺吏家のさうし かよりくハおよのさるあ
ありすゐおほりひとそ
此相縮ありとよ有に他をつけてまち
九卉の文字すとみとをとかりなりなく
色うしを申しと云心と来よりひまわする
やまとうつゝきくまての名ハ流觀むく
いそれそおもひするへきに是ハみえと遠
觀者ゆへに猿る有しおもひとすると
御法ハ日ハきり法なすり

五舎乃内淑景舎と桐壺ハ御殿なりし
うへ北すミにあたるそれ間より弘徽殿
藤壺殿　宣耀殿すへてのかよひぢと見えて
ことにほし　河海にハ淑景舎ハ所々ゆり萬旦
になりて同事し　村上天皇時宣耀殿女御ハ
小一条左府師尹公の女也
人乃ねたミともしけふ　とりと見えたり
桐壺の更衣のつれ／＼のほとこそすくなくの忠
けさとくつゝの移りにもとりたりと

うれへしみるゝ更衣のこゝろに
きり馬道に桜とうらうらして切りに危
みるゝ殿ハえ渡るなる扉し
おもしきろきとしつゝ
村上の御時宣耀殿女御落つかるゝをミつハ
世にてときめかれけるを中宮安子九条
右丞相師輔公女弘徽殿のうへにあれたまひ
孫にあはしけるほとに心よりあやしうなけき
たけるよし　世継にあり　此更衣なとにハ

花

花山院の御時も女御娘子（閑院大納言朝光女）乃
継母（大納言延光卿室権中納言為忠女）にくまれて
名をのみたてわかれまつりと世継に見えたり
村上の御時中宮女御をそねみて其の比前入て
こそかしこの道に不浄をまぎらはし侍る
ありさまを聞てとかりの人乃装束をかねのきて
多くことゝいひけりとぞ
総云河海ハ此るへき事ともとかく取るに此
ことて候ゆるし當時不用之　花乃義

丁寧乃但心ハ同しことゝ　然而義ハ村上花
山乃御時の義をのみ丁寧也
又或物云雪月物に此事打まかせてハあ
らかしきあまたとありときこえけるよ上
下之外不審まて人に語りまゐらしかとい
はるゝや内裏にて此御階の装束なりけるに
相撲交衣ぬかしも見れてるに在りてう
ちしろき夜るはやしきこえと申けるゝ
本文のあるうも此歌ありけるに或人申けるハ

後漢書皇后記上ニ云ク後漢桓帝ノ寵
愛ノ鄧皇后ト餘乃后たちを嫉妬のあ
まり挾巫蠱道ニシテとりふとおそれ此心
を發しられたるもいそれたりと云は后
おりし儲蒙ニて挾巫蠱道といふ人ありや
うの者にまじなふさを道よりまへとさせて
呪をこえんさせるとしけるに挾ノ字ハ字義ニハ
かまりひと釈せりけりて鄧皇后はゐ
まそくうまいりとてこ此文家をさせて

後毋水方命婦にありて人のこえとよく
まこさ海うまつりて此めるん御めと
うちもくみ光帝の后ちかく蒲つゝみの毋春ゑの女御
弘徽殿乃御后ちとさうらりくてこえりつるの文
家のほうにゑうるもまてゑされしあ
しもゆらしくてともちゐつへ光明皇后ゑ是れ
鄧皇后ゆ同しとあり
私云此義ハ犹於丁殊之
涵さるるゝ事ともあり

西行よみさき事し云々　河にはゆかきさとあり
えんねんくさしの戸をさしこめ
西去数也　馬道えよりきこえめくさせつまなん
こゑうきうきんをわれせて
華をとりするあまきこのつね日の女御更衣
多ちれんをあわせてそし　弘徽殿以下し
ちしきあるかたつかぬ
河
鬼鬼　日本紀　又醜也云々
或物をしきあけよしひきちきむる心しほ

とにふまえて数ちかくあししき事のし
しむるんなり
行事よつきてりんし
ほとりてもいひもいひかうといとくわれと流絶て
もひとひうまい柄の家の人しされとおわ
いわしわられよ某しかれし
後涼殿よりとりきつてひゐまふ
後成にてこう庭してんとよし一般なり
きのおもとの西家のつくしよみていとしくし

此殿清涼殿の西にあたりて近さしりと
よりさふらひ給ふによう〳〵しかなの
うへみえたり
又此殿はまうのほりのうへ局にしてせられ
けるとかや
きさき
弘徽殿女御の家よりへつねにと給つる事
うし　桐壺更衣の家よりへつねに給ふ事を嫉妬し
くるしく胸いたき物のちからひをさまたけ
更衣のうせたる前によしなくありさせてしへつか
孫ともまうのほりのそのありさま体悉くと
のさまよ給ひかし来し〳〵の更衣あまたに〳〵
つねにのみすゝみおさまりし　中宮后のましれ
ありし時は後涼殿の御方のあさまし比の
間ともつねにのみ給はれけるしさて　桐壺
更衣はおとのましきて後涼殿をうへ局に
給ひなしつねにのみ御前にのみさふらひ給へは
ことさらのこれ体をおかるへし　更衣は親王を
しさ給ふ事の更衣とちらめくこそしさす

まつりは敢てみてのこく杖てくミれを
ゐさき事出来きし世界のさはひ出来事
ありくもふゐしそれくミ海てとゝ人
関ならむかし

あめみことつまうり給ひし此たち給ふのよ
源氏君三歳にて此たち給ふのよあり
此前こそりとて何りまをときのよし

河
皇子三歳着袴例
冷泉東宮　圓融親王　花山東宮

天暦の御時内裏にて為平親王此そ
拾八
うまこさ給けるよ
百敷よそと殿の事ハあるれたくの
君りことめてしきみのか　好古
一乃宮のうそてまつりしよとくして
弘徽殿の一宮し後よ朱雀院の一宮其
外戚も藤氏あへきりけると源氏為此
嘉憲なとの心のことし
くつりされさある敵

河内蔵寮 納殿 後涼殿ニアリ内蔵寮ハ百官
の内に御服なとの事をつかさとる官也
おさめ殿ハ公物をもおさめをく所也
このたとへよすけ
河助殿 目代紀 おとゝみやのつかさなりし
わさ御しきまてわとおもふらし比
たよくせひ人をしくしきれ
その年ハ夏三年十一月なりさんちよまちひて
源平君三歳の時より柏葉文家ハ遠例し

その年時代をさしていふ 一同の詞と
いふなり
此物語皇子誕生の後必此君河内にさらに
て先例ある文家ハ便宜の殿にまうらいて
御家と河内にあらはいふなりける所とニ共
中宮にいて親をとふへきそれ意所として
理おけつかれけるを出東るハ白猪が
又東宮の正室になりすゝみ所と云也
侍り給ふなし

一弾ハ御子孔子よりすゝとこゝ
師範よれ弟子のいそきうるといふこと
海りてうんとし行
相並父家の罣亭ハ退出せんとし給ひ
とし此つきのおつしきにすりのえれハ
おまいとはしくすり行とあり
五六日乃程よいとよりまれと
ほとひいつきのおつしきにかりてし
とく義すくしたしして

更衣孔母の養して父家を退出させ
前よりハ海りてうんとし給ひと行りつ退出
せんとのれ是ハいとよりまれをと行せ
ハ父家ハおりしそのれもまさと母孔養
て退出させう正西日孔為させ此処退出
の時の事にそハうし此末よ海てきせ給ひて
いふ前り宴よ退出て此次よハ北宮中よ
て此事あり此葉法海てとあり
私云 久々御門の北拆葛孔にもとみるへきも

かく菊ありみもみさおりしききちらをてそと
せんにさひ結構し
其のひてそいそすか
又これよなへし前文あるしく置言
一此句ハ事をしるかさも残し置ひ
のふなまるし傳手君と文中にあり
かまわすまはものこも充とさわ句ハに
此門の流是也し
式物禁中ハ様といむましとく

いとまいやにそりくしまするへの
相文哀の辞し荒高の気多言數
世也と下の句よあり
是にいてしをきこし合ふを
此句とにわされし餘情と思ふ合し
言よいてハいまねし
付ニ
川寿河り万丁引
きしめさ新来ありしわされたと
きしめさいるしさし新来ハ由し此の

なれし前後不覚の義也

ゆゑみることもいとゞ多ゆげにて

目見月のけてりし堕霧 史記 タエミ よまえて

いかにし書し御ざゆきに称し病人の相也

いとうるよ〳〵と　果るゝ〳〵としるし

生滅文衣の称也色かうれさとし

しるゝ〳〵

これもの事しきにて

我耶人云狂し　如存如亡といふ意也

正称もなきさま也

いかさまにとおもひし給とつゝ

此門の御人ゆへしてつゝ文衣の病とた

ともなんとし

てくる御のせんじなと　輦車也

車の轄ほりて牛とゞまる也

私秘　ねこしる轄とうもてまして〳〵車云

職員令云輿車　註云舉行曰輿輾行曰車

日車輦説文輓車也在車前引之

也漢書註駕ハ人ヲ以テ行ヲ曰フト

延喜雜式云凡輦にのりて内裏へ出入も
乃妃ハゆるしをかうふる事又人とよひ内親王ハ
温明殿後涼殿のうしろをとほる命婦三
位ハ兵衛陣をとほる但嬪女御及孫王大臣
乃嫡妻ハ輦にのりて兵衛の陣をとほる

曰西宮云親王大臣中若宮の人は息所女
親王御尚侍ハ出入ともに乗ながら養ひて
閤門乃吉上まて御す也と

曰今案温明殿後涼殿ハともに北門内
乃殿也温明殿内侍所おはします殿也東
北宣陽門乃内にあり後涼殿ハ西の陰明
門の内にあり此巻の詞に後涼殿にてとよ
あかりのせちゑのよしとかかれ侍るさ
構へて人のつほねとするよしみえたり
延喜式に又人とよひ内親王の後涼殿
のうしろをとほるといへる物語の心にかなひ
てり又兵衛陣をとほりて中宮北門のまへの閤門

といふハ中重乃門をいふなり
或抄云相撲家退出の路以下花鳥説
多よりおこりて然云ゝ

河
輦ハ石ばしのなるさ門よりのりて中重
と出入のなし中重の輦車といふなり牛
車ハ牛のよる所までのるなり牛車とゆる
て上東門と出入するなし

弄
又輦ハこしのやうなり輪ちいさくてそれ
乃ひかせて前のせんさおもしろし又男女侍

侍らふこれとゆるさる宣旨乃大臣以下侍
御持僧其外女房みなゆるさるなし

輦ゆるさるゝ事

河
清寧天皇三年奉億計弘計両王青
蓋車迎入宮中ニ

日
仁明天皇女御藤原澤子紀伊守贈太臣総継
女病よりて退出乃時輦車とゆるさ
るゝ過去のならひ納言とりて三位をくゝる
私云 師説此義未了勘之

或抄云雪月抄にてくる歌ハうしのかそ
ちいさき膳とうきてみるえハ興への色ゝふ
あしうきし又此更衣ゝきりするに歌ゝ
はる時頓筆ゆるされけるハ円融院乃女
后もやまいのうちによゆるされ後ハ近
き例をたいて武戸ゝきけるやいらしき
よし伯従三位公世戸ゝされきりとわさ
私此事追而可勘
又いふ時後てハ歌るよえゆるさせ給へん

更衣のはしへみるのおりしはしてさ此い
歌をゆるしうのすみき後にさえし
かさりはるんみちふも
ちその山ふりことあみてそえくりかし
つゝきへまりまつうえしとく　或抄ハ
此奇　私云不及此奇
はりとちう化すそしいえゆさ色ゝしと
御門の御たし此哥派ある道すりとしと
村すそしいよもとの後しさうり要後は

まほしみもとうしいる事しいしまいた
もけるる姿羽にやとゝ

桐壺更衣
かきりとてわかるゝ道のかなしきにいかまほ
しきはいのちなりけり

竹
いか成しき生まし 恋しいさき紀とし

弁
此亭更衣の時よりのそミて心中をかなしま
よ源をはゝ哀しゝ
誠物御説ニ生死のかなひ力とよりなとこそ
生まれしきを孫うひまると

いとうし初り行へまししうのと

笑
更衣の羽し　花鳥風葉逃し

弁
此羽も感ありかなてよろい多者のこし
ゐの外よ始める事とせよ羽し
世上もうみあくのとくするへし

笑
上乃羽子かきり行る人道よりとたれさき
うらしとちてこうせ後けるとまわれうちを
てしいえ行やもしとおし事しかくのとく
ミしうろくさ命の羽をとらせて赤てて

難しとさけり事なとし此句にてかなりとぞ此
云おもしむ常は君か為し我身をかくれは行
さる心ゆへなし西向し
私又次の句にうつし謂れたる事は
かきうれとすへし其さら鎌倉なり
もうるへし
武将御説法はかきよし道とふしきてとし
その奇とはつかる
今その御返事そなさりてかくりなるさ流

色は匂ひの花ともちるまて物語はなき
さまもいかなるらんとそや
まよひしも今さいのりたる
今夜より更夜の星を見せてかの説法を
きしむまさとなと此人よ退出とゆるし給
覚もなく却は驚し給ふ旅
説法よりかゝる事とはなりせらるゝこと
文徳實録云　扶桑略記と云り　延暦廿四年春[illegible]
澄大師入唐以後因澄法師縁テ詔於紫宸殿ニ五

佛頂法師預得度ニ日本国ノ修法ノ濫觴也

悔そて宣旨給ハ

これ実よ退出の時に

法師ねのミ津とふきりて

御門乃御前しきりく古しはいやそと

いふやうの心し急ある心し

御つかひ給へるよしをうけたまはる

更加　ゆきちりふし帰るさ物語なとに

法使両の河しよりも玄まし久くしの

ことをうけたまはりよろしくなり

給ひ申させと

不審未審なきをりまつるまきはし

いとあへすして

最安敢　専　甚

よのつねよりゆるさすと云日心く

何事も聞し給しさるれをこりおほせ

御門の慈悲の御し　貴の御くすく給へりお

賜はりあかるへし

みこはおしてもいとゆゝしくせ給ひしかれと

源氏の君九事し　御門の御なし

源氏三歳にして母の喪にあふ事

延喜皇子文彦太子三歳の時母左大臣

時平公の女薨せられし

かゝるほとにさふらひ給はゝあさき事なれと

河海にくはしく注したるを花鳥にかたく

まてこまかにさして　秘訣あり別に出すと

良しとあり　其外　諸抄にさためし難義

まてもいつまてもおやまれお

或抄御説に出家まて家をはねとく

のさくけるひとつの口伝と河次すゝと

秘云花鳥にいふ口伝弟と口伝すくへしと

いふまての異し

何事にかあらんと契りしゝて源

源氏君三歳なれは母の喪にあふ事と何

ともさひらぬさうゑ

其さま誰かあはれし

なやしとみへてまいり
御門より始て各丞相の御事と源平君わ
皆しく敬すると
ましき事にては御例なりしかねは
あさましさするると
これは大かたの事まいらせ候の心にて中宮の
事しそれはましてとかれは一段と存
家御門の御はからひとそ御して候ふ
経盛ては数しいつまて御座候へ心にし

行
暦（コヨミ）にまかしとかくも中宮此日に　不及引云
かまりあれとまいのさかりにおさあしてまいる
私
御へは宮家の遷御まて還出の時もくらり
あれともあのこえもみえておまゐせ給ひぬと
なりそうしてもかまりあれとまいのさかり
とりてりいつまてもあらしそこいかしのん
身の危ぶとそり
或物まいの御供は葬送し玉殿と云事よ
そらくにてく事をとなり

なゝとは此所にてといひなしけり

愛宕 又愛當　山城国

苑 鳥部野ともいふ

河 桓武天皇平安城に都うつりの時此所を
諸人の葬所に定められしと延暦遷都(セント)記(キ)
にみえたりかれは珍皇(チンクワウ)寺とも云寺といふ
弘法大師の聖跡(セイセキ)として此所に寺あり
一ノ長者智泉僧正領し云々　大師遺告書に云字を
當右寺建立大師並に吉祖師故慶俊

僧都也
或物には六道といふ所也 云々
おもひつゝくるは地獄といふかたちありけん
文徳の母小町の墓所此にありといへとも
よる心なき
むかし地獄とおもひしけれは此所にてあとをとふらふ
河右 ものせさいはひとかくてもすくなき所
深草の山もとをかけてあるに至て
昇 所しらくてその名ありしてこゝ子細のこと

武抄御説不及引証こと

さはさりけんとよみそてまつりてさればさき

なり

（河）文武天皇四年己未日道昭和尚遷化七十二歳

本朝火葬自此始

（拾）りえさそてきいとぬすんけはさそへしと思

ひの屋まんこにせあ

ひたふるにおもひすすまんと

（河）敢死（ヒタフル） 伊勢物語 真名本　永迅 日本紀 類和名　永日　頓甚振 万

八雲抄云ひたふるとはひたすらなるは一向

みちてあるなるべし

（私）ひたふる　永ノ字又一向ノ心也

ゆうの語つれど

更衣の母の家をみしてひたふるさんとか

しこそて斗の語つれど車よりもおち

ぬべきとし

さい思ひ給ひしと

をくりの女房の車にしたひのりぬべきとか

終てより云ひし事なるへし
内(ウチ)より御使ひあり
葬所(サウショ)へ勅使をたてらるへし
三位のくらゐをおくり給ふよし
河 贈三位例 清和外祖母葬山城国愛宕
墓贈従三位 和秘抄に正三位といへるは
あやまれり
河海首書云 宣命のさまにて心事を旁
細ようさま其て死へたまひぬるむねをいてはぶきたに

女御とたにいはせすなりぬるか
あかすくちおし 云々
大中納言の女立后の例云て殿上人の女
女御なる例 河海にのせられは此更衣も
御寵愛ゆへに后にも立給ふへきに女御
みなにもなされすかりしとはおしく覚し
めして先従三位をおくらるゝへし
河 大中納言女立后(リツコウ)例
藤原高子 故中納言長良女二条后 清和天皇后

陽成院母后

元慶元年正月立后

皇后宮娍子 故大納言済時女 三条院后

贈皇后超子 法興院入道関白女父于時中納言 冷泉院女御 后人

公卿ノ女為女御一例 二

藤原元善子 中納言山蔭女 光孝天皇女御

橘義子 参議廣相女 宇多院女御

藤原和香子 右大将定国女 醍醐天皇女御

藤原海姫 参木菅根女 同

藤原姚子 花山院女御

侍臣女為女御例

従三位橘三井子 従四位下入鹿女 桓武女御

藤原澤子 紀伊守総継女 仁明女御

藤原煌子 堀河関白兼通女 父于時宮内卿 円融院女御

女御贈皇后宮藤原超子 法興院関白兼家女 父于時蔵人頭 冷泉院女御 安和元十二七為女御 侍臣乃女も女御乃例ありそれ上大中納言の女立后の例なく

何迄も女御とこたにりといふなれハ和名
是の名也　坐上冷
前一きさきの人のかねとこたにと
竹
中古まてハ女御もおほくハ四位五位乃輩
ハ従三位に叙するの後に女御乃宣下あり
義
更衣四位也女御ハ三位也大中納言家之人
乃女まても女御の例おほしなるゝと存たに
女御にならされて又贈后の例おほし也
世になるへからハ四位も人に一階まさる也

位とそいふへし
とくせ給ひけるより
平
これハ三位にこれを叙しける物附
或抄云碩閑書云三位のくらゐとこそ申也
かさてそれをとりて一さきと称れハ更衣ハ
四位なりけれとそのうちまかせていつる也
られにつきてもかくき給ふ人まかり
更衣彼後見人の類なれさうし
相おりひし給ひ給ハ

分別わきまへといふて
ことわりのたてまつりし事
相嘗交衣の事といふ
ものゝ様体なるやうに
河 心操(ココロハセ) 平(タイラカ) 日本紀 巧日 論語
弄 前の詞をかねたり
めやすく
見よきさまし
みくるしからぬ事なりとは申さしいつ

此好し物のたえねへは秋給てみつむし
これはおもひさるへの心し相嘗交衣のす
とひたつくさえしさ御ことより行を心を
せまてよきさへそみしと分別するとし
此御わり紀成あそなしゆくこそさけなりとねと
河 安人望 日本紀
足は前の代よりへは事の例なや様子の時に
御寵愛のさそれみとの政をも忘れ
おのし御しろやうみやらしゆへまてみくとし

うとしむ雪のさね積しとらかすてとおり
乃須の短歌と見るへし
その女房をさしていへり君は返り
是ハ典侍所にて人を家にかへすへしてし人の
のおもひ入れなりとにかゝりし人の女房をさしての
名と見るへし
折してみるといひなれはありけると
ある時ハ何りのまゝさまよみすくうちまうく
てさくらいえむしかりける是ハ前と畢竟

して物語の作者の許より何れも云り
面白し
私 凡引云の事見様ひとつまあるを是ハ木
ハ心をおしへ道の引云之
そうのくりかへして
無墓（むかはし） 又無計（いかはかなし）
或抄 五十日乃事と云々 無道（同）
私不及甚儀也
のられさすとみも
或抄 百ケ日 七日しかとの事無下と云々

はこふかきよにせんとこそあれ
鷺定初拭涙と作まりし心ちこそすゆり
つけて若しみ出なりおもひるもし心と流
はそ君かもし友義なし
御かさしの花と井をうも見えてし給ふす
（竹）茉苑物語に世給く復給ふを思ひし
めまれとゆしきまてよ見しよ世給は流に
女御君やもん家の流との井さしらぬ
三千寵愛在一身　長恨哥

はまこよひちそはつしなさ世給へと
（竹）錦よみきてはちみしもき春雨ゝり
ねまみし袖とそえこそん
（或抄）日とり錦の床は草葉ゝりはつ錦とも
秋の源よひは露けかりきわ
松不及ばい川寿も
見るそまりなくさ人寄も紀秋すり
（竹取撰）人をいさむとてもうきおもかにそ
物は寄けさ秋も志ゝ留し

集七
此哥とハ
私
末の句に弘徽殿よりハ夜ふかくかへりて河
うしをこえし頃のとゆり織に事うと
もろこし物かたりし　此哥よりハ我ハ哥を
き秋もさりけてといへるとこれハ哥との
かすいさてとゝねえそまつかへ人を
つかへすとさへれんの中にしかりて哥
けるとし也ゆへし
秘
行きかへる道し払ふ絵のかけきよけなり

かゝるとハり
或抄　村上の時中宮寛子　寛和四年四月十
九日うくゐさせ給ふの人々比女御息所のの
井角して志かりけれハうせ給ひの年此頃
前栽よ哥のとさきりと風の吹きけり
しるきと此後して
拾
秋風よりなひく草葉の露よりもきえにし
人をなにゝたとへん　相如の家もよみ給ひ
世給ひて秋の比ゐひの御すから行りゆ院城

聞て詩吟しけるを聴し給ひけれは人々か
せんざいのさかりすぎにたらんする命よ
てともけり音セひよきくらきしりやとそ
関雲閣中土云某法ゟ申しのふそのうち
又狗のとう林叢ふりしこ
なきさ絶まそく人のむね同しまかりけり
柏更衣のすと弘徽殿のの花陰まてい
ひとへにかさ陰し給ゆゑしとひての子
好人此前の狗よゐせひとあれはふくとかき

うりしと今そ栄し出御とわ弘徽殿まて
よれ給ふくこ給し人の性とうきこけり
弘徽殿のこと申は
弘徽殿（河） 後醍醐院 數説 後高倉院御文庫
まり點し 親範卿點之云々
こきさん 親行説
一乃家とありてまへつせ給はも
御毋弘徽殿 後に朱雀院とまし
ようかえ此御意しきのこ

光源氏君御母　桐壺更衣と

志らしき寵に　此君のとすとつゐし給

桐壺更衣の里にて源氏君此所にて生すし

此後又ゆきあひの条件とつゐされしにて

家をつゐされし内の事とてうつかなり

十分とさけ給し

野分たちて

荒
ちらいなし　野分の吹ける風し　云ふなれ

俗　暴風（ノワキ）也

あつし

汀
多ちてもよし

弁
汀されするおもふしまるへし

武将碩関書云　此将のつきさ無場乃心と

うくる時兄なるへし

ちとさむさりくそれのみて

将肌（ハダ）多養し　養云将ヲ用フ　肥（ハダ）ヲモすそ兄秘

弁
将の家兄心なるへし　一将同じく同肌兄さし

きれ一勢将の家兄無風の屋てつきさむ

くすとよあるも将の兄よやさしみとさま

海士にまと云ありや又暦乃寒き心に
も用ゆるやうにといひかけたれ
はねよりをおもひしらるゝとおもひて
面白狩しおもふしの風よりゆかされて一入
哀れ出さるゝ由し
或云 いはとても恋しかれはうまれとも
秋の夕はわかしうきまゆ
ゆげひの命婦とはいふと云ふれ　靫負
靫負左右衛門をゆげひといふ其官を家と

昔も仍ゆげいと云　靫は矢を入るものを云
仍衛門府 ユゲイ ミカキモリ
花 命婦は今の世に内侍の外織物を着せ
ぬ下臈と昔は命婦と号せり殿上人以
下の女し並人とらふは下臈のさるとらふ
賀茂祭に命婦使並人使とて有りかし
河 ゆげひの命婦は左衛門の妻也婦人の官名と
昔すると命婦といふし　是内命婦也五位以上の
者の妻を外命婦と云今の女し　漢家文

大概これにおなし　但内命婦ハ九嬪世婦と
いふとかれハ女官にハかゝるへし内裏女房
簡并女叙位の尻付にハ中臈を命婦
下臈を蔵人と書し女蔵人ハ六位
奥入
令曰婦人帯五位以上為内命婦五位以上妻
為外命婦又後宮職員令曰其外婦准夫
位故周礼曰内命婦謂九嬪世婦也外命
婦謂卿大夫之妻也
帝乃命をうけたまはる人に命婦と云

或抄云官月抄云内侍司ハ中に典侍従四下
掌侍従五位下此内に命婦とハ定とる
或ハ女房の五位に叙しゝを命婦と云
私
此義私不審なり
私云もろこしにハ九嬪世婦以下天子に
近くつかふまつれる女ハ惣名を内命婦と云卿
大夫の妻を外命婦といふ日本にハ中臈
の女の人を命婦といふとそいへりこれも
五位以上ハ者の妻を外命婦と云とそいへり

ゆふへはよのあはしき頃に
暮ユフ 夕 晡ユフ日 又日本紀
帝婦とつれされし時分の称也
やうそくあはりしまちす
相撲すゐの深切よあへしめすき也
心とれかりの称と
相撲文字の事しとすゐは楽器也
よせていへり
えうちくきこしいつはこの事を

喜 遊珠 艶 也 能 獨 結 致 笑蓋也
智明恵善巧便佞 長根寺物
是は獨楽妃の事といへりとの事とれあり
ゆきとらのへきれ
西けよ清とうして
集ツト 日本紀 都ツト
色とらう清くみれ就とさりあり
奥入亨 うもしあのゆきりうてハ清さよきは
贈りいろもあとさきやう

養
養子の心ちしてあれともうき世の中に
わすゝるはさこそあるらん養子に倫ちつねとろ
児はそのちゝのおもき所ものうつして形ある
つゝけるとしもうつしてそれは何事も養子に倫さ
らぬなからも倫一般もつてことわけてよりあはさへ
ゆるしきとなわかしくうつしてゆかる老
の名跡を相続をつくなしとまへ給へし
命婦しこれ倫ちそてつまて門にひきいれ
命婦の事し

庵のあすまきられと
竹
寡（ヤモメ）　礼記曰老而無妻謂之鰥老而無夫謂
之寡　旨　六十以上而無妻為鰥也五十以上
而無夫為寡也　此文哀の毎儀に甚年齢
私云　年齢よりも男夫なきとしつゝむへし
年齢もちろん多きはいなは
人ひとりの住居しつゝむ
桐壺の文哀の事し
やもめにてすくし給ふなれとに

秘

私業之人ひとりにハ父衣の世すぬし
上の霜よ中りあすきされとも行て恥の
詞よ世ミにくれてふし然へ分りとにさもと
多くまりと行り世の事とハ今迄のまゝや
毎りあ被されとも一人のたつとひいそく目
のかさりもありしく世母しきよ
ハ毎日無傷よ毎事志却ゆて家中の
事も兄ハ是非なねゆへよ万事ともすり
荒らきあるへし　同物又の悦母ハやも

め給されと父衣のうしろミをするゆへよ
つくろひそてさろをとおふ産とり
ませひて今ハ兄たつふすりもまた
万事も多くすゝとらぬしミく
就後の美ととも見え人日ともに紙よし
つきあすとハ分詞父衣のうすとなよしかれとも
此方よいともわきまへなるしして
左
うきつけよきひしくもあるの紅茶とも
ねしあさ当ハ文をのうかね　みさき当ハ

多かる中にもこの歌は心ありて叢にも見
さそといふ歌も感あり現量あれなるに
ては見えつ深草のさとをこし志ありそひ
おしのわまてらやすへし

月よけれはそ屋へむくらもさはらてきつゝ

奥入拾
八重むくらしけれる宿のさひしきに
伊行尺
人こそ見えね秋は来にけり　恵慶
奥入新勅三条右大臣家屏風よ
とふ人もなき宿なれとくる春は屋へむ
くらもさはらさりけり　貫之

私
此二首の川前の内伊行か八重むくら茂
れるやとの歌を出して此歌其時於古
今可為證歌と載せり定家ではとふ
人もなき宿なれとの歌を出されたり
但河海に此歌はさひしきねと云ふ證歌なれは
貫之か歌をあけれと云々も此説に順へし
弁
甚と月にかへるし　云々　猶於一同
みるとありてよそゆうして
あても常帰の事し

父君もこゝに物をとの給へハ

（汀）羽くゝむ君とこよといかさまにかくし息なれ

伊勢路也錦よきぬれつゝりてまれなりとて

浪ふきわりとゞむ

（義）とみ頓ちやそしとむし

（私）母君まことにかそたひまゐりしその

草もみかりし錦むかきさ衣し

いまてさ海りぬるか

母君の物といふ身をもひてはいひ出る

おほはつゝひのよもきしかの露分入すかも

（河拾）いかそうらみてゆきつるんよもきしかの

人もかよはぬやの庭との君ら

（私）我の海物ついあれし

けふえてかましちてい侍

（秘）母君の身そいふ中子の内とやひよる

つるしなれとつりきとし

（私）ちはふえてかましくらん今まてと海り

物かたと人か物とけてもはなさま

ちかくさふらふハ命婦のなといふなるへしや

河 一眉猶巨耐双眼定傷人 遊仙窟

私 不及此事也

御かへりてハいとゝ心くるしう 命婦詞

内侍のすけのそうしたまひしと

秘 是よりはさに典侍と御使につかはされし

尚侍 典侍 掌侍

事成へし 花

物おもひしらぬ身へさへつね心にかゝりもけせてそ

命婦早下乃詞

色ふかゝうして

良久 此心人 八雲抄云 漸し 軟暖踏枝行

白氏文集 十三 閑犍 廿一 日

此御使の命婦の様なりてとまらせり

よくおりなし

あはれなとのまゝあくまゝしと

花 是よりハ親定の御方也へし

命婦の御作をよろしく詞しみるゝの御りう

はしかるへし

さむつきさしらく多人々に記して
夏ころのまけりしをうけたる題し 更衣幽玄
の時分ハ其真実乃夏のことく侭然
とのさみゆしとやりくとこして荒田
ちりまるかり夏そていふしきれとも そ
ろくの名歌ハさるのり夏初めくそ
其歌さむるりさらしとらへん
とひ何そすへき人多ねすすかと

或抄に云 思ふ事いひて多くの風ともねつさ
我とさひとしき人しみまれなる世云とり
自余の女御更衣たちハ相並更衣を
解このよひしへてうれともかすりわいせ給ふ人
人もうすきとし
ちひていまめり給んや
更衣の母君は桐壺の御消息
わか宮のいとおほつかなく露けき中に過し
小萩かもとをおもひつしらぬ事ともなけつらん

とく御入り候へとて
まことに思ひていまいり候はんやそれ定家の
母のもとに此よし参り候へとて若党のもとに
なつくしさのあまり候ひしとはやとむせせか瑞行
候ひかつは人をもたのみつく
それより中将の御返し勅定の趣をば候へ
後のちをと候ひて作りたる歌をとるの
たよりくみまいらせてまゐらんと急しかは御
気色をと御いりせてかくうけたまはり

物をもらひて来りたるとかへかへし候
くひおりしろし
御らくしてそまゐらす
定家の母への勅書と中将のつくる歌や
めでたく侍りぬるよかしこまりおほせをとひけれそ
定家の母の何歳ありさひよそれなるよし
面白しと御覧じて天子のみそのりとは
明親すとものいかでしか光りそとこそ面白
ほとへはまいらせ御さかしてそろ申と

花
これよりは勅書の趣也 弄
月日のうつりはせかせて世ひのうすくやすき
むと月日のうつりとせていはゝ世のあはれさ
いそけるさきへもいつにとなりといひやりて
何
稚（イハケナキ　ワカキ）　幼（イトキナキ）
まうきにうちてね
桐壺更衣とはりしの心ハ養育のこと身に
と作りなし
むしのかさとに

更衣乃うへなるへし
宮城野の露吹むすふ風乃音に小萩かもとをおもひこそやれ
秘
桐壺のみかとの御事也
花
宮城野ハ宮禁にたとへ露吹むすふ風ハ
涙をもよほし小萩かもとハ若宮の御事也
箋
宮城野ハ露乃ふかき所也
抄
木の下露ハ雨にもまさりたると
新古今 雲井
草葉の露のこほれんとするをあはれむ也

或抄御説云時ハ歌合の時かきりもなかり
てあまりしませて定家卿をもつて奉行とて
まとこと
也行末を見んとおもひとて出
前よこ爾中にうせすゑ人家をとり入家
母君の猶よめなるみん御ましねかなかり
いのちなかきのいと流らし
（義）
更衣母の猶 何 莊子曰 壽則多恥
上東門院の御事をとひなれなり八十七まて
おはしましき一条院后也後一条後
朱雀二代の國母にておはせしなりけり
逢ともなかるにてさせのありとこそ也
松のおもふらん事なりた
（何奥入）
いそきてかくとこそまし定頼此松乃
知らんともなくらし
（私）
胸して人のよこそまん事ハなくらしと
もしかうよ（ゆき）ひ行らん事ハ
（何）
百夜の夜をと夢ゆへよ百歳とこそ或ハ百

城大書 文選に金城百雉とあり 若はすへ
雉は高一尺廣三丈と云々築地也一實也そ
れを百かさねつきたるにゆきさかひをうち
かなめて雉ノ字をし 春と秋とのみならず花も秋のもて
たうちそあれ打らひちらとそきらひこし今は
かさねのかとてそあるまかり
めしこえおなせをとゑひくうきたるかたり
萩すも御つくひるしのさそし給ふ
わらはいうにおなさりしきなにう御いうはかんこ

とものこと
若宮は源氏にて内へ参りたまふ 若しそれは
まうしさとしいうよなきりしとはいきさこ家
かれたしとく参りのへと斗との御あり
しいうらはの事とこれそてさうら
とうりようそしう
いうにおなさりとらせと流分別もゆるり
い事かうはやさふく給ふしきうとよ
つと内へ参りたくあはしかもといとたうとき

よつきてもろのしきとし
ふかくよむかふ露へかき海と
こよひは年内もあるまじきさまにこ河
と流ゆすやきるは頗いつくされこれを
内との存分と命婦まての物語すとらふ
やうの用捨すへし
捻しき用よ待れと

何
ゆゝしきは若懸に通する詞也まそい
まくしきたれ其字也

九
よひねまほ法ねは捻し給也りても
こゝやまれある物まそみける

拾
捻しとていむとも今いそかしもかし
うきを風につけて匂ふす人
かくてこそかりし内裏もいとゞしうし
かのこの母以まとよ草ぶかのおりまれ
事とらふて
宮はおほとのこもりにけり
源氏君は禄すふとし

見えてまゐりてくはしく御ありさまも
命婦の桐御門さまへまいらるゝ更衣の御方
のさまとも、こゝろえてまゐりて奏しまいれ
とも仰ある事とみえ給ふおほしめす
らんよ東のふたりにていふこと
それ故に心の闇とも申へきこともありしと
こゝろえしられ侍り
更衣の母の命婦よりの御はし心中此趣と
かたりてまゐりけるをすこしもたれとし

河海抄
人のおやの心は闇にあらねとも子を
思ふ道にまとひぬるかな
秘
河花兼輔に心の闇といふうたあり
といふ事はつきて後せられ当時東男の
告義の此詞に有返の事これとのを
身に及へきと
まことに御心のまゝに
見ゆるの御使すくて文書りのまへとし御使
かれとも給ふりしませんとて心さしつゝかりら

ねとすり

としろうましくおもほしきつおてりりて

竹 面白 面白のなれ月らしき白なて

更家此在世の時いうましく面白らしき

并の御使よ时常悔もあらく事遣返

かへるしく侍りまさいのちすも

襄 返こ二つあり清テよもへし

秘 上紀よいのちあるき此いそつらへ又世此

前よ今まて上面り侍りうと阿ろれ

まてこれを返てつまるうき命とい候

む味あり

むまよし时より云なん

更家の事と母のうるし

左大納言は面りてあるまて

更家の父撰家大納言し遊去此ときまて

更家の家つくの事とよそうましと

或抄更の家あつらうまらうまうよ

ききへてうしこうれしりや

くちをしうおもひくづほるなと

河 頽随(クワイスイ) くづほるゝは退屈の心也 くづ
ほるゝとは退屈するなといふ儀なり

宮仕の本意をとげさせまゐらせよと

多くのゆいごんをとゞめしと

故大納言の遺言し

身にあまるまでの御心ざし

恩義のかたじけなかりし事と

人げなきはぢをかくしつゝ

人げなきは人めかしからぬ儀なり
なし　伊勢物語　きこえず

私 人げなきは人かずにもあらぬなれ

よこさまなるやうにて

弄 人のそねみ深くつもりてうせられしは横死
のこゝろなり

河 経文に九の横死あり 其中八者為毒薬
厭禱呪咀之所中害といへり 薬師経
或は毒にあたり或はのろひまじなひ呪咀せら

迷ふをとする皆横死の中と見しより
おほりてこゝろくすんかしこきは名をさしゝと
うつしけるきめくことを却るゝうしりきと尭
も名の尾とめ海とひそとし奥入りれ人のお
やの心は世ことの旁と川とゝく　度は寿し
うへを忘るゝすんゝろは名をりく
蔻
舎帰の詞し　内の仰事を見事は御洛
あるとおほし事をそおりしまゐすとて念
人のおとろくゆへ

流観世の雨まりに世しとも忘るゝ
ましき故をそ河さまりて後源玄風為雨
けさせる称ル　し　みちの横なる事とての
うゝしもふく如し
或物夕影上て源平の弥勒の世と堅てり
経しすとおやりなりすし此勲しとおり
人の名を海きてつる事は
弄
聖主の治つとひ禁膳し　但女事によりり
てゐこゝれ経し此すも海まをとうてひし

秘
此ならぬ事もありしとぞ
竹
心を申けるはいとめしとおもひしを
ありてこそめしハ侍らめと仰し 定家ハ
自筆のなりけはこそありけると有り同じ
秘
今の吾妻鏡此詞ね遠のさへハ何義そ
給ふや 云々
義
九条右丞相師輔公の息女七人の内嫡女
ハ村上の中宮安子円融冷泉二代の国
母也次二女ハ重明親王の北方中宮妹なり

後後よらいまこと有り中宮妹として宮中
にめし入て密通の事有りて連続せし
む其後中宮并ニ重明親王もせさりし後
つゐにめして尚侍となりて貞観殿にさふ
らひ給ひし故の寵の甚しき事の書殿と称を
せし歌ていうく聖を賢を尚侍とそて
万邦これを称をあらはし登子の尚侍期
に入て万機これらか為に廃すとぞ
此来皆此儀をふくみてこれを云ふ成る

よの人乃ゆくまてあまたいるましき

（秘）後漢書の文苑と外よつされしせみす

と小説そしあらせける所も論とに称さ

の作なる人しほ人さ思ふなし

いとんくつかしうに答さる

（切）頌（カククチと）或物成体る成とつる事説とく云門家

用之

うらくへしつ作者にされならよ

（河）神事式よ位（位）と云壇場とをし

（私）是も前葉よやとうらへして説し

てら記波うらしとうや

つさせ侭くしまいてさをおれて

（家）つさせするうしハ此文前ニ後（せ）の句と

命婦の歌しおさと此文するとハ法さセれ

うくとうへし正ね上れすくとあへつき

てうらく来いてふけわれてとふは

数と皆らかれ　鈎　鎖　相連しは数く

こよひすゝきかれゝてりをもせんと
秘
海にはかちあけしや千くさ事あれはこ
まひゐさうすとみゆ所あいりつゝる〳〵
のお結よ形つゝる心也へし

月ハ以りめさの元さゝり
秘
夕月夜のさしき形よのうしとさせ
切とりかよけて見へし夜のふけ行
いる京氣香くひ道き餘情あり
草村の山しの形しかよりかるるも

可
催身と一説云虫乃形しくるかるゝ
つまともへし寄せる秋夜あるらす
とりり去心し是秘説し云く書之以義
不有心今時分ゆ晩更行て情夜か月
夜今の形し ゆ丁情夜か
苑
秘
催ハ涙とりよろすし
哀と催しかし 并義
いと立るれかくさ方のもと
可
ちらの初末勘違ゝり 同風情し

秘
草枕すとしとうきこて多ゆるちらに
とうしき絶し

命婦
絵書の歌れかきりを沢へしてもかくさ
衣あつれふら深き

まるまく歌と沢へしてすといつんや
て絵書ととけるし弁
或物御泥まるまく歌ハ沢書の歌のか
きりと画しても及ひつしと
又感ニ時ニ花濺キ涙ヲ恨ニ別ヲ鳥モ驚ス心ヲ引之

私
此もき衣ふも乾きつくさね我涙よれ
すし出の歌のかきりをつくしきりとも
とよみしきとし

えとのり侍りて

花
秘
車ふのりわるし
前よ門入侍りとらひて南おもてよ
おろしてをおりつるにかへりさ侍とる
えとのりまひてまし始終車ときにひ出す
餘情多くひるしきこゝも此物語の筆つかひ

うき事をしのふる人もあらはや

近江更衣母
いとしく宮の内にさへならし事と
ききし事雲の上人

河
女の腹にて里に侍けるころ醍醐みかと
年ころ参らぬ所をさ侍りけれは女房よ

近江更衣 周子右大弁唱女 高明ノ母
五月雨にぬれにし袖といはしく
身をききつる秋のくらしさ

秘
更衣の母君の哥河つれわさうれしさに
と宮の内にさけく物思ひそ申されはし
うはれたるこの御使よしときこしめける
しひとうへて九重のさ月雨にぬれてそ
くるしき月雨にぬれにし袖といはしく
と母のうへに更衣のよめる哥御返も
よみて給はれねやと縁語なと

花
昇殿の人と見侍男女ともに雲の上と申
それをやすくへのかひねかはしくて
かくよみてこし侍へく

行
かことは甚た前よりてうかゝへし是はか
こつけし 誓(カコト)ハちかひてうらむる心し 又ハとかむる心し 証(日)うらむる心し とかむる心し
日
此事 いさゝかうらむる心し 恨れかこつる心し
伊勢物語
ゆつきさりゆきさり年を為して
うらせしかことうかりしをせよ
日
下ひもの志るしとするもとけすくろく
かこと(かこと)は言すそみる色かな
新古
はつ春のまちみてすつひさら常の
かこともそうらはつへとそ思ふ

秘
かことは前よりてうらみなる詞也
河海抄にくはしくそいかこつ心也 弄箋
或抄御流の雲の上人をかこつ心よの述
懐にそとられてうきしうらみをかこつよ
ハとられて家けさ海さるによそてわまり
の事よ雲上人とさへかこつ心なわれ
おしきはとそうあるて
よのつねのハ使よりとそうあるへきか
ままてされとも今ハ義備の折

節会にハ唐衣の紐ふとくとく結し
なの紐きりはなちて
記念(カタミ) 遊仙窟 信(カタミ) 文集
結紐とく一くかまさ
女のさね 一領し 長恨歌に春衣一襲とあり
相並て衣の紐とくし 装束(サウソク)
御ぐし結ひてうときぬ物
調度(テウド)
ミくしとよもへし 一匳

昔ハ女御更衣以下つねに髪をゆはす
なて垂髪し後髪わきの綱ところと廣
蓋にへうるし 鋏(ハサミ) 釵子(サイシ)といへ
内乃女房ハ晴乃時ハ髪あけとてかんさし
まうして髪をとりてきんわらしその綱
さし櫛さしてうしろへなかるへし
私云今の世まて平生ハなれなみしあけと
て宿りたる髪をつりたる髪をさとと
つまとさて梳をつるしるもの也す

河
天武天皇十一年丁卯男女結髪

續日本紀曰大宝二年十二月乙丑令天下
婦女自非神戸斎官之人及老嫗皆
髻髪

うちさへて　定家の母乃句

花
これハ家定の北の方ハいろくの人とやらせ
かつし紀事ハ何とかいへん阿ちうを静
まうりひて
さうするいへれとハ定家の事なりし　されハ
勿論内とてりりまを文給
のかたひそとりも内ちてうすといなく
さことも知かられて定家の事のかしさ
とてもたひましまんとれや
或物定家の事ハいらすまし
いとはりしし

竹
寐（ナラ）　寛（サラシ）　和名　或ハ閑
延喜御記云延喜十六年禄父牧馬賜
左大臣依爲年事始（ホモ）　有御馬未好事

御厩尓不侍 天波 左守ここ久可有尓因
天桑年 奉入留
うへの御前にさ候
みちの御事し
さて候りけりはいむ事
源平君をさし内へ参らせたまひし
然れはしきこゆまて
まかりしうつやの后
いかくしきみの

又家の母九条殿の事とらせて
いとうしろめたし
影讙（ウシロメタシ） 和名
私 心はとうき中の義也
すかくしとも
河 速歟 らくし心也 或清く 日本紀皇別の后也
素戔嗚尊遂到出雲之清地乃詔曰吾
心清々之（スカくし） 旧事本紀
秘 すかくし迷ひをやしとし早迷九なや

源氏君を内へ参らせてそまうり給へるを
とよろづにおもひやり給ふ心といへり
尤面白し請まさてまうり給ひねまうり
私
此段のことさへことにみすりての本さ後
をあさましく面白しこといふまりて文
又此母の心中をいへり此物語をみる者
物語の作者の詞として云也
命婦はまだおほとのごもらせ給はざりけると
あはれなり

弄
此時の御かたち面白むおかしみまさりまさま
つくし
秘
主上いまだ御寝ならせ給はでむかしかれ
まうし命婦の帰り参るとまちおはしましし
私
おりの御あはれしまします心をいふとい
つはまうしけり
おまへのつほせんさいのゆかりするを
河
壺前栽　清涼殿　東庭同西庭　朝餉并八戒（台盤所前）
殿前栽
延喜元年左右近衛栽草架

拾
中宮かくれさせ給て秋のはしめの前栽乃
露を御らんして
秋風になひく草葉の露よりもきえ
にし人を何にたとへん　天暦御製

秘
此哥は一首とりては此詞より出たる御
つかのうちに秋の色をとゝめられたる
なるへし　此花を御覧するにつけて常
婦を給ありし偲しけるに

和
此詞にて一説には此草をとつかせんさいた

云又或説には此哥の端をは桐壺といひ
奥をは前栽といふとこそ承説
あり此哥の一首とみるへし

御覧するにつけて
前栽の露秋草の上におきたると御覧する
につけて常寧の御事を思しおほしまし
御身によそへ奇特し
此物かたりせさせ給
此門のまちありしましく御称とあまち

この法師かれ此流ナる長恨歌乃御絵亭
子院のかゝせ給て伊勢つらゆきによませ給へる
やまとことの葉をもえらんしの哥とも

私
長恨歌 白氏文集十二

竹
伊勢集云 長恨哥の絵の屏風亭子
院のかゝせ給てところ／＼の名をよ海
せ給けるよことゝ此給はりて
万葉の名ならぬまてにはりのこ
りのおりふし秋の深きかゝる

詩言志詠永言といへり詩哥已名別也
猶ともう哥とそしるそいへるし
亭子院は七条以南油小路以東一町 行
長恨歌の哥 此集の名によめると一首
いれたるの此集にそ かゝせ給へる哥と伊勢集

花
よの世給れし亭子院の此歌りそ 此へ
きしや今一首の玉葉あくる哥も在と
いへるかは伊勢かよめるし其ことの哥は畢と
見出し給ふ事なく

私伊勢集 巻第六 長恨哥比屏風亭子
院のみかどかゝせ給ひてところところよませ給ける
みかどの御にて
紅葉ゝに色見えわかてちるものはものおもふ
秋の涙なりけり　かへりきて君おもほゆる
はちす葉に涙の玉とおきゐてそみる
玉すたれあくるもしらてねしものを夢に
もみしとおもひかけきや　これはきさきのまね
ちるへきまとの母たにあうりまとし

世をうき中にあれこといまし居易日記
なねうの太後の楚と戻うしうたも
まことそ平れね本かなひとこねかる
らくもてかなしうかたちつてそ君そうく
業之は いつまて仲将さ句論し紅葉に
色わかうまれの方と亭子院の陛事さしい
つるいかやまりつみかどの御にてとい玄宗皇
帝比佐ようりてまなとい屋はしこに
秋の哀の二首なりけるそ心とよめる

されハきさいはまりてといハ楊貴妃乃心ニ
かハりてと云し哥也后ニ入ての心ニして
多り此義古来ニ其分沙汰今案之所ニ他
但恐ハ此義なるおほけなり何以寛平以後哥合
並以録ニ伊勢之家集ニ書加之是彼集一説
之次見出しなる秘説也于時慶長二年正月
十四日於灯下記之 已上私注之

苑

長恨哥の絵ハ亭子院の御時の世に殊ニ
也君て御れとその絵とて末代につたふる

事御ろと云ハると通憲法師 法名信西
唐書唐暦楊妃外伝等をとりて書とかく
ゑにてゆゝしく絵に書しと今に世に
ハ長恨歌の絵といひ御る是ハ平治の乱
色ニ事しとかくして後白河院に恐と申を
やさん多るを見ひくらいて御るとして何れ
とく安禄山か世ニ信頼ニなそらへて
多るしなりける事しこの絵ハ平
治元年十二月十五日ニ宝蓮華院ニ施

入ト給ふて信西一紙と書そへてとゝまら

世間純に歎給ふし

義

此次の物語ハ日本乱ハ鳥羽乃上皇御

心のおこ遣より都東始ふり今日至りて

乃乱も此次の乱より起まりしと思ふ宗徳院

御位にて微弱におはしまし長称ハ院と

申窮乱のゆゑに甚残れと讃院と申

されんとて分かち宗徳院を遣けりさら

一旦ハ伝ともそ流りぬ絶なれハ宗徳井上の

皇子重明親王立給へきよし又川と波

白川と云所にきこえに候て此賀源通

と云治定府にすゝめてきこよ皇此

御囲ゆゑに出来しより其来とはせ

ときり数せ乃して如此今の世にいたりて

保女事一旦乃乱着より百年の乱に及

座り然深丁思承し　ここと

秘

花鳥によりてこそ貴之平の事不見と

然とも凡此物語によりけるに則従拠する

為し又彼哥此事をのゝ上なりとや
業平中将伊周云尤遊乃あたも前の長
恨哥物語もかやうなる事ハやさしく
おもしろき事かぎりなしといふ并
此巻と長恨歌よそへける事ハことにまて
ある也　義

或
亭子て云宇多の御門より延喜のみかどへ
へまいりける也物此ちらす縁の因縁
になりたるといへり

伊勢とつらゆきとよみつゝしの哥とも
付
詩言志歌詠言といへり詩歌已に別也
但此ハ詩をも哥ともいふとかていへるし
私云　哀乃序にもかくのかとしるう
なりへきといへる詩のよし　云呉端也
詩未勧得之
私　かゝらしぬらきもとも別の詩とい物
つきよ行是則白楽天か作まる長恨哥
とい侍るへし然れと此はかゝらしめ

弄とはかなくけへるかんなり
御くちことにせさせ給
竹
枕言し 枕草子のことゝ云様し 奥へいると
しゆくれのことわさにも心し御つかひを一統
云枕子 本朝月令見之と
秘
ゆふくれのとくさのよしして内の事し
いとゝ虫のねにありさ御とをらせ給
秘
みかとの命婦は行きさ御とをらせさせ
様躰ハ何ともその給し 様躰おもひや

て御返事と奏するなり
あはれにきこゆと
命婦の心ありつる御返し
いともかしこきはをきところも侍らすと
秘
更衣母のふみの詞
襲
勅書并使とも下されしると
うきことはみたり心ち
足寒時心乱 帝範 襲
更衣母
あらき風ふせきしかけのかれしより小萩か

らんで六川ゟなき
上るハ母君よとられなくなりすとき給
つと六つなむきさハ罪するなすしなほ
きよし　義
秘
更衣とうら衣の時にあわしき風にせき
しらけとより更衣此すくぬしとらて
まさゆしふきこりうつしきとなあさなきまと
けるなし
秘
菊義あり此二こ句御門とてきこえまか

つそてもうし釋つき給するとなんなり
うらしきとらふれ文字のうき/\事たき
つきうらしきとなあさなきりけり經と御
誦し給ふなしとらて此義秘しきへく
いつましも草の子此說ら釋してらか給ひ
義
菊義あり此二こ句は門の時人へ書と似
多りの樣つきとら心しみて此經はさ
つきんからよあさき母をこうりうへきと
此義ニ處れいつまでも草の子の說れ釋し

両義ともに此書之内の事にて可然ん
私 此よるの事母北家にてこそありぬと
も又ことにおもひ出させ給ふらしきを
のたまはしとかきたるは将なるへきの儀也
義 此義とも猶せうましと云事に付たる
ひとつしもえらんしと
秘 此下御門の御心中也
義 君ひの人とも其のそれおとし参り給し
こしめの事にて思食し

かくても居ては色にまかりと
私 猶まはされするさ由しくても毎に
こそありされの由し 義
故大納言のゆいこんあやまたすに
秘 大納言の志とて家の母君此さえしほどよ
つとて給ふよし 尋
義 命婦のかへりくる君にくの給し
いふはひとしゆえらの給はせて
みかとの義よ答し出かうさ由し

くてもなのつくろふことなくおもひ出給ふらく
更衣乃母君の亡きあとけさいふやうなくさむ
かすふ源氏
いかにまうくとまて思ひ給へせむ
秘
源氏にて成人にすみと命婦くと母君を
思ひ居るし
拝
義
私云
更衣乃母の事を絵ふるなし
上の詞に更衣の母の命婦にさいのこと
つるに問ありしと命婦のありのまゝに答

閑しらぬを詞につきて此義定ありし
此前の詞に添られに営しゆるとなし
更衣の母のまゝし
かのとくり物語伝へせさんし
更衣の母の命婦のとくりかし帝の叶を
らは此とくりあと光源につきに添ふ絵
と更衣のまいるとてあにくられさ給
に源門の常寺にある源し
ありへのするまい書つまいきへに書しけくさ

河臭 指碧衣女取金釵鈿合各折其半授使者
日為我謝太上皇謹献是物尋旧好也 長恨云々
傳 方士楊貴妃を尋て金のかんざしの
かたはしをもちて来りし事
臨邛道士幻術をもつて蓬莱山にいりて
楊貴妃にあひて玄宗の志を傳へし時楊貴
妃そのしるしのものを使者に授し時金釵
鈿合をとりいだし 此二の物を各半をわりて給し也
長恨歌にのせ侍り 鞠覓含情の詞の使に

更衣の母のもとへ御使し時被下物に准じ
上の御形見の物とおぼしめしたまへる
と御装束の具なれど玄宗の使は御さしく
楊貴妃にあひて合せしるしをあたへしを
さへのすこしかたみとも書給ふのみさし
うつくしかりしとおもはすとかけるし
義 方士を蓬莱宮に遣はされし事
方士か取て来るは御さしく貴妃にあはで
取て来まじなかるぞ御のこれをいはと

うひけりとし
秘
長恨哥とりちてうき出かうさ白作也
乃九いふちかすし花鳥ふ見しうち
義
貴妃ハ蓬莱宮にて玄宗にあひし又
奥入ふハかゝるのみへさしてし
相壺御門寺
多くの白かうしをうるつてへくもな
乃ありうとそこをしるへく
河
白かうしを方士の事し幻術士也名し
よるのうち魂の主也し

秘
幻術乃方士もろこし
弄
私秘抄云蓬莱へ幻術し事と白かう
しとふ尾し
義　耳
幻術とする者もろ〳〵傳ふして玄宗の
ありふ所をたつねんとし今も方士の
する幻術の士あらハ川をつらね
もとうしめすへきとそし
縒よりける尾しきひのかさらハ
花
長恨哥の縒よつきそひつつ

筆もおよひかたきれハいと思ひはへるへし

私勘鶴林玉露曰繪花者不畫其香繪
人者不畫其情し又繪雪者不能繪其明
繪花者不能繪其馨繪泉者不能繪
人者不能繪其情

色はえこその梅よりもむかしの柳も

河奥入
太液芙蓉未央柳對此如何涙不堕

長恨歌

私勘
帰来池苑皆依旧太液芙蓉未央
柳芙蓉如面柳如眉對此如何涙不垂
又伊勢集云みかとの御ありそへりてて
君おもひにゆるらしも草に涙のまさるさ
めてきこえんは

河
後成ハ太液の未央の柳の一句と云せさら
みしまり見ハ行成ハ自筆の手本とこと
源親行云六条院乃女楽に女三宮を二
月なかりの青柳のすこしまかりそめたる
と柳にたとへてその事一部の内に多有

の云意ハ柳かうを太液芙蓉柳是又ハ佐
まもすてうさこにありて書かうる見せ
けちかしうるれこと
花
行能自筆の親行かまのハ未央柳の一
句を除きたり始ハ見せきちかしきれと
後のハ一向よ略しうるとや為相卿あまた
義
未央柳の詞ありて
私云 花鳥にハ此段の詞を遠けり云に
かよひあるしかさら見たりむかしもありけり

まむよそひいうるうしく表し給へる
ありけむとしそかいさよう用ゐしよ
書加へぬしこと
弄
花鳥によみてあり未央柳表紙のハ有り
子細不能注之
或抄云未央柳此句を後成にてせられたるよ
やうなる昔親行か父光行か続として
為しハ揚貴妃をハ芙蓉柳にかよへて
家と定家卿花宴ありしに所なしに皆二

白浜いふそハいかさとけふれけるハいかなる
子細乃有か女か後成て答云我ハいらそて
か自覚の事しるき紀成て自筆のなる
見せまいらせし為紫式部同時の人なれ
ハ一合するや彼つもしふれも若葉集
まて心得たる事何か為とくハ女之交と
柳ふたとく為りけなく何まこそまする
よりてけらしるれ後よ心え得ねたる
よ定家筆の為よ けるとまうし後成写よ

為ましれて書写乃有をまりし有さる
対為かりしてみつまうしつる事を何
アことえよりて是を不用し是紫
定家卿し紀自筆にて太液芙蓉未
央柳もけ我かよひ為りしかさらとうめい
為りしよさひいつるかりしうてをふ為る
しふらさけりしと見ていへるに
花為此文みも書ハもまさふ為さるさ
そうふるとかる書写のありやまりしとふ

唐土にてもその人は序も多く
む事はのちに説けるはとえなれなつき
て一乃不審はりはたとへて楊貴妃の
事長恨歌の文は此絶は世に有ける
とう不尽うしと趣よは定なりとさへはよひ
多りしかうらなとも家の事の色ほしに
以ろなしの絹ともよそふつきなる
ことてとえしされいてし心をくべき文
あらしこととぬへしのも定ありて

なけるはへんなきよしりては深き家のた
とへあはされし趣きをつまてはあま
しのすゝやとかり

私
唐のきさきの
知さらえん
芙蓉柳を
またとへたる
ようをとは
つめとし
すんこ
たとへ實し

かゝめるとなるひはいかなるうしとこそはりなめ
秘
うるはしき実あるまじ
寿
梨花乃よそほひは実にこそはりなれや
うるはしき粧ひ多けなるしと
秘
貴妃は毎にもおりしりや此文家の深は
多くのねもなきしこれも又一きなり

きはまり

河 假借（ナツカシ） 貞観政要 労（ラウタシ） 良 亮 日本紀

蓑 らうたし 労（ヌキラウ） 何まりらうたく
あはれとしるへからさるしく思ぬ
あはれ心し 愛心労して今はなとする也

河 なるしきにかけくとしたる心也

蓑 此段河花鳥抄の釈よれ逸何りなうし
くらうなけれはしいりさ両はとさ也
の風よるなひさうつまりも なましひ

河 みよひたとやうする心しそらしこれ哀ね
まうるかまりもらしうくと云ゝ

祕 京極小政所 従一位 藤子 なまれ尾花乃風まる
ひきうるとけり或なるれ也なるへし

花鳥の文みるに稀みもよそよつさうさそなまり

秘 此釈の前よ女郎花なそしこるとれ釈入た
るなあり不用之 同未央柳みせけちれ
事ま源中家秘抄みとれをくしく戒
これとも無用し

花
此一段の詞為相ての有まゝしを其心を
案するに相應更衣れうらけるひと覧
出るに花の名をも尊にもよそへつゝ
うたひしとハふまよ又題も女郎花にて
しこに名をのへ侍れハ前後の詞相違する
よまりて此詞をすへて略し侍りや何因
か象の有ようくハ楊貴妃の唐めいつるよ
うたひハ芙蓉柳よ名をへ侍り更衣のな
つしらうさけぬしきひハ女郎花の
風よるひさ瞿麦の寄によれしるらり
よそへ侍りさうもうりそれもいさてた
しけの事也今ハそのへんすく略し侍れハ
御門の流れよ花の名のかも為りても
よそへつゝ言すしとうたひ侍り其心と
覧りて見侍れハ前後の相違しなきか
しや　但源氏の有一様ある此人の所好
丹波ふへし
弁
其義猶れ有まいハ女郎花をもそしこれ

鳥とへいと略して花鳥の文字も書なりも
とありの羽つゝいをあて書して世よ
こまやかに貴妃と芙蓉柳よ鳥そも
いろなりしくてそのはめ今定家説すと
思ふなれ花よも鳥ふもよそふつき方なし
とし芙蓉柳よ為へしいふとそうふ
ふへきと

花鳥事

河海抄
花鳥の文字とも書とも申さつるり

物かはるなれはすくなからなり　雅正
春は桜鶯　夏は梅郭公芭蕉と花鳥と
いふし　定家説　業之藤家の御作なり
花鳥の鳥は方に為を今作始こと
始夕のとくさに　河言種(コトクサ)
又梅をとらへ枝とうれさむと
河
長恨哥
在天願作比翼鳥在地願為連理枝
私勘伴鷺集云これはききかなり
て私云楊貴妃の后よかてし

本子もおひとこゑねもうすくれとも何しかも
みうらつてこそし君とそうるん

爾雅疏云南方有比翼鳥焉不比不飛其名謂之鶼鶼似鳧青赤也符瑞図云比翼鳥者名曰鶼々 見爾雅 一名ハ蠻々
見山海経 其状如鳥一翼一目其色青赤
南方崇吾之山結胸国東不比不飛 見山海経 見爾雅 孫氏瑞応図曰王者有孝徳
明至 山海経云 見則大水アリ 已上比翼

連理事

木連理者仁木也 見晋中興書 或異本同枝
或枝旁出上更還合也 孝経援神契云
徳至草木則木連理 孫氏瑞応図云
王者徳化洽八方合為一家則草連理
已上符瑞図 連理ハ仁木也漢武帝元狩元
年生其外不可勝計

在天願｜在地｜ 注云鳥各一羽相比
而飛為比翼鳥樹一枝相向連接脉理

而生為連理枝比明皇妃子私相盟誓　長恨哥

何

天暦乃御集より

いきての世すゑの後の世も
羽をかはせる鳥となりなん

御返事　女御芳子　宣耀殿

秋ちぎることの葉だにもかはらずは
我もかはせる枝となりなん

風のおともしの裾よつけても

是は此門の一段と法門の御歌乃名と
うきわりける世のされは弘徽殿乃程
みとし給ふとかくていらんとありや
ありしかし

弘徽殿女御は

秘

こゝぞんとものしゝと

此女御二条相公の女朱雀院の母后

らんの御つれてのみる

箋

弘徽殿上御局事　禁秘御抄云　藤局

上御局 后女御更衣等上御局也 近代内侍所
萩戸 弘徽殿ノ上ノ御局 女御更衣可参
上ノ御局ナト有所也云々
箋曰 上局ハ藤壺弘徽殿ノ二局ニ限ルト
見タリ 花族人賜ハ此局ヲ 凡 然相並更衣
以後源家従ニ上局之儀式ヲ以テ准例ベ可
守眼
東の藤壺にて河ひとゝもしのひ給ふ
遊はしてしのひうら御てに御歌をかく

とも思ひ給ひねとてしうくめのさうしかゝれ御歌
ともなきさらにおもひいてゝしのひてもゝる
なつかひおかすることもし風の音も
の給はつきてさし人給のこゝろをしらずさうて
みとわれなき宮中の人にたる人に思ふ歌
なるへきとさきかうね所とうさきかうと
しうき世中の人給ふかなくとうふ
つきとしつきかけ
いとま給ひしうらのしらてうしめん

纂
耳
物のあるたつきなき事也 并し
めすしみえ いとすさ泡しくみゆとえ世
常ならぬとさこしめすし時の儀への様
すくなからぬ物へさます
いとともちちあらしきかな

付
家押立 卿 日本紀 弟子曰 廉々
纂
此段弟子の花にとくらん非常りけ
せさる所 忠后日高人剛毅彼なる組ヶ
定天下弘徽殿女御忠后にてなける

事なり
よとみもあらむかありしまちて
纂
再
此段作者の批判しつる人の史家の蒐去
とくくさやしよ遊すことすましきものれ
とさひのふし弘徽殿の性とうさわる
ころせり 忠后よ御らん
曰
弟子の花を譯して去しけるもうとの
御歌もかきりあるまし 藤納言十月と
も女十日ともありて 善養鬱瞬ゝと

よろづの事も日限ある事なれば海
しても月日つもりてはおのゝ忘れて行
うひおりんすゝむことよ智ありけりしきき
とられとも主上の御歎は移りとおし
うつりぬらんねやすらんは願ゐ貴の
第し思も人の数例し て付服し
廃朝之儀事之浅深或五日或三日
止音楽警蹕禁中無物音之浸深夜
御簾深夜数日以後自致上御簾禁秘抄

更衣ノ薨ニ不可及廃朝ニ況ヤ経テ数日ヲ乎於テハ理ニ
者不遠ハ雖然時之儀ニ治亦道也以上義
私云 廃朝ハ天子一人政ニ臨ミ治めを以五ケ日
三ケ日例あり廃朝ハ上一人ヨリ下百官
モテ政ヲシセス例一日ヲ以テ限リトス 又音楽ハ物
音ヲシナラス事楽シハ義するとして警蹕
川さをとゝめすおる時ハ警蹕し へ時ハ蹕
すまといふぞ

月をいるまね

翠

此句謂ハく　絶東のさ向しもね

子時別れるとよし　五天到日頭應白

月落長安半夜鐘　文秘相載れ

秘

此句時勝し　前の夕月とハ月ハ今そ見

とうさて月をへねとうに物し　月落長

安半夜鐘の心とうする

旧

前よ夕月影のさうしき頃よ出しきて

さ世語をとりて長夜の思ひて物語を

とのうちよ月ハへうさの尺きなきすこと

さられるとて書て此詩にて有りとす

頃ふうちよ月もへねとして一とつ

さまそそうるハ月落長安半夜鐘

といふるもふさるましくやらふつらも

あるさこととなとそ

再　義

さらわ語の奇特し　月落しまりも

由さらくしとし

私

月落し　是ハ三蔵法師の渡天ある

語の苦労をといひ出して落句よ然云

あまり雨のふる雨し比羽も宮この哀傷と
いひ出して月もへぬと今眼前乃景
気とい へ今恕と教ととし

桐壺帝
雲のうへも涙にくるゝ秋乃月いかですむ
らんあさちふの宿

御門の御ことし心に明くれみやこの御心
みな弘徽殿女御のもとへあからさまになん
より桐壺更衣の事を一入思し出は
名も残へし能くも夜にも候しをとよの月

さへ秋浅ふかれつる母君の涙ちるゝの宿
乃宿けるや　独出ひすけさたまふ
らん宿をも光源氏よりえておもひやま
留たいわされなし

おもひ居つゝ灯をかきつくして
その後る秋の涙ちるゝの宿おもひやりて
とうきつきそうかむ西し

白楽天
夕殿ニ蛍飛テ思悄然タリ　秋燈挑ケ尽シテ未タ能ハ
眠ヲ　長恨歌

秘
いふてもなく清らかの宿おりしかり
侍くの狗つくさ 夕殿螢飛思悄然秋
灯挑盡未能眠と いひ侍りまゐより
と能行られなく道し
私
月も入ぬとのひて灯をかゝけ尽して
おきおりしますとい家おりしに夕
殿螢飛し 此詩も夕の色よ 螢乃光
比より灯そへしきつてとまて夜のふけ
ゆく家さ有りけん

右近乃陣のとのゐ申乃了忠さゝとゆかれ
竹奥入
亥一剋ニ 左近衛府行官人初ニ奏ス時終子四剋ニ
丑ノ一剋ニ 右近衛宿申事アリ至ル卯一剋ニ
内竪亥一剋ニ奏ニ宿簡(トノヰフダ)ヲ
秘
近衛乃陣所とて左右乃陣衛府中と
めくりて警衛とかくる亥の剋より
始りて卯の剋まては丑の一剋より
右近これをのうけとりて夜乃ふけ
ゆくさ由をとうきはせゆる

私云
昔の宮ゐハ時をしまする宮の姫
よりたる縁の官人来りて時を奏
すること丑の一刻より衣通衛乃くの刻
かしまて卯のくしかより夜の明
過て時と奏せぬ也へし
人ゆゑとありてよるのみこころせ給ひても
案
拝
御ねまりになくしわりも寝ますもいふれ
こととなり
夜御殿(ヨルノヲトヽ)清涼殿にあり四方に有妻戸(ツマト)

南大妻戸(ハシツマト)一間也御帳(ミチヤウ)同清涼殿 東枕 礼記
寝時(シンジ)東首(シユス)畳御座敷し御枕に二階
ありて神璽宝剣を案せらる 有霞(ネニ) 藻芳
御帳の四角に有灯楼燈灯とく
夜更とけるまて光は絶重乃ほとりあ
まり御帳の南の方に畳を敷て女房の
宿とせし 見建暦御記
明るに出てあかりしとかうまるもおわき
まつりととし

手
川ニ河ニアリ
長恨哥の心ヲ
よめる哥也

河奥
玉簾あくるもしらて寝しものを
夢にもみしとおもひけるかな　伊勢
私云　此哥よめるは春宵苦短日高起といふ
る心したるは魂魄不曾来入夢の
句の心をよめり

河奥
春宵苦短日高起
長恨哥
従此君王不早朝（アサマツリコトシ玉ハス）

花
春宵苦短日高起と長恨哥にいへる
玉簾あくるもしらてと伊勢かよめる

又唐の玄宗乃楊貴妃を寵し給し時
の事也今の栄華の治門は宴安にまされ
給て御歌のあまりに万機の政をも
打すて給ひまれて君王不早朝けり
いかなる極まれは朝まつりことをも
そこなひ給はぬへかりとそおもひて
のかさまぬ后給ひとられておはし侍りし

手
長恨哥とりてまへかの成めすを楊貴妃
給してはへるとし

秘
長恨哥にハ貴妃か魂よりてこそあり
これハ玄宗の尋けるゆへにかくいへるせ
すへし此段の字肝要し
日
所く海をへだてハ仙境かたし 其宵芸
しとぞ玄宗貴妃の魂れすし玄宗の在
世とありしかとも昔ハ魂によりてわさ
はかりもしかれとも今ハ尋けるゆへ
とこそ世説此の字肝要し
義 耳
長恨哥の魂魄のことよりハ貴妃か魂
の書しきゆへうるかさてハ一章書出せり
今ハ玄宗の尋悲傷ゆへか尽りて魂魄も
ことよりはつきとし
わされわの書し記さり
秘
朝餉ハ女房の陪膳にて朝餉のうしそ
きこしめし之度まなよし
竹
朝餉ハ二ツあり 於此所朝夕供之
南平敷二枚 此上 東北に立綺屏風ヲ東ノ
御(ヅトン)方副障子に御屏風 同所に案御洞

義
朝餉事
女房不候之時ハ御侍臣ノ陪膳
撰其人仮陪膳例し

廋二階唐匣(クシケハコ)硯螺鈿厨子二脚冠筥(カウフリハコ)
二ツ唾筥手拭筥几帳一大床子二脚被置
之春冬円火櫃(アリ)和繪(ヤマトヱ)シ陪膳上薦女
房(典侍或聴色ノ人)候(ス)朝餉南間端ニ中薦(内侍或小上薦)
障子ノ外ニ候(メ)取傳下薦得選以下
次第傳之朝餉ニハ女房皆上髪三位以上釵(ハナ)
子許也女房不候之時ハ公卿或四位侍臣
為陪膳例也旨ニ禁野交野ホノ鳥御鷹飼
舎人付テ御厨子所ニ進之 建暦御記

大床子(ダイシヤウジ)のおものまゐりといふことを記する

秘 大床子の御膳(ツモノ)

大床子の御膳は殿上人陪膳にて朝夕
毎度参らし此御膳はみつし所にて
醍醐の御宇のころまではいつも
うるはしく晝とさうし物しける時
おろそかれて出御しもいまさるとなる
しく見えてまつりし
中古より朝餉にて三度まゐると一度あり

気ある時て陪膳の女房御さいとゝり
てうしともてまゐらせて出ぬる
うるさかりけれとも儀式なりける事よ
まゐりて内ゝ小法師とて御乳母みせ
の者は余りそうらふかしくハ三席亭の
御前にて気は順徳院の御物語に候也
と被仰まゐらせし

又
朝餉ハ女房の陪膳大床子乃ハ殿上
人の陪膳しいつまても御給仕しけれ

さふらひけり

何
天子は御そは御床子し 或本 御膳の御
御し帝王はまゐる四位殿上人の陪膳
なり大陪子のりとりて御陪膳なん
人と供御の時分ありのと記されて
呼し

或本
大陪子年中行事障子る所ノ障子
の黒し 又上に

弄
大床子しはありの 御物大床子ともそ

養
耳

其うへにて御膳をまいらする書出膳を
出すとなし 禁秘抄に委見タリ 大床子
の御かりのハ伝さしくまうしめけるを
おろし膳されて出御しもいまは宗し
朝餉ハ女房の御陪膳にてむかしより八
うえし 大床子のハうるはしく中ノ舎人を
出膳されしこそれとも出まと次く座を
座りてりもなきし 是ハ以下の陪
膳し給事して陪膳せし これ

仍

仍てうかなりいとうきまちり
大床子の御膳ハ上古ハ朝夕に供之近代
一度し 昔ハ主上着此正食御之遊末
並左波ヲ取テ御箸ヲ立ヲ陪膳其御箸
ヲ取テ又立御箸ヲ折テ出ス 無出此時ハ女
房鳴扇之音其時陪膳人撤之陪膳
蔵人以下四位侍臣役送四位五位殿
随候有陪膳番仍陪膳ヨリ上首モ役送
常事し上古ハ公卿陪膳モ有之又女

唇陰脇也 見寛平御遺誡

さくてちかしさるてうかきたりは
かの段よりは陰陽によりてうかきたりとい
へりしよりは無別過分の男女とらへて
さるつさらさりてきはおりしけれ
碁は相撲御門と文武との寵国をとらせ
さしも相出しとは延長に行してうき
なれも聖主の此事するに此事以人
よれ致ともちろふ世しさきひして事よれ

何事とは〳〵かしさて女事に致れら
ふさる所は村上天皇は登子尚侍未了
まてうし万積のとられるるとかに
ふくめり是甚人ひとかおすと擬せね
所きり

よの此事にふれるるとも生来かりてとる
しまらせイ
うけさ坊のなとい

并
余の事は正路なりしたんしとさり 秘

秘
御覧来しの他にとさるたによりて此文

哀事出来ては道理とも申けるを
すとは後漢の史家とよまれたり
給しよるの歎なるべし
今ならば世中とも申しますべき事に
史家の存生の時は甚事多き出ぞ此
例をなると云かれ又没後には無欺
ゆへ世の政をもさとしめしけれ
為をさし世の人のおもくいへる
御もとはしくさうのうもしと

河
最甚(イト) 日 退て此字不審断とあるべし
河には忘との文書通の事(マサ) 論語 然
本文まにてきとられはさてをや
ひろめ此訴とありしとの未訣いか
さうかよきさしてさふさひるあ
乃訴とありしとらん
弁
系もしきし 私抄
義
退也 云懈怠の心し
秘
河海退て此字不審断としされ

五音相通之中仁載之
今案只選との字甚たけへうらん也
ましとおりしまてうる屋しうりぬり
けとらてり物いよう川よ道ひたとそき
としても選と道とはきらふ事と選とは
たりそくるれと万事とかりしめ
まそうるは選屋しうるき也へし
私 選との擽意の方りそ意の字も可
樂

人の見るとれ多かしまてひきいてはかき
よけきまり
河耳語（サメコト）方
河サメコト 私語（サメコト） 長恨哥 楊貴妃と玄宗皇帝
とさりかりまくし党とさるやかうし
まうんとよけきけるし
弁 河よ見てきり
篝 人のみるしは他の後門しとし
秘 河海 楊貴妃と玄宗皇帝とさり
かし事しとへり 今案玄宗皇帝と

きりの人々ハ楊妃か縁をもてハ阿らさるか
作様によそつけをハ忘れし清然大床ハ
此琵琶遺物絃の作昔も今と同りして
うし書かせつるを給ふんうし何ゆ絶さ
うけさせわたりてかく文宗の
御寵の余とハ先かきそひてしるを
武将后に到て絶すと云深く御廣
になりしとなむ

天宝十五載正月安禄山すでに大燕(タイエン)皇
帝と称して年号を聖武と改て世
をみだりしかハ六月に玄宗蜀(しよく)へ御
馬嵬にて諸将士卒をうゑ飢たり
けるにてまた天下禍乱の
基ハ楊妃の兄楊国忠によりとて諸
卒悉く国忠か馬を遮りて首を刎
韓国夫人秦国夫人ともころし給ふ
楊妃を誅せられん事を奏しけれハ
高力士に命して縊(くびり)殺(ころす)させ給ふ

玄礼といふ物をめしてころせしむ玄礼
おゝふとゝねきつゝと辞して軍士万々
万歳とよふ国忠か妻子およひ虢国
夫人も陳倉といふ所にてころされぬ
よきのひぬるところをとつきさは薛景
仙といふ物ころしつゝて玄宗馬嵬と
いふて北蜀に幸せんとし給ふに
国のものらしく此平太子をとゝめて東の
方逆徒をうつへきよしをまうすに

太子北帝にとゝまりひたゝへきよしと
のたまへとも諸将ともにて建寧王倓李
輔国まつ馬のくつわをとりてつゐに
とゝめまゐらせしかは此よしを玄宗に奏
せしかは天也とのたまひてまつら後軍二
千人飛龍といふ厩馬をそへてつかはされ
まれ給とつくへよしとさゝそしおはしま
しくとも李法従のもとへとゝらを給は
ちらとへとも給ほかすすめによりて

ほかに霊武といふ所にて太子位に
つきたまふこれを粛宗皇帝といふ
玄宗をば尊して上皇天帝と
申しあがり事終りしといへる大綱
をあらしてその心をとりたし
月日過てわか出来りけりぬいてとの世の
ありさま

秘
源平君臣よりてり来りけりへると

義
源平君臣父子の眼をそえて遷幸内ふ

月比御らんせられまねよ今度成長の
様よ見して此世の物ともみえぬとや
哉物御覧え五巻の時服をそて素内とと

私
此義三年此義なれんさ見しるもおみ
過ぎれとも此月日へてとまく田まうらひ
ふる西日氏この世のありさまとらへ易
のうちらとらえねよしや

見え終しうおりし多う

私
此ゆし妹といふなる御病

養 再
前坊の女御の母乃御息所よと申るハ
御ありしきみ[illegible]にて八あり[illegible]る義にて
とかり御息所の年指すへくとなかくハ
まうらくれるべし文字も同字と様
よつうふおられし此物語の世俗の例も
呑立ましられり
私 深存君の御[illegible]無代にあをりす
もうれいとあやしく思ひ給心とつえ
何くの年の春頃さるまり給にも

河
朱雀院 東宮よりうちつゞき給へる人
神武天皇天孫生而明達意確如也年
十有五立為皇太子 旧事本紀 神武天皇四
十二年立神渟名川耳尊為皇太子
再 朱雀院の御事なりし時まで坊にて
おはしけるハ譲して前坊と申し桐
壺の六条御息所の御子にて見えしこれ
此時の坊を云也 延喜皇太子 文彦 早
世し給ひしを此物語の先坊によそへ

きこゆ又三条院の御子小一条院は東宮を
辞して太上天皇の号を給ふ此時より
院号の事なりとて如此例ある
事と候也

朱雀院東宮に立給ふ醍醐の御代
其は東宮文彦太子 保明 薨之後其子
慶頼王立坊又早世其後朱雀院立
坊し此朱雀院と撰れ

醍醐天皇

文彦太子 諱保明 東宮 四十世

慶頼 文彦太子之次為東宮 又早世

朱雀院 慶頼王之次立坊 即位 兼平天子也

纂

愚勘 故禅閤御説 辞して先坊と申しところ
此義辞退ありてはあとへうち醍醐帝の
御代東宮 文彦太子 保明 薨後其子
慶頼王立坊又早世其後朱雀院立坊
日 かくして翌年ままに東宮かはりそめて
然して相並御門といふ延長よりを延

然れは東宮之人に保明太子一番よ
りたち給ふ廿一歳にて薨し給ふ号文
彦太子と申也其年四月の頃九
才の御書にかはり其子慶頼親王とさ
川又御邪氣によりて早世給ふ平
の御門朱雀院と申て延喜の御こ
と継のかたしさる程に其東宮も兼平
の朱雀院に横しても〳〵先皇と
も文彦太子に似せ給ふまても皆の

はちろうさありしし
とひきこさ給ひしう

源平と東宮ふさてきやと相並門
のありしかすし是ハ漢の高祖の第一の
子呂后腹の恵帝（ケイテイ）をさしおきて寵愛
の戚夫人腹の趙王如意を東宮になし
さへありつるにたつるなり
其時張良か計らひとして商山の四皓
をよひ出して恵帝につけらるゝところ

又そ羽翼(ウヨク)已成といふてあり かたられ
きこえし事にてあるへからす
御うしろみすへき人もなく
或抄素書曰　設褒致權所以解結子
房用之寶致四皓而立惠帝
私
惠帝ハ四皓をうしろみとして位を得
此巻の春宮(朱雀)ハ右大臣外戚として猶また
うしろみあり源氏君趙王如意のうしろみ方
のなくて位をえ給はさる也

世のうけひくましき
河 肯(ウケヒク)　　河 如此声(ヲナセリ)
かゝりてそはゝかれと
秘
光君ハ寂寞まて御しりまはせと也 此義
よきよりも世あつかひ 御事非勝義し 弁
世人もきこえ　　河 よからぬと
河
後に多く流御辞宜し世の人ともむへ
世の事を捨て人もきこえてさま
むへしとこそ　　　観行院

弁 世の人もまもかへし 和松

世人といふことはみな字をはぶきて世の

人ともかへし 是は後宇多院の御諱

世たかれしこれをさしもなさかなり

後醍醐院の諱邦治たすれし儒中

経史のうら国人とあるを世人と

よむ所実に唐にも諱をさくるなり

句論し

女御もぬしかならぬ[illegible]

秘 弘徽殿の心安端しゐるへとかりし

かの御せちしかのこと

竹 御ことは祖母とは藤壺とこそとし

細 祖母おほうへ 見子今

拾遺九 源重之母の河やゐにて[illegible]にけるに

むことの女のもとよりのかりて[illegible]

侍ときえこのことはりそてのかりける

女をいひて侍れはおほきなる女乃

よろこひ侍ける

おやのおやとおもはましかはとひてまし
わかこのこにはあらぬなるへし
秘
文衆乃母君源氏の継母しけるとき
おとゝいへる事河海に見えたり
なくさむるよくおほしよみて
文衆の事と母君なくさむるよし歌
或説源氏君の甚ふき立后なる事
なとゝいひのへてしこし時義朝かくしたい
文衆の事をといひ歌なるへし

おもはん所のうたに
文衆の後世なと迄へまりともるのを行
しきことしその御なけひくはうりや
母君のうせ給うて
又このとふのしミおほしとりて
相並御门文衆の母御事とさへ又ふき
紀のみ心
秘
このうたいおほし立りて
源氏君文衆の時に何の思き世へもあ

はせさりしか此度ハ六歳におはし
ませはおりひもとりてすけさせたまふに
となり
そのときまうちきみかすしひとさん
文屋の母君のつひをもちて親し
源中君の此事なし
今いらふみのときさへひ結
祖母君よせのまひてよりなにしろとも
あけまい源中君内裏へのときおはしますと

のはまうりの人そへきつきあ
河 皇子七歳御書始例
村上天皇 承平二年二月廿二日 親王時
一條院 寛和二年十二月八日
秘 七歳読書事先例 河海ニ見タリ
苑 御書始ニハ御注孝経序五字 尚復
云此許ニ次ニ尚復讀ニ五字ヲ如先皇太
子親王ホノ書始ニ卿カウル事ナカリキ
新 始ともしかのよう 苑あり

裏書
西宮云皇太子着座 総角 王卿着座皆
持書巻副笏侍臣西三出復博士尚復
着座学士爰上成業六位皆履書尚復
唱文長博士讀御注孝経序五字 尚復
云此許 詞云已々未天 次尚復讀五字訖先
博士等立次王卿立次御着饗禄給絁大褂
大臣ニ加御衣博士 赤褂尚復赤褂被皆拝
親王入学講堂西南一間東西面着
寛平八年十月廿二日斎世親王 宇多皇子 入学

當日早朝召文章博士紀長谷雄御自持
親王名簿賜之長谷雄拝舞親王参堂
皇孫座次着進士下諸座上也
江次第云陵定其書并博士尚復近代雖
可御讀七経只以紀傳道儒博学被聴
昇殿之輩多為侍讀之人 已上裏

何まりよみそろしさまて
何とわきまへれるへ世にまつ
らねまかりと何りと出門のはりとれ

くまりにとや
ゑ君まくてこに
河ゑれふうきぬ絶し
母父衣の存生すりわはんこの絲き
乃も見ゆしきとし
やそみをのうらよりいまそそまわり
昔ハおきれき人ゑとみそりりし
く嶽中つゝりぬ具し
いなしきりのしふ河ささき

何 天物部等廿五部人同帯兵仗天降
供奉 旧事本紀
物部（モノヽヘ）氏（ウヂ）遠祖天津麻良神代ニ兵ヲ
取テ天孫天降給ノ時御前（ミサキ）をとなふ（ウナタテハ）
仍其子孫諸の物部を領して来
勇の道を掌とる 其後勇者を物
のふといひならはせし
歎アタ 仇日 怨日
ゑ以しなりち給へに

弘徽殿なとも源氏君をえ肰却せね
うしや
女みこたちふたところの御はらにおはします
宴義 梅壺御门 一品宮 女一宮也 弘徽殿腹 皆朱
雀の御一腹也 女二宮 御他腹
前斎院 女三宮也 弘徽殿
秘 朱雀院御一腹也 いつれも源氏乃御妹宮
なからし
なすらひ給へきたになかりけれは

姫宮たちあれとも源氏君より及
はぬ事をいふ
御かたかたもかくれ給はす
同 御先帝の女宮達甚外女御后也
或説これは女宮二所と弘徽殿の女御
の事也 私説ニテモ 然れ
いつれよりなまめかしう
河古 メク 家婿 伊勢物語真名本 又生 日本紀
秋の世にうつるもなき女郎花

けるよしかきしをも一とに
範
て爾をはに二の心あり嬉しさとされ
めくとうふへし女郎花のうれたる文
せの字をて爾をはと云は物の手爾を
しかるうへにまかする心也又縁によりてさまく
の上連ねたるさまは根本指性よりさく
にありしを今縁をもて云脚するになれ
たしみえのふるまひのつけてあらし物
事をはて爾をはしはさらんは悸物

縁によりのはるか事とて爾をはとは
一
かうしかるの詞は所によるる事に
ちさらひて見合へき事也
うちとけねあうひそれ雅をしらに
ことことのたのしみ
義
此頭の弘徽殿方の御衆中
と云上の頭は物語の縁によりて
私に云しかるに縁をかしと弘徽殿の
事ゆへは自家の女御方衰ぞうる

うしき物はむかしのことしめやかなる人の髪
養趣へさしそへ也
まさきの御かくもんはさるものにて
学問はさまさまにまさりてしかるへき道也
それも句論語なとくさくさのまなひ
まてかうのあやしからすのたまひつゝ
もろこしのことゝも
ことふえのねにも雲井をひゝかし

河
筝 桂附 蒼頡篇云 項耕反 俗云象乃古度 形似瑟

而短有十三絃 柱高三寸
風俗通云本秦声也或曰蒙恬造楼
節律書楽図云音歟 和名与古木 本出
羌漢張騫使西域得傳一曲風俗通
云武帝時丘仲所造或云黄帝時
伶倫造之云 雲井とこそかしは微天の
楽の名也 以上河
箋
右大臣源光諸道兼備之例也
いひつゝけはことことしうたてそなりぬへき

かゝりけるにすくれたる人なる事とも
ときこえ給ひ御なやましうもあるへし
思ひかけとかしとも子にもあらす
その比こまうとのまゐれるか
（行）高麗人ハ渤海客也　渤客トモ蕃客トモ云
昔ハ三韓もこれ来朝しけるなり
仁徳天皇の時の王たちもとこしなし
客乃うちにあるむとハ宇多乃みかとの御
いましめあれはて

（行）寛平遺誡云外蕃之人必可召見者在簾中見之不可直對耳李環朕已失之慎之業之如遺誡者蕃
客直ニ對しけるはあしきよしと載るか
とハいへとも文中にみえす事とも不見識
也而今の物かたりの文にみゆる也又此
外ニ有制勅也物語情思之文指
召源氏ことなる也輙不可云文中ニ
とりなしと倉也作者料簡委云不復

寛平の御誡に心有る見者とうけ
たまはり心の字はなされてはいけまし
きみの事なし見えて打ちてはなきき
ましきや守りて候し

見河海　花鳥余

河海の鄙見也可然

河海一説幸不審ヲ依正可見宮中
也云々花鳥ニハ心ノ字を略也不ル打任之後
このことどもをくはしくつたへしるべ

職員令曰玄蕃寮ハ蕃客辞見讌饗
送迎及在京夷狄監当館舎事ヲ謂鴻臚館
鴻臚館ハ玄蕃寮ニ有りの寮
ひとを鴻臚卿と号して云ハ蕃也　蕃ハ
蕃也　蕃より来朝すれば宮より
接待するなし　古来於此所流宮ヲ餞
する詩句多之漢朝ノ鴻臚寺之此
儀也　此館延暦遷都ノ之始東
西之大宮に被置之而弘仁以来鴻

臚舘為東寺賜弘法大師ニ 不空三蔵鴻臚卿
大興善寺定之此例也
或又大師ハ三蔵ノ再来ト云百壽也
以西鴻臚舘為西寺賜修圓僧都ニ其後七条朱雀ニ
鴻臚舘ヲ立置ニ三韓舘舎於其中ニ
漢書曰鴻臚寺周礼大行人中大夫掌ニ
大賓之礼及大客之儀ヲ小行人下大夫ニ
掌邦國ノ賓客之礼籍以四方之使者ヲ
至秦曰典客漢書百官表曰典客秦
官掌諸侯帰誼蛮夷秩中二千石景
帝更ニ名曰大行令武帝改曰大鴻臚
王莽改曰典楽胡廣漢官解詁云
鴻声ハ臚ノ傳也所以傳声ヲ賛導九賓
范
職貢令の云蕃寮とハ法師まらうとの
つかさとありて云々僧蕃ハ客也僧尼
と云ふも昔百済国より来朝せし
ゆへに蕃客とまさしく此寮につかさ
とらしむ又鴻臚の臚ハ腹の前と臚と
云鴻のはらへ付故をとつてすなはち故に鴻臚ハ

謌のと倚るとぞ見し　異国の人来朝せし時
こゑすゝとりふねうきけりて本国と
て海さしとつらふ故し

弁　秘

七条朱雀よ行り　秘
行海よくりし　七条朱雀よ行り今の
よりぞとりふ処の鳥也とぞ　渡舎鴻臚
法鑁読鴻臚ノ之曉渡とよいるも延長
八年夜渡江かくの時欽みして蕃客と
送ける時の詞とや

松
此詩句よりへし　但先柄のまゝに
写之

鴻臚ノ事臚ハ声ヲ傳ル心又鴻雁ハ異国ノ
鳥ナレハ異国ノ声ヲ傳ルト云義也又青
寮ツ法師テラウトノツカサト云事ハ異
国ノ人僧尼ノ始テ来朝セル故ト云也とぞ

右大弁の子孫ゆゑよあるつせて

竹
右大弁　元明天皇　和銅五年十一月辛巳
加ニ左右弁官史生各六人ニ通ヲ前ノ十六負ニ一

尚書郎則
弁ノ事也

尚書者管轄之任也權衡之職也上
象七星ニ七弁故也
漢朝尚書郎親近之官也仍テ口ニ含ミ雞
舌香ヲ手ニ握蘭故ニ云フ握蘭之職也
私 勘職原云官中事大弁所ニ執行スル也
仍為ル重職ト 以下略之 無文才之人不居之官
なりひらの物語にもおほくは右大弁の子
としてはへるなりさてあまりけ
とさへるれ 弁

ゐてまてまゐりて は将 井テ
はらからおほくつゝきてあまたひとゝふこす
はやしむ

或抄御說ニ右大弁の子といふをとかめ不
審なりといふるとはいへりまたいはゝ同之
三代實錄曰仁明天皇嘉祥二年渤海
国ノ覲大使王文矩望ミ見テ光孝天皇
于時親王在リ親王ノ中ニ拜起之儀ヲ上
謂テ所親ニ曰此公子有リ至貴之相其登ルニ天

位以矣

史記曰列傳 韋丞相賢者魯人也以讀
書術為吏至大鴻臚有相工相之
當至丞相有男四人使相之至弟二子
其名玄成相工曰此子貴當封侯韋
賢曰我即為丞相者有長子安從得之
後竟長子有罪玄成立至丞相
又曰老父相呂后曰夫人天下貴人令相
兩子見孝惠曰夫人所以貴者乃此男

相魯元亦皆貴 魯元ハ高祖ノ女魯元公主也
大鏡勘物云古老傳云延喜御時異国
相者參來天皇御簾中聞御声云
此人為国主欲多上少下之声也叶国躰
天皇恥給不出御次先坊 保明太子 左大臣 時平
右大臣 菅家 列座依勅令相云弟一人 先坊
容貌過国弟二人 時平 賢慮過国弟三人
菅家才能過国各不叶此国不可久欲負信
公為淺薄公御遂離列候給相者返申

云彼假人才能心操容貌叶国定久奉公
欲者案之君賢皆載此注頗有疑貽保
明太子本名崇象着延喜三年誕生同四年二月
十日立太子二ヶ同廿三年三月十日薨廿一聖
廟者昌泰四年正月廿五日遷太宰権
帥給然者前坊ノ誕生以前ニ出遂行也列座
之条頗以参差傳記之誤也相着参考ノ
條者實ノ事也
或記曰宮左大臣行幸ノ供奉ノ行ける

西宮事
其在所朱雀院之西也時ノ人号ニ西宮云々

と仲則當麿平といふ相人見て容
貌人にすくれてうつくしきかたちにき
人とみえとこそおほしけるとて
背に若相ありと恐らくは謀反に赴かむ
為しとてひきけり　高麗人の相にも光
源氏と御乳母悪みすやなしとて
君と称するも云成西宮和漢ノ張陳一

同頌　望河海

国のあやと成て帝王にみするなる経りのみ

おへさ

花

國のおやとなる人とハ六条院乃太上天
皇此尊号をゆるし奉るとそ
しこられうまゐるとハ須磨の浦へうつさ
れ給へる事し給ひやまとの心かなしみとハ
摂政関白の天子を補佐したまふる
事なり源平の君ハ清和より尊号を
得給へりしハおほやけ乃御かたミよ
いふ相當るふとせ

寿

又これ相たかふ所しとハおほやけみかと
わたらせたまひしか乱世にかゝりけれハ
為ふ所しと相しけるや花なるを
太やけのきさきとのゝふ所ゆき相となれ
る清ねに太上天皇の尊号をえ給ふ
ならへよ其相さうふとひふとこと
浄飯王太子の誕生の時阿私陀仙人
来りて相し甚れ佩せ

秘

およくの見てるあしらうるに清和に国

のおやとなりて太上天皇乃尊号をうけ
のりたまはし　但始より帝王の御子
ならさる位にものゝ例つて尽ける例も
なる事やはあらん天下擁護の人にて
智もまさは甚乱逆無をおこさひて
なるへしともしらさりけるとき
く相並のことも覚召さりて源氏
なるしにてまつまするの
評判は是よりとなり一説は子細なき

事もなけれともいつしと尽しきかり能分
別あるへからん

義
正義日源氏君の定め生れ天位に登
らせたまふへき相ありへきしされともかくのこ
とくなるは必甚労とおもひやまゐらへし
さる時は人臣になりて国家の擁護
としておほやけへまゐらせおはしますへし天下
の乱をもしつめまつへて果しては
まれなる号をえ給しかは太上天皇と

よりも又其外多しとし此集の時ハ
毛詩の說一並家持說ハ天下補拭の
人によくよく述て乱世安からず遠へ
しとぞし也し又の字お遠せられ是る
のこされしまふると定めの事とある
もなし　家持說ハ又ノ字お遠せられ
曰 花鳥の評判お遠アリ乱シ慰ルト定すまする
ぞし也し家持說又お遠アリ天下補
統ノ人臣下ニハ乱慰ル相カ遠ヘトトモ文

弁正にとさえもしとぞ
非し至義
河桂曰 彼黄葉 或說云さえハ彼藏事し
也弁とぞと業之 和說ハ強不經ハ文
業の事也内藏のまえとお河る
聖 ま内此字清池ある 一說會意 右大弁もと
あるべし
秘 清えさ又字清つきまし 一条禪閤說ぞ 後成恩寺
されどもさ又字古本濁て声とさせ

ありけり其友は新参の才丸男をとさ
文字習てしひつきより北陸てよむ
つきしや
それ故まて
河 博士
私 博学の達士と云心し
河 天平二年始置文章博士
漢書曰明於古今温故知新謂之博士
旧事本記曰聖徳太子習内教於高麗
僧恵慈外典於博士覚哥並悉達矣

職員令曰博士一人掌教授経業課試学生
神亀五年七月廿一日勅置律学博士二人
大同三年二月四日格置紀伝博士
承和元年三月八日格停紀伝博士加
文章博士員
博士みな法ありけりして
（筆）作文し侍所館にて著言と作文の
例ありし　文粹
延喜八年夜後江相公朝綱此所にて

蕃客を送る時の詩云前途程遠馳
思於雁山之暮雲後會期遥霑纓於
鴻臚之暁涙云々或抄云此時蕃客涙を
なかし感して後数年ありて日本の人に
向て云朝綱ハ今の位はいかにと云ハ
すなハし渤海の人の云日本国ハ賢才を用
国王にあらすとこそ申けれとそ云々
名ある人を海のかきりなきとすらかたかるか
しきる人は多くあるへしかるよしるらん
てかゝるしるへきなれとしと

付 感情 月卒紀
桐人の源平君をあいさきさへと思く
なるかしかなしのへとおもしなるハ花悦
まうしかへりてとれ都なるし落るハ乞
のおもしろくきさなとおくの物しろ詩
よ侍りける
是とをとこあるとにてもかゝなると
源平君なるを侍りけるに

或抄云ふりなの物語に云式部大輔菅矢
弁なりけて清原の某といひけるか
こころにおもふ事ありて人にかくれなの
ほとに事かきりなし　七条の后の
年久しく侍りしに此時ははらからとも
侍りて二人ともにてありけるか
なりて十三条にて物をかりけるのと
しりもかくらけらにしのうしとさ
まさしにあらはつきうましとし深

君も七条にてたまひし一品宮
あはせて侍りしとうけの人の子十二条
にて元服しけるかるかなりしかは
よみ人しらす
いかしきとそりおとも
秘
芝は人の深手君人のさかし
此賭物梅か枝の巻にしるしてあり并
此物語は皆小同大異の理とおもはれ
なせりそしまとそりあのなりとうと

うれて梅かえの蓋ぬのすに来と合
てうきり
おかやもよりもおくしれうちそれ
御門よりおんよ為ての御と後なし
そのつらき事ひろこうて
隠岐の事も臣達よこゝゆかをし
太上天皇の思しして高藤人かり
も此国の臣下をも此隠岐のうしや
其文のおからおもて

朱雀院の此外親王徽子の女御の
父二条左大臣此時は右大臣
いふる事なりと
源氏君と其文なりて入給ひそれな
とくおりの親の御ゆへし
みそかしこき此后を申させ給ふと申させ給く
付
和国おせ
花
藤原仲直か光孝天皇を相したまひ
康平の高明公とおほせしは皆申すと

相すまひ弁

秘
和歌にも人をおそする事昔ハ多かりき
さるをおかしたる荒ゝ見えたり
又和歌の手人ものしかくとし
義
やまとうたにあはせてとふ為さとや
まとおにあはせてと人の為害あり
但是ハ義なり和歌の手人ハ修行あり
まて修行君とおせさせられたるに
いかり為あかするハ課ノ字也 課試とハ

こころみなしおとおそうふすの為し
是雑右流見出されし義也是まて
今案アリ左傍之
和云 此段いさゝか一義アリ 以前の段とハ
帝おゝしこゝに流為まなひておかしよ
まれけるとて不出ならぬ不修ゆゑあ
するとハ 課の字し人を相争ふ事とハ
相をとあかするとて 相並御門とハ延
喜の聖主とゝはしまれハかしこき御心よ

相華院門の源平君に御名を相撲
てうつしてあそはしよきほと有りて高藤
人々ミせの人まはあそはしけらひと
やしきてこそみちとの内々と申人の心
と申事しられは後とに高藤公にこ
ことあそはしぬるをといふことし侍れはされ
をきいはんそうを源平と名つけて侍りね
ささに御門院にまれしあそはしぬる
あそはしと心得侍し大勝云御の本意

門猪そそうより此君 右馬頭職信し 無量開白ノ六界 と云出家
のおこそあそはされける後て中宮の権
童女みつへよ内せしそこここし侍され
とさるるお有る人々とはいつてとくねよ
此童女は童とくしよりわきて世門つい給
つましたりけ内より出すひて此宮つ
猪さの御見よりさし給ひつつ
つきむきに出家の御をくゆるに
てみえつれいて門そとの後あれ侍しに

中将頼信十九にてなくなりにしかとも
経之れをさてはと云そし給ひしと
ありけるにうしと申てそされを
よとの給之れおんなかうねとよきさへは
あとと見給ひけりとこそされを必おんなか
らなと流続しうか雨おんなし文古
事様よ先帰時平菩家とおりけり
し時貞信公と何も日ならお前ふる
侍下りてなよ之しし甚何りんと

ゆりけると寛平法皇とこしめて
之人の事は見及ひけす貞信公よそさ
ては必両ねよりかへさの也流続りうり
あるけりと何も一の姫よ朱雀院
の西対よて嫁娶儿義ありとこそ貞信
公は甚時参議の大弁や寛平法皇掌
し東対よおはしけすとこそ之れ吾大
臣のへとおし何り非し甚か家を
おりて又よ忠りとさとゝ公り是業は相並

御門の御心と相人と源氏君にあはせて
みておほしめしよりけるに相人の
いひけるもたかはねとさこそしらねす
相をも御覧するには源氏やト篁光亀よ
もろこしの源とかり　紀上見勘
むかし親王のけさくのよせなきさまにて
たゝよはし
無品親王　外戚　無縁(ヰヨセ)　漂(タヽ)洋(ヨウ)(タヽヨフ)
文選　鬱(タヽ)海(ヨ)須(フ)曰

花
親王は一品より四品まては有品也五品とい
ふることなし五品といへるは無品と云也
童稚の時親王宣下あるは必無品
也光源氏はまさに元服し給ひて後よ
りて無品親王といふの給つりし又親王
ならし給は天位につけ給ふへきなし
御子を御門御心に思召やうは
君を親王にもなさせ給はねはよせなき
さらは一のみこは右大臣の女御の御

さりとてよせとりくらゐさうらひなき
まうちきみの君といへ法に對して源氏
君となれ外のよせなきさとら處り兵毎
うちよせとりきさ人今はまはせ君んこ
みちもなし 藤壺なとハいうらしこきれと
こゝくなるへし

秘
藤壺よくなるへし

聞
よせなきハ無縁し　見藤壺

外戚云惟高惟仁 清和天皇ハ外戚の

らうひそて清和位よつきさのまさくら
の事先例ある例し

私
職原云親王元服之時叙品當代后
腹親王着三品自余着四品ニて生れ給
ゆへはなしあてゝの叙品ハ三品也正宮ハ
無品なくてきらし給にてしあて四品
に叙すへし源氏ハ更衣腹なれハ無
品なるへし

義
藤壺ノ説其理不當明也 義曰源平

夜樸ノ四姓ハ正六位上也　仍従五位下
始テ給ル叙爵ト云　親王ハ五位のまれ
也　仍四品ヲ始テ給ハルヲ叙品と称ス
臣下の叙爵と云なり　叙爵
せねと云ふとすまれなるの位に
て親王の宣旨なりと蒙りはせ
ころ御代もいとさかりなるを
柳営御門の御治世のましわたり御在位
の時なりといへ源平君のまへと人〳〵の

周ひましきとなりしかはすめ
多〳〵（スヘウト）そなりやきの流しろを
行 元信　日本紀　直仁　伊勢物語真名本
政道補佐の臣かとおほしめし定めし
いはしろしくの後見を
行 後見（サキ）よりかうし
礼記曰執伎（ギ）以事上者祝史（シユクシ）射御（シヤキヨ）醫
卜（ボク）及百工（ヒヤクコウ）　注曰言伎術之士也
秘 政道補佐の臣となりて執政りんすは

ことに文筆の人にあらすしてはかなふまじきこと
也誠にありかたき事多し不学不
知道ともいふへき大切のことにて
天下を治むる人の様々の事を学ひて行
しるへきよしなれは文学の行ひ
政如在の篇の来歴にも成給はり
私おほく書始の事のきこゆる御学問の
事ともありつゝいはれしとなり
西宮公九条公之輩可設備文書

一 礼儀事 十一部
江都集礼 百七十六巻 江草礼十巻 已上唐書
内裏式 三巻 式暦 儀式 十巻
弁中行事 外記庁例 弁官記
叙位例 除目例
外記内記等文書目録
一 政理事 十部
群書治要 五十巻 貞観政要 十巻已上唐書 但君臣之日事 尽此書二也
諸司式 延喜式 五十巻

三代格 各三十巻 天長格抄
官奏報 中文例本 宣旨月様
交替式 三巻 但新式一巻 勘解由使勘判例
新定酒式
一 罪法事 三部
律 十二巻 令 十巻 相兼政理之方也
類聚検非違使宣旨勘紀事
一 諸雑事
類聚国史 二百巻 始従日本紀至于六和之雑

事ニ無ニ有リ遺漏
ことさら臣下のみならず学ふへき
わさなり
きハことにしらてハ有へくハあらねとも
源氏君臣よりつきても是なる人の
涯分に従ふへし
主上ハ広く博覧之儀臣下よりも
明鏡たる人君の文也 暇をまぜへし
世のうらみあるひはわく

天子の位すことをうたかはれんと人のいふ

危さとし

すくえうのかしこき道の人に

宿曜道事丈八宿九曜の行度をとも

ちて人の運命を勘ふなり

弘法大師入唐時宿曜經二巻渡之

宿曜道　小計道の法師也 私按

宿曜師とて星宿の行度をとりて人

の運命を勘ふなり今勘ふる所もこる

蕃人の申せしにおなしされはなかに

人にまうしそまつりてあなしみちを

くしのまさまするは成るとくと

かさなるを源氏の姓になしをおもし

みなる事也

源氏になしたてまつるへくおほしおきてたり

嵯峨天皇弘仁五年五月八日賜源ノ姓

是源氏ノ始也

醍醐御子高明親王ハ元服以前源氏の

河

姓をたまふ六条流ハ其例也
弘仁五年五月八日遂下明詔邦属卅人
初賜源臣姓其名男皆用一字其爵女
同叙従四位 弘仁源氏本系序 源順作

弘 廣幡大納言 母上毛野氏　常 東三条右大臣 母坂田氏　信 此後大臣 母廣井氏
明 横川宰相 母月常大臣　貞姫 正四位下 母布勢氏　寛 四条大納言 母安倍氏
金姫 尚侍 母日潔姫　善姫 母百済氏　潔姫 忠仁公室 母當麻氏

弘仁五年五月八日賜源姓是乃源氏始也
皇子卅六人賜姓皇女十七人源氏本系

上云嵯峨御後 弘仁
寛平元年十二月廿三日初定七代ノ源
氏年爵次第ニ 弘仁 承和 天安 貞観 元慶 仁和 寛平 是
弘仁源氏満二年預ル爵権大納言兼行
右近衛大将民部卿中宮大夫菅原朝臣
宣奉勅
天暦六年正月初加延喜御後
一代々源氏大臣外孫之
左大臣信　右大臣常　左大臣融 嵯上弘仁

右大臣多　右大臣光(ヒカル)　以上兼和
右大臣能有(ヨシアリ)　天安　左大臣高明(タカアキラ)
左大臣兼明(カネアキラ)　延喜
此外貞観　元慶　仁和　寛平ノ源氏ミ
左大臣仍テ不入之ヲ
日本後紀曰弘仁五年五月甲子ノ詔ニ曰ク朕
當揖讓纂踐天位徳慚睦迹化謝覃
遠徒歳序ノ屢換男女稍衆未識子道
還為人父辱累封邑空費府庫朕傷

于懐思除親王之号賜朝臣之姓
編為同籍従事於公出身之初一叙六
位唯前号親王不可更同母後産猶後(後イ)一
列(例イ)其餘如可用者朕殊載下文賢愚異
智顧育同恩朕非忍絶廢稍餘分折枝
葉因以天地惟長皇王遞興豈競庚樂
於一朝忘彫弊於万代普告内外令知此意
乙卯ミミ是日公卿奏状奉今月八日詔書偁
歳序屢換男女稍衆未識子道還為人父

辱累封邑空費府庫思除親王之号
賜朝臣之姓編為同籍従事於公出身之
初一叙六位者階下則譬兼基窮開非絶然
於室傾彫敝降除王号抑恩育長久斯
譬計天下未有臣木見之実唯我国家聖
緒一統初無五運君臣之位自然名定若
除親王之号叙庶人之位俺封邑之貴
早枝葉之胄恐後世之有識謂前時之不
穏在言聖擇不敢不奏謹以申聞不許之

以上河海

年月を経てこそやと所の此事と
秘
さらに又京家の事とおもひてしつら覚
しめし定められる所あられるまし
かくて又花華の此事に事とかきと出ん
房ぬへし
すくましやとさるへきさんしてと
京家のまゝをおもしも御さうこと
わけそう気せて此端へするしとれまき

何されけり
みかとはおほかさうしに
安家よみてへさし安家のかたち
はゝしよしきさゝし有けり
うたよしうのと
相とうとむとう人目なりぬへし
秘 せんざいの心乃らや
藤壺北峯けり

竹 此先帝和當 光孝天皇乃典侍の何
みも三代の家仕と何り 三代 光孝
宇多 醍醐より〱さん
醍醐帝の女御和子 御 号[illegible]女 為子内
親王ハ大和皇女し此例人
平 此先帝ハ〱し 藤原朱雀院 姫ハ宇
多御門ニ此を〱さんとと
義 何云光孝和當乃 藤ニハ宇多乃
私云 義ニ光孝ニ会點アリ 然て〱 相壺御

門の沙汰の御門とは兄より人々よりも云
太子より先帝と申人なり
式部卿宮　桐ハ式部ニモ　先帝ノ父
先帝　藤壺中宮　桐ニ藤壺女院是先帝　冷泉院母后　此哥ニ
十　源氏宮　朱雀院ノ第三ノ宮ノ母　此外系図ニ不見
母きさき世になくかしつきこえ
先帝の四宮の母后也　誰とも見えす
うへにさふらふ内侍のすけ
秘　誰ともなし

内裏に候する典侍は
かの宮にも親しく
先帝の后の宮に
いはけなくおはしましゝ時
河　稚 イハケナシ　幼 イトケナシ
ほのかに見たてまつりて
河　閑　尚書　側見月
私　昔ハ女宮なとハ細く余る人も見
え給はねはましてそれとも見さゝく

おりましゝ時はつゆのかへてまうり
あさましく物語ては侍のにこそ
まうるとうけるめまり又さしくれ
又はそしとこそのみえてまいる川なせ
いみ西して
うせにしこ西き西
相応並家事し
三代(サムタイ)のこやつくよ
私
河海、花鳥余情、醍醐なとかり　御る

さして三代はまさとさうとも出之
しくさうひねといさんとあれ
出之しくつくるこうよんか下給れ
きさいのなれひあなこそ
先又在並の此すと
私
此羽先帝いおりしまさて后宮つう
あひするとみえしより給て花鳥の様し
本は義下給れの家賀人と寛平より
惟せは此賀の比まておりしまさセ又

其その末よとしの始此集定し給
ふも同其家一流と有りいつき海此光
帝後花入内の時よ現存よハありけれ
依光春ノ准據也一部へ
いとよう覚しておもひ出させ

義 再
あまは恩所よ紙給ふ人とあり
いとよう覚してとハ紙かよひ給へる
こと侍し
有りかきはうちん

秘
うちよまき人とし

弄
おくれ池よまき人とらへてや

私
官良よくひかき哥人とらへて
海とにやと心と海りて

義 字
あまいとよう相花字家よおぼして
御ゆるとあると御門の心なり去
実よきよるうらよ所よ御心と海
つきて熱よ給ふ家しや字家ととれ
うくおりしかれは心つふ〳〵ほうのれ

母きさきあなおそろしや

河 漢傳曰、帝ノ嫡妃曰皇后、帝ノ母曰皇太后、帝ノ祖母曰太皇太后

春宮の女御のいとさか（なく）

弘徽殿の事也　不良（ヨロシカラス）　恐悪

あらはにはかなくもてなされし

それゆへといふなりうと

ゆゝしうとおほしつゝみて

これハ又いますくしらん

私 藤壺の母后の御こと

すかすかしうを

速やかにや　又おほしくとりなしとゝと

きさきもうせ給ひぬ

秘 先帝の后藤壺の御母なり

たゝわか女みこたちと

秘 桐壺御門の御むすめなれてゝおはしまし

きこえさせ給んとゝ

さふらう人々御うしろみたち

作女房ともらし　御湯殿遣し
御せうとの兵部卿の子を
紫上父宮の事也
兄をもせうとゝいひ姉をもいもうとゝ
云宮え事也　此兵部卿も藤つほの
御兄也せうとゝは兄宮と云し紫の父
宮ニ式部卿
内すゝしせさ給ひて后かねしきむへ
内すゝしへ内し藤壺の母后にてあれ給

て后かくしきさ給とてさのなるへし
藤つほと云也
秘
立合の事一ツ
兆香会藤蝦手木但上古此本
故建暦御記
いやしきまてそおかしの人ゝ
秘
相撲なと扨なとの人ゝなし
れいのおやしき身持のまてとらやし
これは人のきそ海さりて

秘
私
蓬壷のこと
相壷更衣は大納言の女にてそれなり
上の女御にもまさりてときめきしめでたけれ
しに是は嫉妬人々の恨ムにつもりき
なしとぞ
うけ給はりて何ならずよし
何
かうハり
從葉儀ノ心し交張兄 張らせ給ひしに
一首うけたまはり侍らけのなる人こそ
秘
こそ其後をまもりて而足なるべし

私
躍運に我ありけるにし何ゝねとは不足
なきようしや蓬壷はいかにしても嫉妬
あるまじき 相更衣は嫉妬の方な
るべし人の分としめでたまひし
かれは人をゆるしきこえしまゐらしに
相更衣事し
秘
草子の地に批判の詞と云
私
今蓬壷の事に對して批判する
也更衣など何事も人のそれしに記

艶基しけきは物く婉なのなかし
是は理運の事よくのあらはすして
諦に心すへしとそ
あらし海さもあらはすけれと
奇 此詞あれて余情哀なるなし 秘
こよなくあはれなるさまもやうなり
河 或此世奥入 或幽閑雅 是は幽玄之義也
各別なし
八雲抄云ふかく心せくものまさりたるかすと

云稱しけるにと云なるを猶哀なりしも
なり深事には哀華あれは能く見ゆる
此すあれしつよからぬ世くも同事し
私 或説 或趣なれとも是より所なるへし
是は事外の也し
あはれなるやうにてつよからす
秘 面白き書様也 あはれなるやうにてつよからす
と書たるは余情かきりなし
深き心の歌は他あらそひ給はぬと

義

何ゆり所なし 仍

武将御説云意ハ七条の時源

氏の姓を賜ゆゑ源氏君といふ 其

例やらん

まして上けくらへて世比比りてん

若つかハ源氏姓を給ふとの始なり

とされもさるれ給ハぬ促まして上け

くらへて世の比ひさとハ若宮の御

方へとうらの世とありしまてなりて

此説一義なれとも

いつまの此うらもされへるおつらひとあらい

とるやはる

光ハ自筆の女御子の衣をさして云

秘

うちあとりすひのまへおゐる

女御更衣我もしとつくろひたまひ給ひ

すりと弘徽殿を始て今ハとかくいふと

まひのへおそ若宮ハまつとはささらへる

花の主にはならへし 異

いとらうたけなりしをきてせちよくれのゝ

故大納言の北の方しせちよれ切なし給へと

ろよかし第一心也

女のつらりりみえてまゐる

源氏君の故つ御をとたん給へし

ちゝみやを取たけにおもし給ひねと

私 不及引云々

花鳥説 なほさくのけしきにみえしね今の

夜はみるさとうしてそゝし 河海

秘 源氏君母更衣とは両親てもさうに

美しく給ひねと故つ御の北のかたちはよく

更衣は紙の文たちと内待のすけなりける

ちよつきそなつしく思ひ給ふさや

まうさ御たちいとあはれと

源氏の北の御中也

まめひとらてまゐらるや

河 睍逝 ナツサフ

私 むつましく逝つきまさる心也

うつもかきわうききれやひとちゝて
共 万
私より上の御人よれ源氏をも草紙をも
とりもよ大切に覚しめせんなりとこ
おそと草子へ源氏の物語とさし
つけるし
弁
草子をも光君をも御ようゐを心得こ
心得ぬれ
なうとおひそ

疏 史記 耿 外人 白氏文集
私草子の源氏へ御よかくれ給と御門
のうへよ心得うら
おやしうよ遊へさこし候さ候らうんする
みめしとおりまて
私うめしハ忘れし源氏のうちみ草
つおよきへつへく足しられに覚しめ
しゆうしてらうしのむかし
或ハ 相並文字よまへ候へさし草子

の文字よく似かよへるの誤にて

私 此両義いつれにても通る畢竟

此ハ通すへし

河 みやしハ軽 日本紀 云礼 新撰万葉集 滑

窕字をよみ いとをかしとおもひしかれハ

さしいらへまさりけり 伊勢物語

清ら貴海こそいへとよしある事しゆへか

まひて

私 源氏君の清ら児まさりすまひてよく

文字に似の字をかきとも文選つゐを

御覧ずるに文字よく似の字をかけれハ

源氏のうちかちもゆへまさひて

見ゆるの事し

みけうちなるへんなき

河 云似氣也 あつかしうねし 但是ハ人

見えうしもし聲まうしき中する色

有にほてたへし 奥入悪僧の色々と

花 みけうちハ云似氣し 似字ナカラスハ 似也

私
中将なとはいかゝしき人にしかけ
かたきは母つかりしうねし丁分別
おされ給ふらんも
源氏君の事とそ
こよなしとおほさるゝしのまれん
光も事なきの人ん殿上へ源氏也
ろよせすかし
こなたんの女御又その事とも浅からそ
くしき思ひやりて

秘
弘徽殿は東宮の母女御にて我世と
の人〻し此殿上ともなくてかなう源
氏君は殿つかひとてすましけれ
あしかさは母君なくてはらつとし
の人々沙門の作りてすゝしなとを
ま一つめしかもなりに又ひく給
とすりなくしきからもしらね
疑御中也わしきとし 御々宿また
ものみえてもとむるなれ

りとよりはつくさも有ちいて

秘

定家の説ハ源氏とハ云ひゆへし給ふを
此歌つかと此中にて給ハねまりた
ちらえり源をかくとめまそし
まほ女くひめしとこそてまうり給ひ名さ
うりけすると定家の説りちらみも

新

弘徽殿の姫君ちらの事にや 秘武
私此事給物ありたりけりけするとハ定家
見らのすとく やうりハ此ハ弘徽殿女御
の心え有

私案之此ハ花散里の姉としほさくひ
さしとこそてまうりのそハ桐壺御
門の御代ハ花散里をとく別しありすと
名たうしありする定家とハあまり詔り
先帝の定家の姉ちらもこれのまへなか
きこしうくとこれハ名ちらありする
ちうなはるをかくしその花つ君の
女御の姉ちらみも於源氏君の御心ハ

されはとて人のさかしくいひつたへけるにや
世の人光君とやきこえし弘徽殿腹
のみこは朱雀院とてれいかはらぬの名
多かりき事すこしおとりて姫宮とも
源氏君はあまたすくれひかる御さまなりしと
ありこれそ名つけし也

世の人光君ときこえし也

河 亭子院第四皇子敦慶親王 二条式部卿 母皇太后温子
延長八年二月薨 号二玉光宮一 好色無双美人也

式部卿是忠親王 仁和御後 始賜源姓 号二
光源中納言一ト 源光 仁明天皇源氏 号西三条 延喜元年
任右大臣 日野茶園ト云物ニ 左大臣高明と
光源氏ト書之 紫上河海
義 此外重光おほトス是非かくなり
藤つほならひ給て御おほえもとり〳〵なれは
かゝやく日の宮ときこえし也
中宮 河 醍醐女御上東門院十二条入内 のまへの世語しお
つまてそかし藤つほと世の人申

三十九　栄花物語

皇女入内事　因子親王　朱雀院皇女

苑
一条院の御時上東門院の御入内ありて藤壺にまゐらせしとかや藤つほ
と世の人申侍り薄雲女院も同し藤
にまゐりし程よりかゝやく日の宮と申
侍り当代の事ともより来けれは
とは此物語に書つるなるへし

秘
花鳥義可秘

解
栄花物語第六とかゝやく藤壺とそ
上東門院　彰子 御母女　十二にて入内の事あし
同年八月の花　中宮のまゐり給てそ
いと藤壺と世の人申されけり
私云
あまりひかりてとい源氏にあまりふし御
おほしめしあはれなるかたちをしるしも
まかりされし此おもむきあらはす
かくとくいは藤壺の御すとくへき思案
の趣卿いへれおほきに似たるなり

この君此御ころハまたいとをさなく
源平君の童形にてハそうけく
ましけれどとりとて元服してかなは
事もあるまじきを心ありし御門の
御心中し

十二にて御元服しのよし
秘 源平君元服の事し　河海花鳥此外共ニ委し
別義なし
付 人生十二と一周ときよ此歳冠礼するか

和漢ノ例也　礼記曰天子ハ十二ニシテ而冠
左傳ニ曰歳星十二歳ニ一周ス天道大備ル故ニ
自夏殷天子皆十二而冠　春秋公羊
傳ニ襄公年十二ニシテ而冠則知天子諸侯幼
即位者ハ皆十二ニシテ而冠リス矣
小昊顓頊夏殷帝王周ノ文王魯ノ襄
公皆十二ニシテ而冠宋書志天子諸侯逆ニ
十二至ハ十四十五ニシテ必冠ス矣
寛弘七年七月十七日甲午今上就元

服十二 一条院
長保五年二月廿日庚辰左大臣男元
服 冠治用白十二歳
淮南子曰歳星而周天道一脩故国君
十二而冠娶十五而生子重国制不
従古制也

ゐたちおほしいとなみて
河奥入 居起 営いとなみし
私云 営ノ字ハいとなむとよむへし不可用之起門

居門也　此類多之

かきりある事に事をそへさせ給ひて
一世の源氏元服の儀式は定れる事なし
それより外事をそへてしつらひしことを
此行とるゝとは清愛之義也

一とせ春宮の御元服
あしうきを後よりをとて多は一とせと
いひつまてり朱雀院立坊以後の事
なるへし

南殿とてあかりしきし紀

義 天皇御元服も紫宸殿南殿也

付 紫宸殿 謂之南殿 御帳同清涼殿ニ無ニ

几帳立御倚子小立賢聖障子御帳

間戸ニ書ニ師子狛犬ヲ又御帳外南西母屋

庇南格子ハ常ニ彼方之中見多く建暦御記

またほしかりし

付 粽日本紀 私物ニ行粽ノ有也

あまき世にはれ　おもしろきと云也

ところくのきもしくてはさらくはかりん

付 所々饗 内蔵寮 穀倉院

義 五[illegible]紙あいてはかりみんとはり絶也

らくきみとはり

同 北山抄云 所々饗饌膳事

王卿廳女房別納殿上 蔵人所西亮

諸大夫 二百膳 穀倉院屯食 五十具盛十五具

廳別納 各七具 以上應和例云々

同 内蔵寮 一町 近衛南堀河西元明天皇和

銅元七月丁酉内蔵寮ニ始テ置ク史生四員
仁明天皇天長十年八月丙戌勅ノ穀倉
院ノ西南ノ角ノ地東北各廿丈南小各四十丈
宜ク為ス内蔵寮ノ染作之処ト
私云 内蔵寮ハ諸国の綾錦なとを納
とられて御服をぬいさせ裁縫を
事とす
義 穀倉院二条南朱雀西納畿内諸国ノ銅
銭無主位職田及没官田太宰摘諸庄
物勤年中饗食有公卿及四位五位別
當預蔵人等
私云 此所は五畿内諸国の銅銭ならひに
位職田没官なとの稲なとを納らる官
位よつきておさまるし年中の饗膳を
とゝのふることをなし
おほやけことにつかふまつるものをとゝのふる
事をもはらとす
公事ハとゝのほるゆへに行も[illegible]る

事のあるとさゝやきにゐまゝせられしと
とり合て作らるゝとし
おりまする殿のきんしゐひさし
秘 清涼殿の東北庇し
異 範多く詳し
私 清涼殿し中殿とも云常に天子の
おりましましおりまする殿とうを
御殿と云てとまゝし清涼殿の
儀式と云

髪 於清涼殿元服ハ親王一世源氏東
宮ハ紫宸殿也但延喜ノ御門太子ノ之時
寛平九年七月三日於清涼殿ノ御簾前ニ
加元服太史時平権大史菅家加冠尼中
将定国理髪即日受禅
範 西宮抄云一世ノ源氏元服御装束同親王儀但源氏座在孫廂西面
北上前ニ置圓座其下置理髪具ヲ入柳筥ニ
引入着座召源氏着座召
蔵人置理髪具理髪被召着円座ニ入巾子覆
便所引入着座引入ヲ迎冠着下ル於下侍改着黄衣拝舞

入自仏荒门 引入禄 拝舞

天皇御倚子 王卿以下依有御遊盃酒源氏
侯四位已上王卿給禄本家分
乞食サ具諸陣

今案親王乃元服れ時ハ書出座を撤し
て大床子二脚をたてて出御ありて源氏
乃元服ハ殿上の出倚子をとり出させてや
とも小朝拝午との時ハ六位蔵人二人殿
上の出倚子をとらさてこれをとゝる事なり
西宮抄ニ天皇御倚子トアリ殿上の御
倚子をとり出さるゝ事見えたりは給
のみとおもはるゝや 姑上略る
清涼殿東ノ廂ニ 河 清涼殿五ケ間也 其一間
母屋為御帳次御腋間 師子狛犬帳前南北 分
三ノ間床子三脚 其四ノ間ノ奥ニ有リ御厨子有ニ
置物御厨子二所 其五ノ間四季ノ御屏風 石灰壇
弘廂板九枚ニ立荒海ノ障子南ニ手長足
長面障子中渡ノ綱代布障子 墨絵也
二間ト上御局之際ニ南昆明池障子北ニ

嵯峨野ノ小鷹狩南ノ切妻ニ有鳴板見
参板向上戸放立年中行事ノ障子
見建暦御記

ひんかしむきに

義 西面の簾中におはしまして書院をと
のきて毯代を敷て其座は東の庇
南の二ケ間ニ茵縁の畳二帖を敷ならへ
元服の時東面と云々 敷て其座の東に
冠者座とさまて理髪の座と云々

いしなとて　倚子

義 南殿なとの儀は倚子を用るし 清涼
殿なとにハ倚子を用る事なし凡倚子ハ
南殿なとの儀也 倚子と兀子とは称
せし冠着加冠理髪とのし平文の倚
子也 但公卿の座ハ毯代を敷兀子之
よ此後なまりまはえたしおはしま
其外の東の庇に東むきに倚子
なとしとなとまりて其ハなとよの所倚

子や小朝拝の時のことくあるへし　冠者
の作法引入の大臣は作法おもくあり
と引かるへし　てよむ時は常の手本と
ここえたり給れて倚子の先例とある
るにとよりは　秘義
私式義も給ふへし

くわんさの作法　秘
冠者ははしめ元服するへしと云源氏君
の事也

むさいは大臣との御作法
引入大臣　加冠人の名也　秘口伝
是は加冠の人也　理髪の人をはとちや
しまといひとよりて冠時巾子をし
あるまと差せしめて理しくの加冠の人
よりて冠とさするし是と引入と加冠
ともらそし法ねは巾子とねくそうに
元服の時は勇立するし　これを授巾
子は冠とらうへし

申の時にて源氏まいりたまふ

義　成明親王　天慶三年二月十五日申刻

時綾綺殿の東の庭にて御前よとい

て元服をとくして此時刻それのよしも也

とつけて見るへし先例おほき事そ

かねう

みつらゆひ給へる

秘　童装束の時は総角とそいふと　河　髪剛

ゆふ物也

大蔵卿くら人つかうまつる

花　備統ありと見ゆるも下の詞にいとき

よらなる御ぐしをそぐ程心くるしけれ

は理髪の人をいふときこえたり

されとも大蔵卿の蔵人は蔵人頭乃

大蔵卿とよむへし

秘　河海に権との説あれとも非義

然るへし蔵人頭大蔵卿理髪し

給ふなるへし　此事弘安源氏論義に

と一乃難義なりしかれとも今の世には
たえて用ひらるゝことひとつもなし
私 此外諸物に花鳥等を画ゝ
河 雄略天皇之世ニ始テ有リ大蔵官之号郎
以テ参ノ公酒ヲ為メニ大蔵官ノ説トミゆ
うへかんやとあるのみましられ
秘 海とは懐中の物さすとわされける
此事し
装 元服之時后宮作紙屋中例

延暦七年正月甲子皇后御前ニ敷ニ
延喜御記云菓和五年ノ日記女房侍
料障子二脚ヲ立テ又屏風ヲ以テ座ノ
後ニ施トミゆ
かうりし紙にて見ゆやとミ有
箋 苑 西宮云親王等侍従衣ヲ黄衣し
此条ゝ有れ冠者の体有し康保二
年八月御記下侍東方一間施立屏風
其中ニ土鋪二枚茵一枚ヲ敷テ衣ヲ換

而今案一世の源氏は元服のとき下侍
とりて座すへし而后次に西の対に
わたりたり　以上花鳥
私殿上ハ次に下侍にてとりて敷し
御そのかみまいりて
秘
殿上の下侍にて調して童ハ装束を
ぬきかへて御前に黄袍をきたまふ
なるへし
花
元服の後装束をあらためたまふ時なから座
花鳥の説不然

またき童躰(トウタイ)の時ハ赤色ハ闕腋(ケツテキ)の袍と
見えて殿上の童も赤色也し元服の後ハ
源氏の君も位のへし衣服令云無位ハ
黄袍(ワウハウ)也し西宮記にも黄衣と見えたり
元服の後ハ縫腋(ホウエキ)の黄袍をきせまつる
なし但延喜式ノ縫腋(スイトウ)衣(ヒラ)察式云無位ハ浅
黄也先にまて長和二年三月廿三日行
成ノ記云新冠西王着黄衣其浅黄也世
謂之黄衣ト此記のことハ縫殿寮式ハ浅黄と

緑の色に會釋して世これと黄衣を採
もとと云的を為して作り出すけるにしよ
てうのうこ云ふ親王の服飾は緑袍を
用ゐし時あり　縫殿寮式に二の心得侍らさ
黄とよむ時は今の文の黄衣とれ遠さ
ことはさとよめは緑の色とこそも
權記の心なり　西経は物語は桐壺の
御門を延喜の帝になすらへ作れ
ものは以前のなし　西宮抄一世源氏の

元服の所にも黄衣とあり　青黄袍の
説を用へし

おりてたらし事てまつり
義
親王は御葬門より入て東廊にて拝
舞あり　童子は菊御衣を給て主
上にて拝舞あり　拜一項
男子人源あらし
拜
源中にて元服の儀式は基盛のには
事たりしるとさてまつらんかし

河これはおりひは御門もこれ御覧なから

秘
知へし又多し彼さ由と感しけるや

春宮の御元服ハ南殿の壺上にて于

ありし其も臺下にてわたる前り宿

源かくれとらよ儀ありされとも多し

源氏の容儀をほめたと感する心ニ於て

義
一説源氏君の容儀を優美と感する

よ源おらすとらハ非や

私 各様の義参差アリ 宜随所好ニ

みかとつき給ひて

哀に念しせへしもあふとわりされは

うちそへ元之のひ紙ハ御ねし

むかしの事ありなへし

秘
御門の御心中前にも御息所の事

うとりてさうしよ哀の事と思

しめし思召されけるも感情ふかし

河 雅（キビワ） 日本紀

まひまするかと

武物等のうち等の中にあるむしろくさ

娑とゝ天の意をとうき地の義ゟする
ゑゑといてりえ黄ゟする共称りき
ひとまり陽の法にて濁て清に
ゑうぐるべし

阿けをとり
む あけをとりとは童そてゑめゝさくの
髱して見をとりするをとりふとあきとは
髪をとりしてあぐる也
私 一説阿けとは眉をあくる也といふ又

阿ををとりトハ 文字を清てよむ
ゑの也は緋をとりく 緋の袍は緋袍を
やわらんとゑし ゑ 但不用之
うちくしきさ
河愛常(ウツリツヽ) 万葉
引入(ヒキイレ)の大臣(ダイジン)みをとるに
葵上の父左大臣後とは摂政太政大臣
よの母は桐壺御つの妹なりしや
のこさ桜とくべし 葵上の先祖伝大臣を

河

も帚木巻に元服の中将とくらへり
らいゐの君一世の源氏にてあるさ
ちかき御世にをくれたまひし時の
太政大臣のむすめにおはしましける
なほし夜にとしとりておはしましける
さりてまちせずなりぬるよ

秘

光は葵上の事也又河海にかくのことくの
物語の事ともとり掛其の段仕候
にも又まうしてむかしむすめとこの

みの婿にておはしますゆへにてまつ
らせと朱雀院の母后のことにし
も弘徽殿の事也弁の源氏にそひと
ころのことく元服ののちそひふしにさりけると
あるにや

是又わりも御事也こゝ
朱雀院の御事也前よりも
内に御心ありけるに
左大臣のむすめにて葵上をけるなへし

そひふしの事

横陳 遊仙窟 注曰 在身傍横臥也

延喜十二年十月廿二日保明親王元服

夜故左大臣 時平 女参侍謂副臥乎

李部王記

寛和二年七月十八日三條院 于時親王 元服

御元服同日皇太子年十一法興院

大相国女尚侍綏子為副臥 見大鏡

光源氏通ニ執政臣ニ事

九条右大臣の女をそひしめてつかはせ

西宮左大臣高明

新古 はしめはいかなるへくてあれと

かりそめにたちかへるもゆるさぬなれ

葵

元服当夜 嫁娶例

村上天皇四皇子為平親王御元服其時

高明公女元服の夜被嫁之

かよはせのひかれん

内裏よりも葵上の事とよまと

傍にさしをき
さうしあり
左大臣内々用意あるべし
此ふたつは御前にて行べく
秘説
敷上にて盃酌あるべし
さふらひは敷上の事や敷上へなと
みさふらひとあるにもあり又
侍所ともいふ源氏元服の時はうへさふ
らひの御侍子にて御椅

盃酒の事は行ふと西宮に見えたり其
時冠者は親王の座の次につくべし此
物語のおもては内侍宣旨うけたまはり
まうでて其よし奏すべし
あり此下の詞に此盃の次に御前
なとに御せの人々なし見えたり
らは盃酒あれば御敷にて座
あれや又花鳥一本云西宮にはみこ
とに此盃酒は敷上にてありて引入

大臣より御前へめされて御盃を
給はるべし　此業に御装束親王
の儀に同じといへるは北大麻呂の御
元服あるべし　天皇此時の侍従にお
ほしめせは元服の義をうち上敷
上より出御ありて御侍子につき給く
御遊はするべきにや　是は物語乃
心にて見え給へし　　是元
社
にほひに給ひて給ひて　あふみさきま

いふともまかりては上りて御遊盃酒まて
ありともそのまゝ事は聞へさるらむ
まいるとくわいは時に御前へめされて禄天
盃するとえ給ひのちへみゆるべし　前日
限阿る事にて事をとくへといへるは若す
元名
河
侍敷上無し　親王元服時下侍備体
例也　殿上六間　神仙門東之間西三
間也　上戸有り　小蔀　主上敷上ヲ　御絵

又九本に　倚子 有霞懸幛　蒭杖和琴　碁臺
盤之脚圍碁障碁局筒在鬘朱
亭櫨大櫨　髪杖撤之　不有り又横敷乃
前に立硯 も硯　春冬有に蛮幕小校敷西に
有に掉間小庭に時簡膳棚アリ又近代
横敷ノ押角柱に付テ薄苧絶ツ呂小舎人ヲ
之時蔵人所之二条院ノ以時以後より
建暦御記
おほみきまいらするなり

文選ニモ冬醸
接夏而成
一句のみ清
ミてより
又万葉云十寸ト
かきてきき醸
すりつくる
ところなり

御酒　日本記　酒曰　或神酒
旧事本紀曰于時吾康葦津姫以下
定田号狭名田以其田稲醸天甜酒嘗
之矣　本朝事記云天皇 応神 之代於テ
吉野之白檮上作横臼醸大御酒献大
御酒之時撃口鼓為伎式ハ神酒諸
神の祭に皆酒を供する也　神の字
とみきとよむし　人の言季冬遊テ春熟
と夜飲スル之季なりしは之寸酒と飲

昔称凡三寸斗にちゝつりさるなに仍
号之也寸ノ字をキトよむしかるを四
寸五寸と云しは芸之木杜康造酒家求
黄帝の時に宰人たし杜康か妻男の外
へ行けるに男の見の飯を閏其の
こまりにそうへとさけるに香ありて見
酒となりけるし是を樹に祭ける
此故莊此白ちの事によ相ける
和漢の起縁一同也

みきちの在乃来に源氏説あるお
もしもしきそ記す
秘
引入大臣の家へもちひゆつきより起
養
花為より始花酒の時冠者乃源氏
を親王此在の次に着とえて李部王
記延長七年當代の源氏二人元服時
盃酒御遊の君母源氏空位の親王の
次よつて作するてしきと源氏无位
の人されて親王の次に若つきいそれな

西宮一世源氏元服ノ時ノ叙ハ源氏ハ従四位上ニ叙之中載之

さ故に別勅にて如此とかけるとおほしき
またあしきことを絶すといふ左大臣の
源氏を舞よとあへる事とおもひ也とも
ふる掟は後物は志は世り趣とも
之光院此義を用られしを源氏の左
列にられなき源氏するを左大臣の
氣色をこころしきこと年月此頃し
とまりと元あいしらひ給ひは
源氏のとゝくろすなき給し

お詞人より内侍せんしうけたまはりつたへて
箋 西宮ひ丹いらく内侍つまどのりとにて
川へと北に女蔵人縁をとをりて長階を
くたりて皆をとられして庭前にて
拝舞ここ
河 内侍宣事 蔵人奉勅宣下也 見西宮記
侍中ハ内侍し 見後漢書 蔡月碑 不封古殿官掛語
人参するハ内参といふて
おとしまりて給へ歟

河
大臣 日本紀 旧事本紀曰出雲醜大臣命
軽地間峡宮御宇為大臣奉齋大神
其大臣之号始起此時也
引入大臣も殿上の盃酌の座よおりし
ますまし此前の一献母めし多てまつる也
秘
し内侍宣旨うけたまはりてとりつたふるを蔵
人方の宣旨といふ内侍宣といふは蔵人
多くしてめしつるといふやうよ河海よは
志るされたる也此所いまた女房の中
母内侍なるへくへの御まかなひまゐりて
殿上人みなしてつかうまつる儀式にやと
思ひ侍り然とも此事猶は非とも某図
をうし
御うへの猶かへ此命婦とりて
秘
引入大臣なおりて禄をたまはるなし
弄
内命婦外命婦とて内裏に祗候
するをは内命婦といふそ是れとられ此
命婦といふ也し外命婦は臣下の妻を

きぬさたうちきに御そひとくてうちまへの
きとあり
河 白大袿一領（キソホウチキヒトクタリ） 親王元服加冠禄 白大袿
天皇御元服の衣一領し
一荒袿者大小並衣上にこうちきのうへ
うちきと並ぶし衣のうさのは表わたに
きさうのもさ小袖よひとし
餘 西宮加冠の人に禄白大袿一うちき御衣
一かさね禄あり 延喜九年二月内侍取之

拾 大臣には加白橡（シラツルハミノ）御衣ヲ
袿は衣の事なり それは大小あり小
うちきは女房のにて着せぬなり
衣そさき御ぬなり 一尺又表裏の
うへなる物し
和が男は束帯直衣などにも大袿を
かさねるし身てきぬのすし 一尺
一 大袿の事 小うちきに対して大うちき
きと称せ衣と名別のあらし衣ありて

けちくハ其文布定ハ織物にハ綾し
文を浮文と号し裁縫御相ハ男
の装束ニハ女のニハ若ハ用ハ文を草
とのかひさに若ハ物し
小袿事　是ハ女の宿装束ニて唐衣と
若せさる時表の上ニ唐衣ハ代ニ若ひさ
けるしくハ世刊し入用此よかかし
此住東山左府實煕公嘉吉之年ニ以書
状被相尋一条前摂政殿兼良公殿ニ仍今

勘付絵文章写之也　望卑苑
流ちうすのにむそて子
卑
清涼殿ふて例しニ深義とうか
箋
西宮云王卿候御前給廂賜酒肴有拝
早御遊
相三至帝
いとさうさそいりにゆひようつさ世と契る
んそむすひしるかにや
秘
いとけなきとうかハ結しいとさうるさ
いふへしとさと

竹
稚 旧事紀 イトキナシ いとけなきハ稚事也 いとけなき
おさなきといふ心也 為家ノ説
苑
御門乃御縁みちたる世と聖徳心得乃説
の御女葵上を源氏君の北方にふるよ
さうらふ物のよすし 下の句にも御元へ参り
てかしつきさせ給ふとあるハ此事也 以下
私 冠ハ人に作り物高く成ておもてハ
元服のよし 幼童乃ハむすひあけつや
とハ源氏此女の事をいふなり 説

御もとへまいりてかしつきせ給
秘 葵上の事と云ふよ こと此御そとし
源氏注 むすひつる心とふかきいとゆひなき紫の
色しあせすハ
秘 紫とハ契りして心と云 但今ハ元服の
ゆかりの色にてまへてふかき心ハ源氏君の
御心をそ色にてそかへらぬと
河花 君こそ此稚やつもとろしこしかれ
それしとゆかりに事ハそくとなる 拾遺抄説

忘元服未結髪之

様ひとつにゆひたるさま
童の髪よりつまをおりて男女共
結ひ上たる也 八雲御抄云 河
髪多くといふ事也かうつり横にしろあ
せし事 但河のまつりのうつりにかはせたらん
と後撰によりて為かれたると云々
なと結ひよせてこそ業とよあり
又女も業とよへ侍し

私云 かせつるとは陵夷といふ心也 陵は
うやまふ事 夷とはたひらかなる
ある事を岳は高くしてたひらかなる
所にいたる成みたしたる事と也 世の
人のまもりね心と申すこと世ある
清くなりと河せてあるときさ
おかしよりありてふかし所
長階（ながはし） 舞踏 その舞 足の踏
を 長橋といふは御殿より南殿へわたる廊

さりし大内の時ハ此所よりさゝへ行り
引入大臣以下も此階よりおりて御
前のきさはしより南殿へ参て拝踏
し給ふへし との世には長橋の廊より
上り給ふものなりしとそいひつたへし
私 大内よりハ階あり 今の長階ト云是也 里内
ては扇ノの中すみて物すれはも長橋といふ
是河竹の書様ま字也 見別 此所也

未だ見に若無口宣案之 河竹ハ長階花ニハ長橋 とアリ 階橋の字ハ見分たし の字の 見別十九中之

河

北面 龍尾再拝 次左右左立 次左右左居 揖

後立拝次小揖今案先立小揖次再
拝次置笏於左立左右次居左右左次
取笏居揖次立再拝次小揖退出已上
内院之儀也 他只再拝退出一説前中後
揖有無様々説 官とせ

ひとつのつきみ御る

秘

花

花鳥よりそうし 弄
ひとりのつきみ此所ると右る京極御息所
私 左の所のなるとかは左馬寮とも

いつれ左の此ところまとのりりを
廿日武田より引進する此馬を置ル
御監とて左馬寮ハ左大将右馬寮ハ右
大将の御管領し

蔵人所此鷹すへて

秘　これを花鳥よくらし　昇

昇　鷹ハ蔵人所の掌し

河　蔵人所ハ按書殿の北面し御鷹飼此随
身ハ蔵人所の被官し掌儀ニハ親王元服ニ

馬ヲ乙リニ不及若有遊宴之興ハ君可ル
之史新儀式ニよりたしらり鷹狩ヲ見行ミ
章巻ニ凡上古如此之様ニ馬鷹之事ヲ陰
時客ノ若者以下ヲ召出シ鷹心道之者ヲ
或親王元服ノ時賜鷹遊猟シ有
西宮記ニととし
上卿要抄云御鷹飼事奉勅作ニ按察
遣使馬寮未ニ以前下文作禁野ヨリ上海
昇　蔵人所ハ禁裏仙洞執柄大臣家ニあり

上乃汝の間に布障子をたてゝ蔵人所
とえし地下の者の候所也 一説
或抄に鷹なすとといふは出納と云職
諸文書をとりあつかふ也と云々
私云大臣の家に馬鷹をかふことを
かえりける事ありとて前の内に
しかれハこれの執着へし
蔵人所の鷹をとりハ鷹飼ハ蔵人所の
所掌し出納の役あるへしと主鷹 苑

うしろ補せらる昔ハ出羽陸奥国より
鷹を貢せしを蔵人所より奉する也
但親王源氏の元服に鷹を出納に
する事いとふし也家にて其例あり
禁中の儀にてハ多しあまたの称也
西記あり今ハ蓋よりも多く書るせる
そ此地絡の作様也
國史云陽成天皇元慶七年七月十日己
巳勅弘仁十一年以来主鷹司鷹飼卅人

犬疋の食料毎月宛被司其中割鷹
飼十人十疋料宛蒐人所負觀二
年以後無置官人料事停止冬鷹
飼十人犬十疋料永以倉良宛蒐人所
村上天皇御記天徳五年正月十七日法
皇所進鷹犬於侍所覧之 肥信申之 朝忠卿
右令申之故御春武仲遭喪之間以源教
權爲御鷹飼以件例左近府生公用
遭喪之間以源撰被補御鷹飼仍使

令補撰々此故濟男也
同御記云康保二年七月廿一日作蒐以
延光朝臣云以左馬助滿仲右近府生多
公高 元右近将監之用讓 右近番長播磨貞理 又右馬属陳平
讓 木畫爲御鷹飼
小右記云天元々年四月廿五日昨日從出羽
国鷹八聯大八疋今日熱物忌今日依御侍
右大不動是東常磯月鷹出自侍所仍御
鷹下御院畢出之所ノ衆出納木幸夫

入自仙華門跪御前令覧之各牽出
其後召犬飼等覧之牽犬蔵人頭家
親令班給ハ鷹犬并一御鷹犬等被奉春
宮次賜近江供御所次御鷹飼次第相
取之出西陣下於此更須奉宮之後給
御鷹飼等然後給供御所御鷹飼是
不知先例欲随御鷹次第給犬也
右鷹飼為蔵人所之所掌證し出羽よ
りまゐりてまいる鷹とは此後時は最上

の侍臣等よりまゐりて給くなとい一面衆
出納ホこれとりて東庭よりひきつき
て給はるし源満仲も村上の御門の御
時の鷹飼の一也

吏部王記
承平四年十二月
廿七日先明延
長子源氏於
中務卿親王
家加冠云々
入夜以女
装束賜馬
鷹ヲ理髪女
装束

同記承平七年二月十六日與中務卿ノ（延長字）
君猶東八条院同行明親王今日加元
服先日被招之故也右近少将良峯ノ朝
臣義方理髪親王髪大臣加冠云其尼
大臣女装束加紅ノ細長ヲ賜ノ鷹馬一疋

方ニハ女ノ装束ニ加フ童装束

同記天慶五年十一月廿二日威明延孝

源氏加元服右大将實頼ヲ加冠纏以大

将ニハ加フ馬鷹各一ツ

右元服引入の縁ニ馬鷹とする例也　但

此末之例ハ禁中の儀より行ふを私家例

同記兼平五年十二月二日左大臣猶ノ男

元服ミニ纏以王公及理髪者ニ二親王各馬

一疋理髪ニハ加鷹ツ

小右記云天元々年二月廿日八宮御元服仍

参小一条院理髪頭中将正信引入大臣

雅信 引入縁并馬一疋理髪鷹一聯ゝゝ

右理髪乃引入縁ニ鷹と為例し

李部王記天慶四年八月廿四日暁景譜

延光 為明源氏ノ五条ノ宅ニ其夜南廂東以西向

引入ノ座土敷二枚敷茵為即催ノ左大臣猶ノ就ニ引

入座ニ觴行六七巡纏以引入女装束一襲加ニ

小袿一重ヲ引出物馬一疋理髪纏以手条

退帰追賜馬一疋鷹一聯
右元服の時見訪王卿の門出物に馬
鷹をのす御し
今案野行幸之時は四位以下は鷹飼
の装束にて帽子せさる正月大饗の
日は随身鷹飼の装束を着する時
帽子摺染狩衣襖鷹と称すり餝
まへ抜つり付たる雉をもて時よりを
くに来るまうしと表すると今は地銀

ありしくは加冠の禄は鷹これ人これ
をすへていたりの装束をきてさそ
やはらすゑしたる面見えし据鷹飼
の名めなわっされて野装束とをと
侍さるわりを着人々は御鷹飼随身
まとすは装束まて鷹と称するに
して引入の大臣の随身にかさすさ
まや去りは中なけとさし歟とよつ
侍さりや足荒る

みつのりとにたこあらかんくさらかつて祝く
清涼殿の階下ぬへし親王公卿まいし
つ拝ハ別してし
私 親王以下の緑を給し
昇
同云門入大臣の外北面し緑を給ふ
も例お家元一菩涼年君の元服より
緑を給すれハ其後北面元服の時北義
と表すへし 其例 給たるく緑を
しる事なし

私 これも事をとへてある儀ともあるへし
その日北面の人の折りひけ物とも
おもてうけとよむとそりわけるあかし
竹
折櫃(ヲリヒツ)献(コ)物(モ)或ハ籠(コ)物 奥ハ葉餝とも云
西宮記云木物枝物ハ菓子を餝とも
て藤桜をとりて五菓と今て木枝或ハ
松ニ付し大臣以下取之後ニ臨時ニ
給へく綱せつあて元服の時北面のさけ
しる物し

掌中暦曰五菓柑橘栗柿梨已上行
献物ハ惣名也元服の人にたてまつる
おし其中に親王へたてまつるものと
いふ文折櫃に盛るとあり親王元
服の時ハ献物あり三郷以下これと
恐て座中に列立する時中ノ一大臣一
人座よりて渡りて行之のあひとゆ
つとめれたし上首の人参して云其の
事てまつる御贄を申て其物の名を

奏して其時大臣陣云うしなてよ次人則
膳部（セブ）内膳（ナイゼン）司（シ）ラ等すゝミ出てうけ取て
一世の源氏の元服にハ献物ありけるや
但此也後の詞によりて事にをとくは
尾さセのすゝとそしられたり一世の源氏
元服にれらも親王元服の例のとく
献物ありと右大弁うけたまはりて申さと
ちかりけりや
右大弁うけたまはりて

箋 右大弁勘仕例　天慶三年二月十五日

源清平　右大弁　勧盃

とんしき強飯のうへの所

屯食(トンジキ)ハミいひをとりかためて下臈にたまふ

飯なり

禄辛(ロクノカラヒツ)櫃内蔵寮の禄し是又元服

にかぎらず親王元服にかぎらず但臣も

結構之儀人

花 屯食ハ元服の人それぞれ家より諸陣の

役者にこれをたまはる也　惣じて西宮

抄にそのよし細かにしるせり　親王元服の

時ハ諸衛の官人各下知して調せ

しむこれ源平の元服にかなへり

禄の辛櫃ハ親王以下の元服にこれ

とりても是又御元服の時のごとし

さて右の類に是又凡の元服も数多

ありていちいちしるしがたしとの世話なり

秘 屯食の事　河海抄西宮抄を見られるべし

緑れ年櫃は[illegible]御元服よこれを
あつ頼しゆ下のよは文儀はましとい
ともよろ川は年をへける御しう[illegible]
きさらしこれは初後のうきさ白始し

河

延長七年二月十六日當代ノ源氏二人元服
其母屋壁代撤晝御座其南立倚子為
御座孫庇第二間有引入左右大臣座其
南第一ノ間置円座二枚為冠者ノ座置西面之
円座ノ前置円座又其下ニ置理髪具盛柳筥先西

大臣被召着各円座引入訖退冠者本座
次冠者二人立座退下於侍所改
衣裳此間両大臣給禄於庭前拝舞
不著一当出仙華門退出於射場着当
撤禄次冠者二人入仙華門於庭中拝
舞退次参仁和寺帰参先是宸儀
御倚子親王左右大臣已下近臣
末同候有盃酒御遊両源氏候此座
候四位親王之次纔作也奥方壁下也源

更ニ大臣以下給祿ヲ兩源氏宅、各調テ屯
食廿具ニ令ツ分ニ諸陣ニ所々ノ屯食事
天慶三年親王元服日内藏寮十具穀
倉院十具已上按察大臣作テ之調フ之
衛門府五具叔作儲之左馬寮五具依
監作テ之儲ニ之列ヲ立ス南殿版位東ノ其東ニ
春興殿西ニ立ツ辛櫃十合ヲ件ノ菓物有テ宜
旨自長樂門出入上卿ニ作ツ弁官分給ニ聴
史二人勾當其事作ニ擬非違使令分給ニ

弁官三太政官二左右近衛三左右兵
左右衛門二藏人所二内記所一藥殿一御
書所内竪所一校書殿一作物所二
内侍所一采女内教坊一糸所一御匣
殿一

中〳〵おほくもうくいかしくすん
元服の事上東宮親王源氏いつれも差
別ありこれを東宮よりはまさるりと
されは中〳〵法度よりゆつてね心にく

以為苑

これ桐つほの御ことに源氏君御もてさせ給
元服の夜嫁娶の例源氏挽役の女に
通するよしおもむきあるへし御そへには逢
いときひはに

源氏君の御さま也　きひはとおさなき也

秘
似けなくはつかしと
此ゆへ女はゆへ〳〵しくしき心也

女君はすこしすくしたる程

河　秘
源氏十二歳　葵上十六歳
葵上は源氏より四のこのかみ十六歳なる
ゆへ此年のちかひしうき事とおもふ
ひて姑葵上は源氏を似合せぬ事
ぬとし

おほえつへしと
私
葵上の心中也

河異
みつからはいとね心も無礙たし前り
みつからいとゝしくも気となくなりたるひとつ

此おとゝの北の方ハ
并 左大臣関白のえし
もと宮内の北ひとつきさいはらのみかん
葵上の御母ハ御門の御妹し さらに御
ひとつ后腹とし
おもきやうなり
おちらわひきうくしこそ御めへし
この君さくおりしそひあれた
此左大臣のうへ源氏君の威勢のくられ

なよしや
春宮の北方ちかくし
二条太政大臣 于時右大臣 弘徽殿女御父
朱雀の外祖
御子ともあまたさふらひしか
是ハ左大臣の子ちらすわ

左大臣 後に摂政太政大臣

蔵人少将 後に按察大納言 母桐壺帝御妹

葵上 夕霧大臣母 母同蔵人少将

左中弁

藤大納言 此三人系図ニ見タリ 女ハ誰トモナシ

春宮大夫

宮乃御ゆかりの人にかねてそ

秘 後ニ致仕大臣と

河 蔵人少将事 光孝天皇仁和四年十一月

始ニ被補之 于時正五位下左近少将源湛 名ゟ

正五位下左近少将為藤原敏行也

執政臣息補例 清慎公 実頼貞信公一男

母宇多院皇女 源順子

延長十九年正月廿八日任右近衛権少将 延長

四年正月七日叙正五位下二月廿五日補蔵人 年廿七

謙徳公伊尹 二十五 右大臣師輔一男 天暦二年正月卅

日任右近少将 去七日叙従五位上 二月十九日補蔵人

此例清慎公例相叶又貞信公 于時摂政左大臣

母宇多院皇女醍醐御宇五位蔵人 未定也

右乃例ともみな此中にはよろしき例と

左大臣と右大臣中よからぬ事也

うゝさ紀宮乃君は
右大臣の女　弘徽殿乃妹
なやまし里すみとも見えし行かれ
源氏君御前さかりにをかしくもなに
左大臣乃里亭葵上のもとにもおはす
もえおもせぬとし
心のうちには藤壺にのみおはしまさとあくがれ
ましと
源氏の情なやまし　葵上の車とあらそひ

ところつらしとて満心わかれに又源氏は
藤壺の思ひをいとおしくおもはるとおもふ
うつせみ并御中よりとうらとけ
もしてゐるくまでも
あつひの君
葵上の事ありて
あはれさかりの情ひとへ心
源氏の情さめまつり　いはぬさなかさに分
別もなくましさ称し

おとなに成給てのちハおかしやかなりし君たち
のたまふ
む
桐壺まてハ源氏君十二にて元服その
うちとかくさ侍れとも此物語にハ十二より
已後のことをつゝけせて侍り
帚木巻とのあつかひ十七より十九の年
まてのことをかけるを横なれと此一段
の詞此中よりおこりて候へし
私
源氏おとなゝりし御のことハ君つかひなるのお
おしはかす藻中つゝハ逢給ひもなし
ふと物えの様よそしかりひ
御ハ君つかひ節ハ源の事とも一説に
ちさやしかれ人ゝうして此絵柄たる
事なり
伝のうち御ふるまひを
君つかひの出来なり
うちすきみちこの御しう
源氏内裏よりのとさかりてひのすかて

五十日（イカムイニ）にあらひ給て葵上のめのとハ二十日（フツカミカ）

（秘）婚つかひとも也

五十日にあらひ給ハ内裏よりまし

まし所ハおさなき法なとよ

源氏の幼稚よりおもはれし葵上へと

くしくおはするとはのきもやかなと

御うへしのへ

（秘）葵上のうへ源氏に法をさへより

法師よつく座す

源氏の御代よりて事ともして御葵上

へおくりすゝめしとし

（秘）おかるゝしあるしつゝ

（葵）おかるゝしハ穏物するし事

いつくハ幾（イクバカリと）しつらかしつ心すか

行とうすと程んしるよおもひらるとし

みまもし

うちよいりちの七けつると

（竹）淑景舎　桐之壺也　舎ハ殿に渡し康人の

建暦御記曰
柏遊年不見
但荒廢之間
去夜庭有柏

家なとも度々雑舎なとハみなこほし
大内の五舎ハ仙家の五所よりさきと
西王母か家に五城十二楼あり又舎中
の儀也

秘

源氏君禁中にての直廬にハ母御息所
の住給し桐壺とハかくいふなりし
さしこやと所北殿にさしのつほねまても
母更衣のつほねもしてさふらひ
又給ハしとハ母更衣祖母北方とつ元

又源氏君にさふらひける人々
給ひのとれハとらしさなくと給ふさに
けり

秘

二条院事也　木工頭修理職内匠寮
行海木工修理内匠ほとさと行り時
用あかハ木工のつかさ修理職多く
みつからして事しるをねんし出望の
是ハ更衣の里也　二条院とて後に紫上
すミ給ひし
花鳥に源氏の人々か准拠之義又殊勝し

む
菜苑お絵らくて大殿十五代　威明帝
のすまひ世給ひし二条院としるしたり
世給ひてまとまりよれ西の京も東と此心の
ゆくかたあり給へりしこの世のくに今案
法興院は二条京極にありしとは二条院と号
せしを正暦二年に法興院といはれしとか
何て是てるうり源平の比までの二条
院はこれなりけりと云へりや　池上苑
養月之

丹念う行き給ひし所にて世終
河　無二　私　千載集とりとも同じかるべし
池のこと浅からずして
私　池のほとり中より左右
河　樓額題鴉鸛　池心浴鳳凰　白氏文集
苔生石面軽衣緑　荷出池心小蓋疎
ちりぬるもうけとやとかくねがの花
新拾　池の名を行きひしもなき
かくてもよかりしかへと

花 はゝきゝのひのこと紫上後より
二条院よりすまゐの人なり
弄 此君二所共大臣と云は中将も人
なとありしかは又若菜のまゐと也
ようまてとの説也
秘 一義大臣ありしかは中宮なとをとして文若
菜と云ふなり 紹巴花宴の若葉の時や
異 若つかりの中宮なへとをひゝなふなる
侍し云々

ひかる君といふなは
秘 光源氏の名此事といふはてあさ清和
せり 西三条右大臣源光は左大臣也
その名をありひとをへしけなりや
とこと 私 紫光の名前に源を
こゝろとのめてこゝろしてつゝきてまゐりま
けるとそらひつくへてうとまん
秘 とすんと書とめて紫式部がこゝ
ろ事とさりせしとしまのまゝま

此心にくし色かは
此詞奇妙なかきをもちわか書たる
おといふれしかしある人の事也歟
三条にかきつきてきりけるを
と人のらひつくるとくに云なして
とききるとみえたるひとか申ようき
くるしいつれの時にとい紛と同
し 其外きらにその人つとひあり

追勘

大蔵卿　河海一本云

蔵人事

一説云　大蔵ハ理髪者ハ役送者人
名也又云　理髪之役ハ蔵人頭也而故障
之時大蔵ニ勤之也又云蔵人以兼大蔵
ニ也蔵人の大蔵ニトモ　大蔵の蔵人トモ
云須仰と　理髪蔵人以例也又云大蔵卿
蔵人執其と元服の所役ヲ勤也　但親王
元服ニ　大蔵省被ヲ備事　無先規也而

是ハ准春宮派元服の儀礼的ニかうて
ある事なりとそ又其東宮の御元服南
殿にてありしよりこそ世にひろまりけり
大蔵省周礼地官吏部之属ニ而本朝
別置當省不叶異朝之准拠者也式
省掌諸国租税諸公事之時成功下
文令文配国々者也
蔵人所嵯峨天皇御宇弘仁年中始置
之摸異朝侍中内侍等職彼侍中
也為宣旨任内侍者官者之任也本朝
弘仁以往女納言及侍従為出納宣傳
之職而弘仁初置當所以公卿一人為別
當（雇例流例之）四位侍臣中撰其人為頭（上古ハ五位又有例）
五位中又撰補之人六位中撰補四人（五人近代）
謂之職事又為要籍駈使任六位中撰
良家子令候殿上謂之非蔵人